

(案)

山形県

こども・子育て笑顔プラン

(令和7年度～11年度)

—「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の
実現に向けて—

令和7年 月

山 形 県

目 次

I 計画策定にあたって

1 趣旨・背景	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2
4 計画の対象	2

II 計画の推進

1 計画の推進体制	4
2 各主体の役割	5
3 計画の評価等	6

III 少子化とこどもを取り巻く状況

1 少子化の現状	7
2 少子化の要因	10
3 妊娠・出産を巡る現状	14
4 子育てを取り巻く環境	17
5 就労の状況	22
6 こども・若者を巡る現状	28

IV 計画の基本的な考え方

1 目指す社会	37
2 施策の推進方向	37
3 重視する視点	37
4 施策の構成	38
5 ライフステージに応じた施策の展開	52

V 具体的な施策

基本の柱1 郷土愛を持ち 健やかに成長するために	53
基本の柱2 若者が山形で夢と希望を叶えるために	65
基本の柱3 安心して山形でこどもを生み育てるために	82
基本の柱4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために	99
基本の柱5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために	122

VI 数値目標

数値目標	140
------	-----

VII 保育サービス等の提供

1	区域の設定	142
2	保育サービス等の提供に係る取組方針	142
3	教育・保育施設及び地域型保育事業	143
4	地域子ども・子育て支援事業について	145
5	人材の確保と質の向上について	153
6	認定こども園への移行について	153

1 趣旨・背景

山形県では、平成22年に制定した「山形県子育て基本条例」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、同年に、「やまがた子育て応援プラン」（山形県次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～26年度））を策定しました。平成27年度以降は、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、「やまがた子育て応援プラン（平成27年度～31年度）（令和2年度～6年度）」を策定し、山形で暮らす若者が、出会い、結婚し、妊娠、出産、子育てするまでの切れ目のない支援に加え、その支援の輪を山形に来てみたいと思っている人や家族にまで広げ、山形県民だけでなく、県外の人からも、「山形県で子育てしたい！」と思ってもらえる「子育てするなら山形県」の実現に向けて、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、令和3年に「山形県子どもの貧困対策推進計画」、「山形県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもが幸せに生まれ、夢と希望を持って自立できるよう取組みを進めてきたほか、「山形県青少年健全育成条例」及び子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく「山形県子ども・若者ビジョン」を策定し、こども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、自立・活躍できる山形県の実現を目指して取組みを推進してきました。

このような中、国において、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月に施行され、同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱をひとつに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が策定されました。

こうした経緯を踏まえ、本県においては、密接に関係する「やまがた子育て応援プラン」、「山形県子ども・若者ビジョン」、「山形県子どもの貧困対策推進計画」、「山形県ひとり親家庭自立促進計画」、そして新たに策定する「成育医療等に関する計画」を統合し、今後5年間の基本指針として、こども・子育て施策を一体的に取りまとめた「山形県こども・子育て笑顔プラン」を策定するものです。幅広いこども・子育て施策を束ねた計画とすることで、施策全体が見える化し、こども・若者、子育て当事者を取り巻く多様化・複雑化した課題に対して、関係機関が緊密に連携し取り組んでいきます。

2 計画の性格

「山形県こども・子育て笑顔プラン」（以下、「プラン」という。）は、こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を勘案し、次の 9 つの法令等に基づき策定する計画です。

- こども基本法（令和 5 年法律第 77 号）に基づく都道府県こども計画
- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく都道府県行動計画
- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）に基づく都道府県こども・若者計画
- こどもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づく県における子どもの貧困対策についての計画
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づく県自立促進計画
- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）の規定に基づき策定された成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく県成育医療計画
- 山形県子育て基本条例（平成 22 年 3 月県条例第 4 号）に基づき、「子育て支援及び少子化対策（※ 1）の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画
- 山形県青少年健全育成条例（昭和 54 年 3 月県条例第 13 号）に基づき、青少年の健全な育成に関する基本計画

さらに、第 4 次山形県総合発展計画を上位計画とし、「第 7 次山形県教育振興計画」など関係計画と連携した計画とします。

3 計画期間

令和 7 年度から 11 年度までの 5 ヶ年計画です。

計画期間内であっても、今後の社会情勢の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

全てのこども（※ 2）と子育て当事者等を対象とします。

- 「こども」は、「心身の発達の過程にある者」をいい、こども・子育て支援及び少子化対策に関する施策の対象となるこどもの範囲は、施策ごとに定めるものとします。

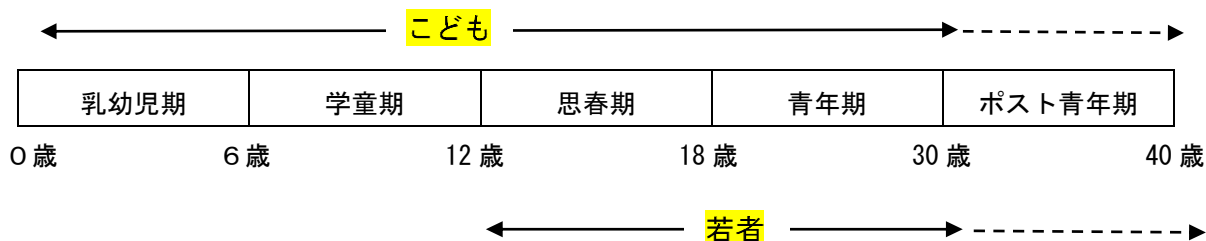
- 法令や固有名詞等で「子供」「子ども」等と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。
- 「こども」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年」「児童生徒」などの用語を使用しています。

※2 「こども大綱」では、次のように定義されている。

「こども」は、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指し、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。

なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

（ライフステージのイメージ）



Ⅱ

計画の推進

1 計画の推進体制

本プランを着実に推進するためには、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携協力しながら、取組みを進めていくことが大切です。

① 県における推進体制

- こども・子育て基本条例の基本理念に沿って、全庁的な推進体制である「子育てするなら山形県」推進本部(※1)を中心に、関係部局相互の連携を図りながら、総合的に施策を展開します。

【基本理念】

- ・ こどもの権利を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること。
- ・ 父母その他の保護者が、子育ての第一義的責任を有するものであること。
- ・ 県、市町村、県民、事業者その他こども及び子育てへの支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- ・ 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

② 県民各層の参加と協働

- 県民総ぐるみでこども・子育て支援に積極的に取り組むため、「山形みんなで子育て応援団」(※2)や、「山形県青少年育成県民会議」(※3)各地域で展開する「地域みんなで子育て応援団」(※4)において県民運動を推進するなど、県民各層の参加と協働により施策を積極的に展開していきます。

※1「子育てするなら山形県」推進本部：次代の山形県を担うこどもを健やかに育成するとともに子育て家庭を社会全体で支援する環境づくりを総合的かつ効果的に推進するための、知事を本部長とする全庁的組織。

※2「山形みんなで子育て応援団」：県民総ぐるみでこども・子育て支援に積極的に取り組むため、関係団体、企業及び行政機関等が本県の少子化対策の必要性について理解を共有し、各々の役割分担に従い、連携しつつ、率先して具体的な活動を実践する県民運動の推進母体。

※3「山形県青少年育成県民会議」：次代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年関係団体、企業並びに関係機関等からなる県民運動の推進母体。

※4「地域みんなで子育て応援団」：子育て家庭が応援団の活動を身近に感じ、よりきめ細かな支援を受けることができるよう、県内4地域において県民運動を行う組織。

2 各主体の役割

- 計画の推進にあたって、各主体がそれぞれの立場でその役割と責任を果たし、お互いに連携協力しながら積極的かつ主体的に取り組んでいくことが大切です。

〔県の役割〕

- こども・子育て支援及び少子化対策は、県政の最重要課題であり、計画に基づき、こどもの健やかで心豊かな育ちや若者の活躍及び子育てを支援するため、総合的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、行政のみならず、県民、家庭、企業、保育所等、地域社会などの役割が十分果たされるよう、必要な支援、情報提供に努めます。

〔市町村の役割〕

- 県民に最も身近な存在である市町村は、市町村が策定するこども計画等に基づき、関係機関・団体等と連携のもと、結婚支援、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、青少年健全育成、若者活躍などの施策をきめ細かく展開することが求められます。

〔県民の役割〕

- 県民一人ひとりがこどもの育ちや若者の活躍及び子育てに関心をもち、それぞれの立場でできることから支援していくことが求められます。
- それぞれの地域において、すべての世代の県民が互いに協力し、こどもが地域の特色ある資源を活用した自然体験、文化体験、社会体験など、本県の特色を生かした体験をすることができるよう支援していくことも大切です。

〔家庭（保護者）の役割〕

- 家庭（保護者）はこどもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、こどもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。父母その他の保護者は、共に家事や育児を担い家族の絆を大切にしながら、愛情と責任を持ってこどもの模範となり、こどもが基本的な生活習慣を身に付け、健やかで心豊かな人間となるよう育むことが求められます。

〔企業（事業者）の役割〕

- 企業は、仕事と子育ての両立を図るうえで、大きな役割と責任を担っています。育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰をはじめ、働き方の見直し、女性活躍など、男女共に子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

- 若者がワーク・ライフ・バランスを実現しながら働くことができる職場環境づくりや、若者の意欲向上や能力開発等の人材育成に資する取組みが求められます。

〔保育所・幼稚園・学校の役割〕

- 保育所、幼稚園、認定こども園及び学校は、こどもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所です。家庭や地域との連携を図りながら、こどもが心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、豊かな人間性や社会性を育み、生命をつなぐ教育の推進や、結婚や子育てを含めたライフデザイン形成支援に取り組んでいくことが求められます。

〔地域社会の役割〕

- 地域社会は、子育て家庭やこどもの健やかで心豊かな育ちを支えていくための大切な場です。町内会、こども会など地域コミュニティをはじめ、子育てサークル、NPOなどが相互に連携しながら、こどもの遊び場や居場所の提供や安全対策など、こどもの健全育成のための取組みが求められます。
- 若者の定着や活躍を促進することは地域社会の持続可能性につながることから、地域のおとなが若者の活動に関心を持ち、理解し、応援する雰囲気づくりが大切です。

3 計画の評価等

① 計画の評価体制

- 施策の評価は、「子育てするなら山形県」推進本部において行います。
- 施策の評価に際しては、外部委員等からなる子育てするなら山形県推進協議会（※5）において、外部評価を行います。

② 評価手法

- 計画に盛り込まれた施策については、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況进行评估します（数値目標は、P140・141に記載）。

③ 評価を踏まえた対応

- 評価結果は、翌年度以降の施策の改善につなげていきます。
- 評価結果については、毎年度その内容を公表します。

※5 子育てするなら山形県推進協議会：県民が「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」と誇れる地域社会の実現に向けて、県民と行政、企業が一丸となり、それぞれの立場で、こどもと子育て家庭への支援の取組みを推進するための組織で、外部委員等からなる。

Ⅲ

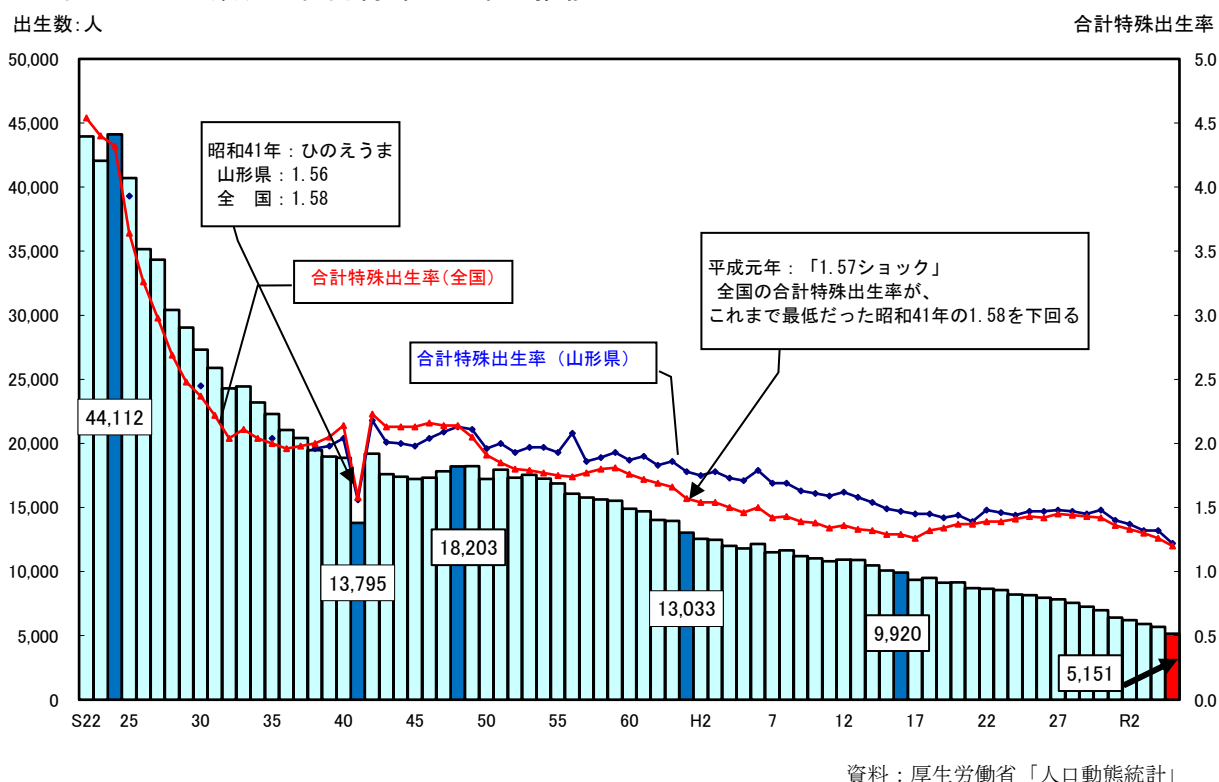
少子化とこどもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 少子化の進行

- 本県の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）には約4万4千人、第2次ベビーブーム期（昭和46～49年）には約1万8千人でしたが、以降、減少傾向が続き、平成16年には1万人を割り込み、令和5年には5,151人と過去最低を記録しました。
- 合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期直後の昭和25年には3.9を超えていましたが、それ以降急激に低下しました。さらに、第2次ベビーブーム期以降も減少傾向が続き、平成15年以降は1.5を割り込み、コロナ禍を経て、令和5年には過去最低の1.22まで落ち込みました。

■図1 出生数及び合計特殊出生率の推移



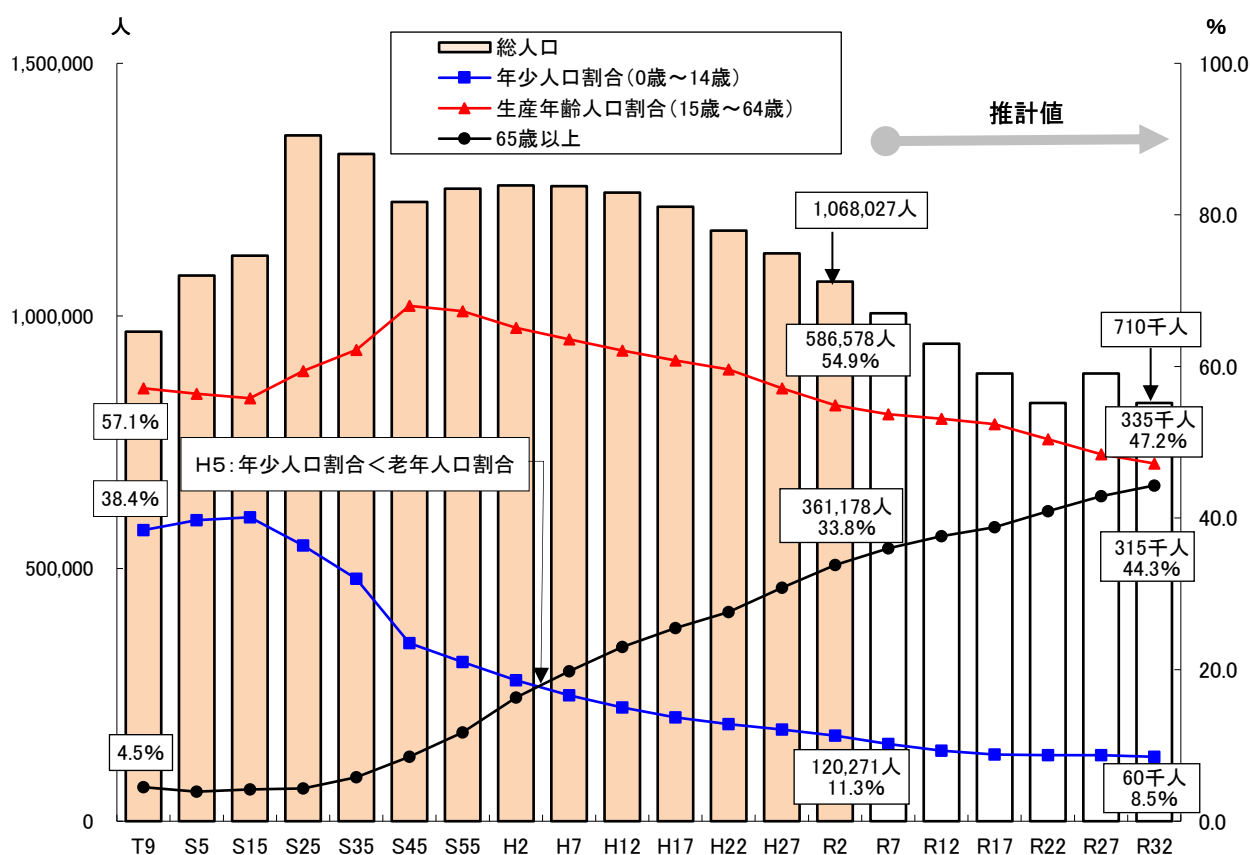
合 計 特 殊 出 生 率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

ベ ビ ー ブ ー ム：赤ちゃんの出生が一時的に急増することをいう。日本では、第2次世界大戦後、2回のベビーブームがあった。第1次ベビーブームは昭和22～24年、第2次ベビーブームは昭和46～49年である。第1次ベビーブーム世代は「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている。

(2) 人口の減少と人口構造の変化

- 本県の人口は、昭和 20 年代をピークに 120 万人台で推移してきましたが、平成 5 年には老年人口の割合が年少人口を上回るとともに人口の減少傾向が顕著になり、令和 2 年には約 106 万 8 千人まで減少しています。
- 今後の将来推計によれば、このまま抜本的な対策を行わず出生率が改善されないと、人口減少が続き、令和 32 年（2050 年）には 71 万人まで減少すると予測されています。

■図 2 人口の推移及び見通し

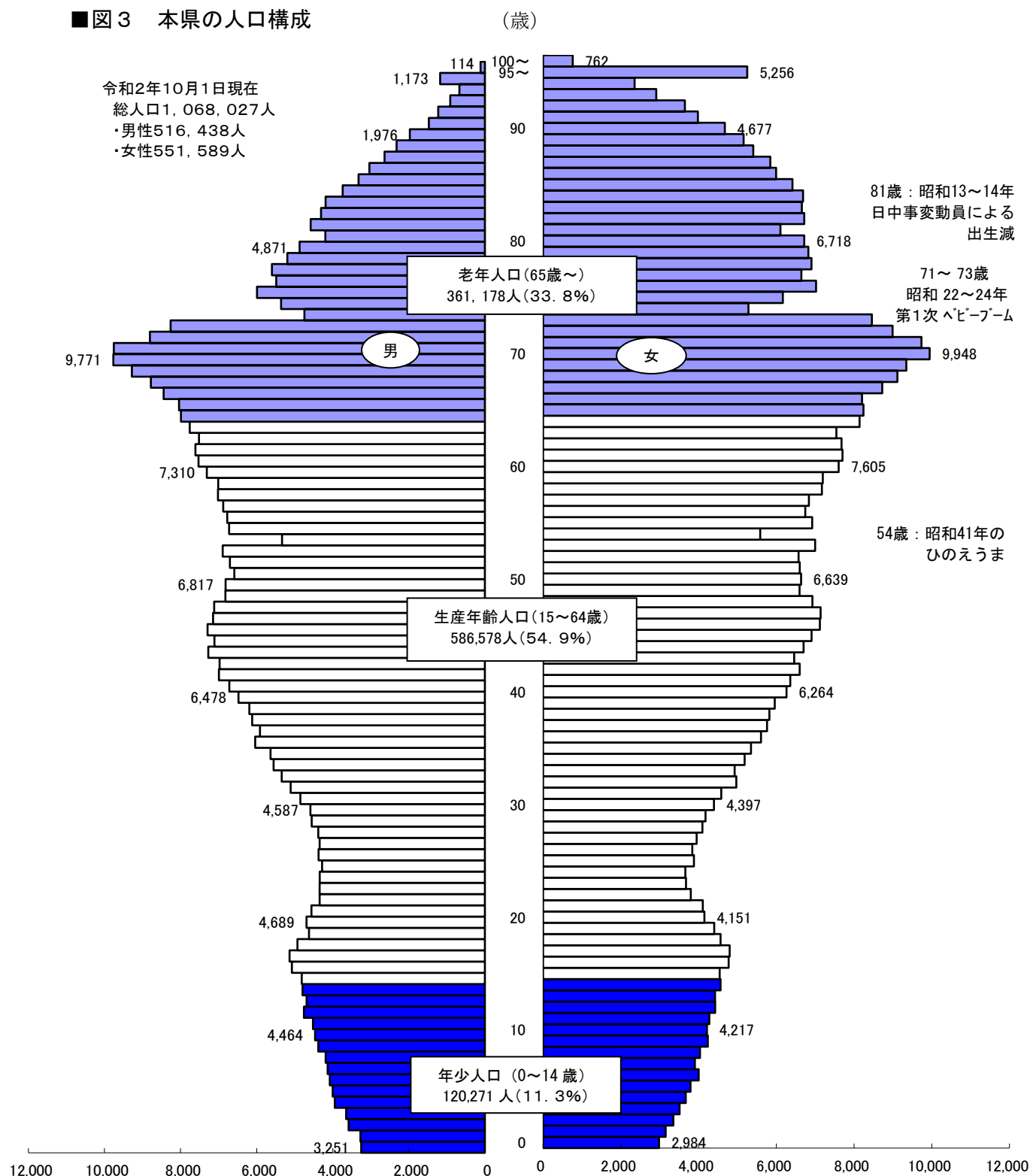


資料：令和 2 年までは総務省「国勢調査」

令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」

- 本県の人口構成は老年人口の増加、第1次ベビーブーム期の人口の増加と出生率の低下などの要因により、底辺の裾野が狭まる“つぼ型”となっています。
- また、20歳代前半の人口が減少する傾向にあります。

■図3 本県の人口構成



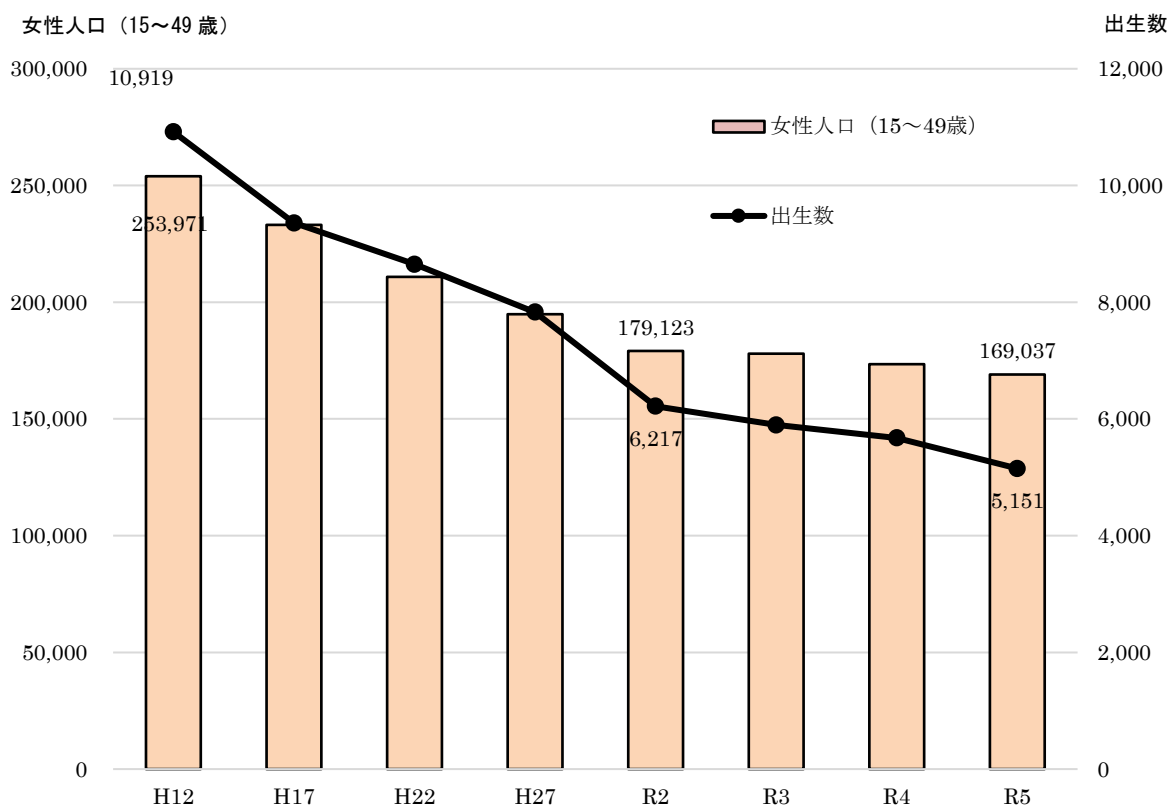
資料：総務省「令和2年国勢調査」

2 少子化の要因

(1) 若年女性の減少

- 本県の出生数は、15～49歳の女性人口の減少（253,971人(H12) ⇒ 169,037人(R5)
〔▲84,934人、▲33.4%〕)にともない減少傾向にあり、令和5年の出生数は5,151人と平成12年の10,919人と比べ5,768人、52.8%の減少となっています。

■図4 女性人口（15～49歳）及び出生数の推移



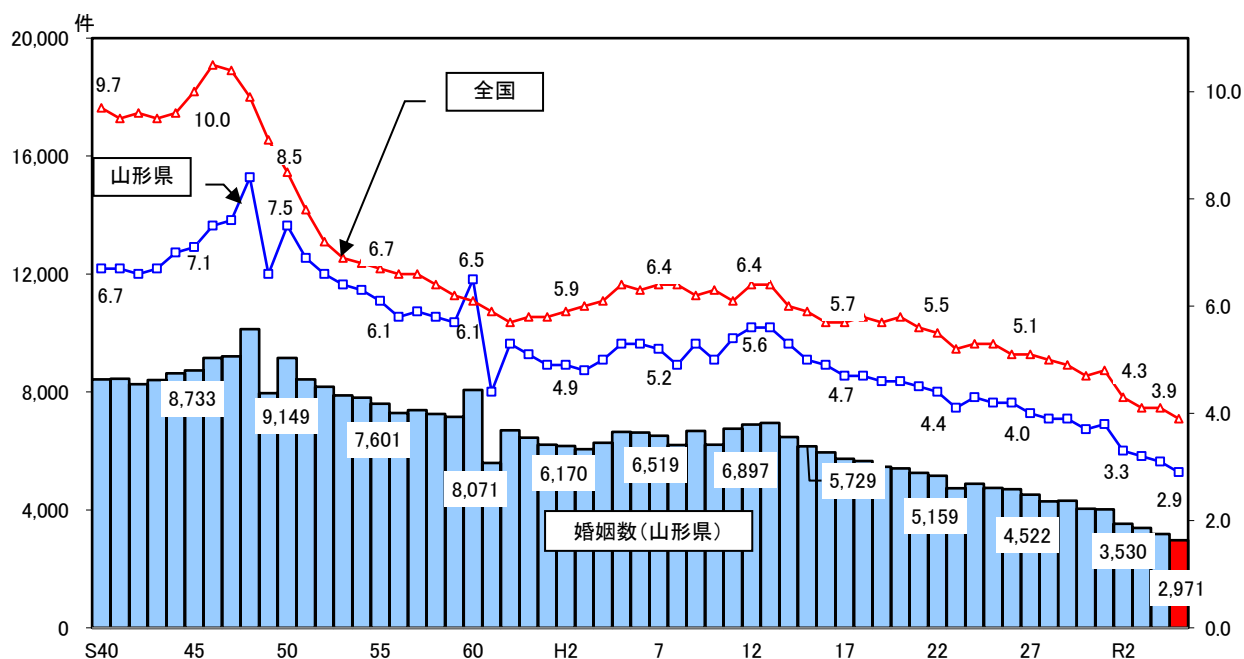
	H12	H17	H22	H27	R2	R3	R4	R5
女性人口 (15～49歳)	253,971	233,134	210,859	194,856	179,123	177,961	173,458	169,037
出生数	10,919	9,357	8,651	7,831	6,217	5,898	5,674	5,151

資料：厚生労働省「人口動態統計」、山形県「山形県社会的移動人口調査」

(2) 未婚化・晩婚化の進行

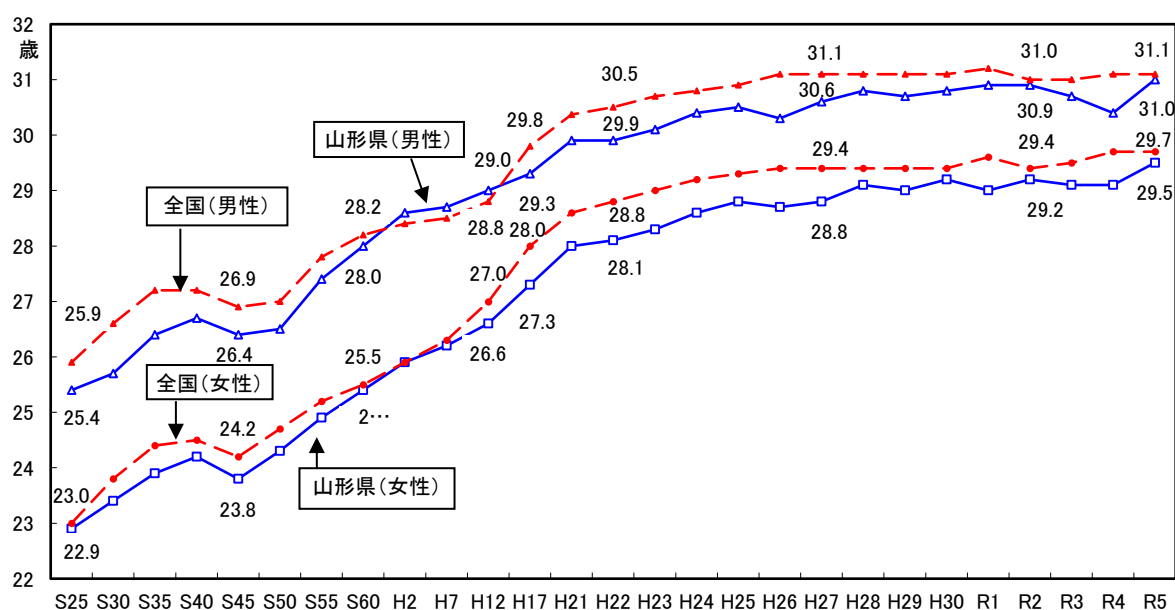
- 本県の婚姻数は、昭和 50 年以降減少傾向でしたが、平成に入ると増加傾向となったものの、平成 14 年に減少に転じ、令和 5 年には婚姻件数 2,971 組、婚姻率 2.9 と過去最低となりました。
- 平均初婚年齢は男性、女性ともに全国平均よりは低いものの、全国と同様に上昇を続け、令和 5 年には、男性 31.0 歳、女性 29.5 歳とこれまでで最も高く、晩婚化が進行しています。

■ 図 5 婚姻件数及び婚姻率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

■ 図 6 平均初婚年齢の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 結婚に対する意識の変化

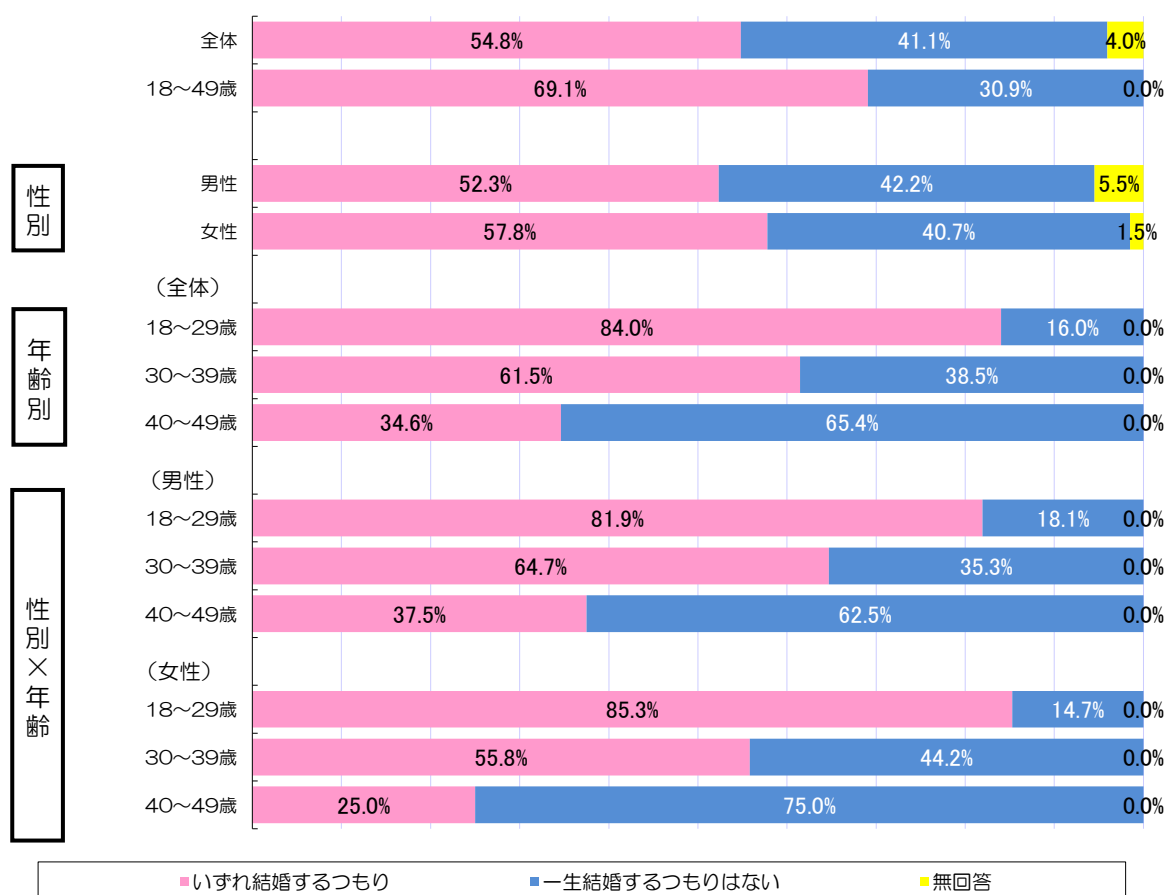
- 令和5年度県政アンケート調査によれば、18～49歳の未婚者の69.1%が「いずれ結婚するつもり」と回答しており、平成30年度調査と比べると6.2ポイント減少しています。
- 一方で、18～49歳の未婚者の30.9%が「一生結婚するつもりはない」と回答しており、平成30年度調査と比べると8.5ポイント上昇しています。

■表1 未婚者の結婚の意思

	いずれ結婚するつもり			一生結婚するつもりはない		
	H30	R5	差	H30	R5	差
18～49歳未婚者	75.3%	69.1%	-6.2	22.4%	30.9%	8.5
男性	76.0%	65.6%	-10.4	21.0%	34.4%	13.4
女性	74.2%	72.0%	-2.2	24.2%	28.0%	3.8

資料：山形県「平成30・令和5年度県政アンケート調査」

■図7 未婚者の結婚に対する意識



資料：山形県「令和5年度県政アンケート調査」

- 未婚者の独身にとどまっている理由の第1位は、男女とも「適当な相手にめぐり会わないから」（男性 47.3%、女性 54.5%）となっています。
- 男性は「異性とうまく付き合えないから」が、女性は「結婚する必要性をまだ感じないから」が大幅に増加するなど、結婚に対する意識の変化が見られます。

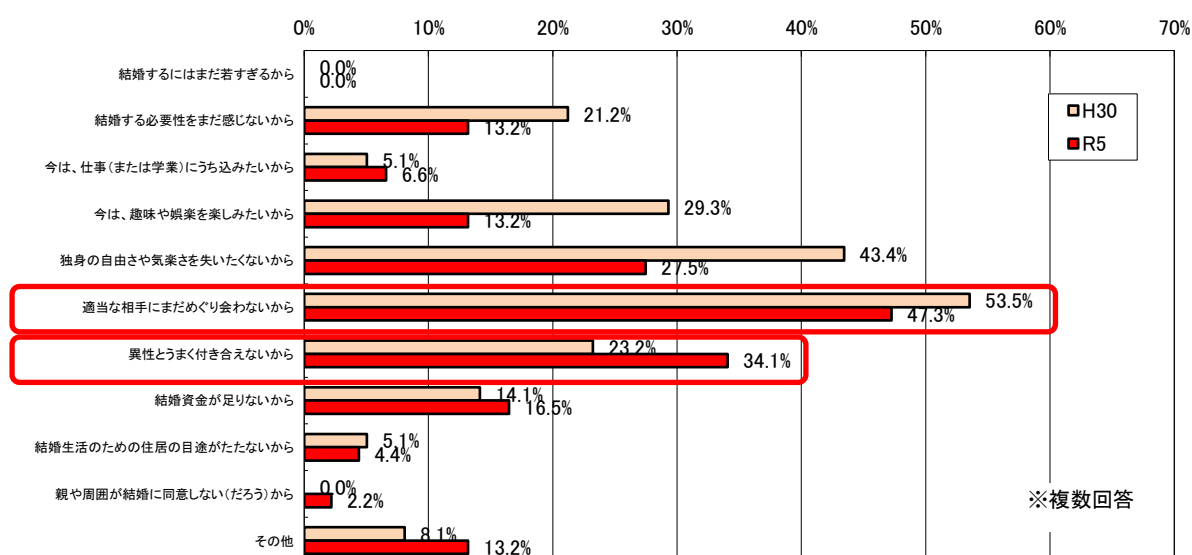
■表2 独身にとどまっている理由

30～40 代 未婚者	適当な相手に まだめぐり会 わないから	異性とうまく 付き合えない	結婚資金が足 りない	独身の自由さ や気楽さを失 いたくない	結婚する 必要性をまだ 感じない	趣味や娯楽を 楽しみたい
男性	47.3%	34.1%	16.5%	27.5%	13.2%	13.2%
女性	54.5%	18.2%	0%	47.3%	30.9%	18.2%
←結婚できない主な理由→				←結婚しない主な理由→		

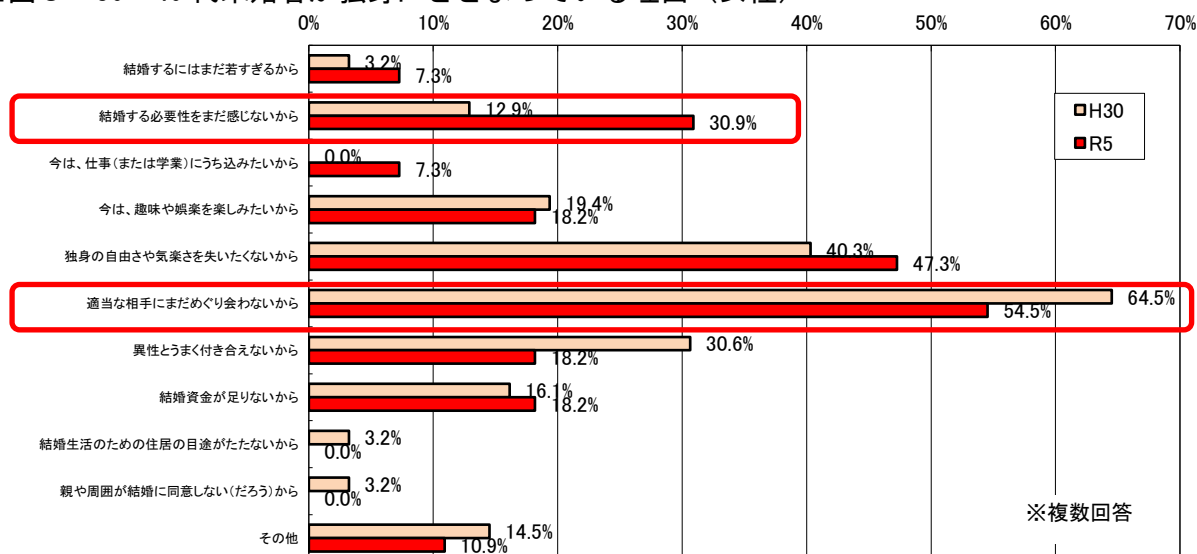
※複数回答

資料：山形県「令和5年度県政アンケート調査」

■図8 30～40 代未婚者が独身にとどまっている理由（男性）



■図9 30～40 代未婚者が独身にとどまっている理由（女性）



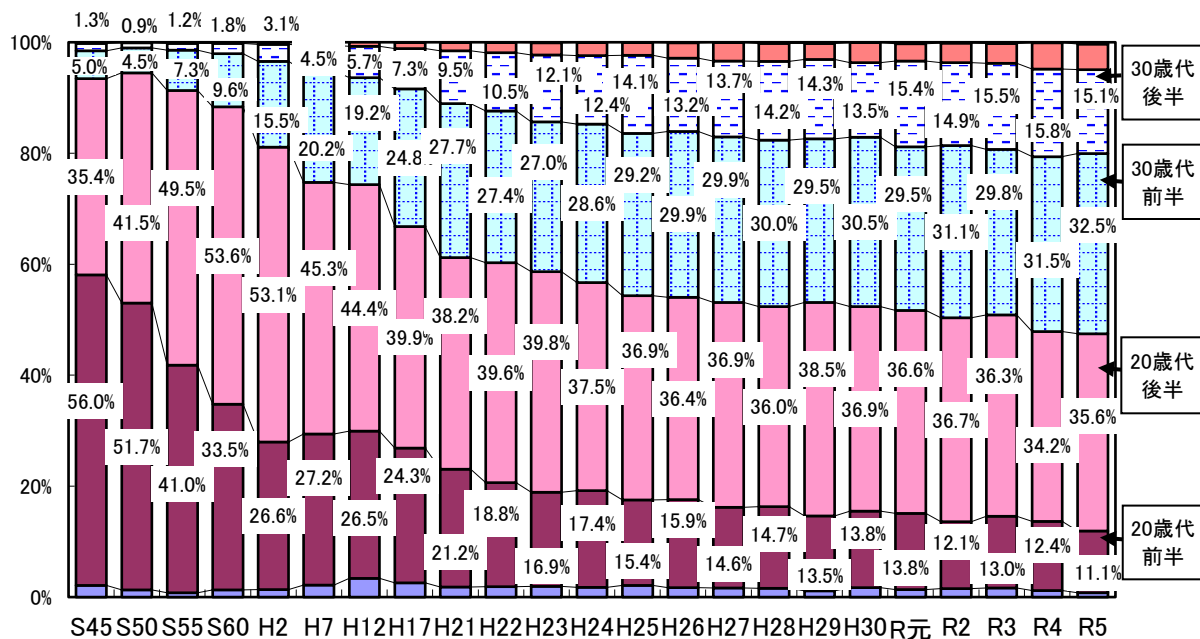
資料：山形県「平成30・令和5年度県政アンケート調査」

3 妊娠・出産を巡る現状

(1) 晩産化の進行

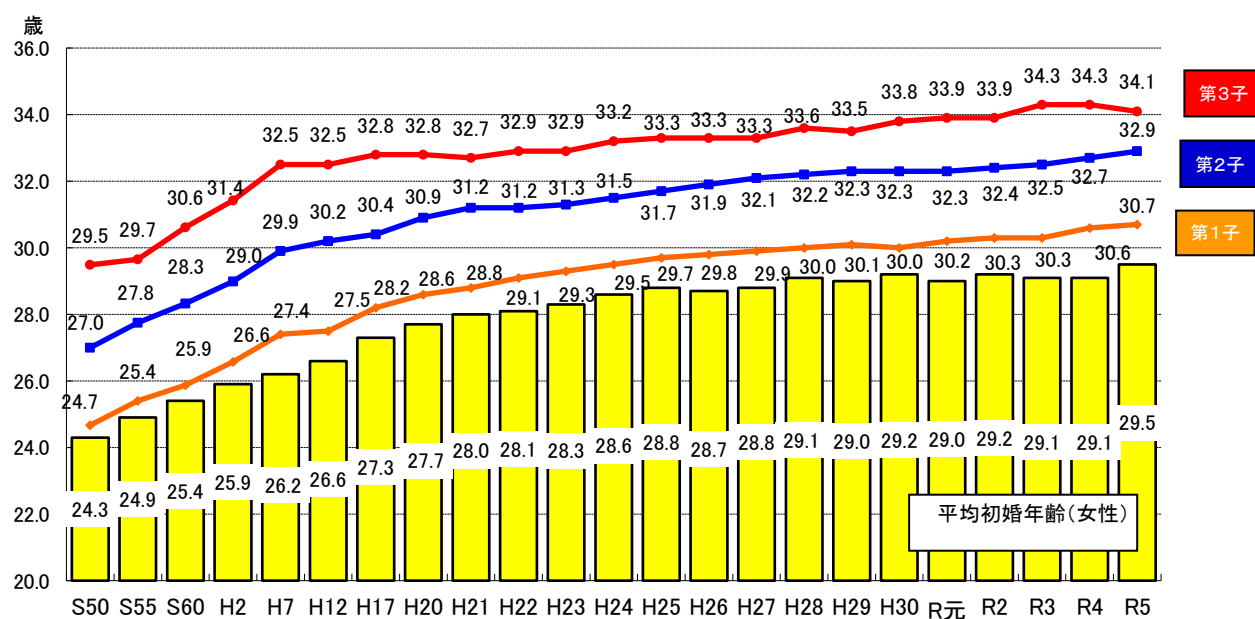
- 平均初婚年齢の上昇とともに、晩産化が進行し、第1子出産時の母の年齢については、20歳代の割合が低下し、30歳代が増加している状況にあります。
- また、第1子出産時の母の平均年齢も年々上昇しており、出生順位別に母の平均年齢をみると、令和5年の第1子出生時の平均年齢は昭和60年の第3子出生時の平均年齢とほぼ同じ30.7歳まで上昇しています。

■図10 母の年齢（5歳階級）別第1子出生の推移



資料：県健康福祉企画課

■図11 女性の平均初婚年齢と出生順位別にみた母の平均年齢の推移

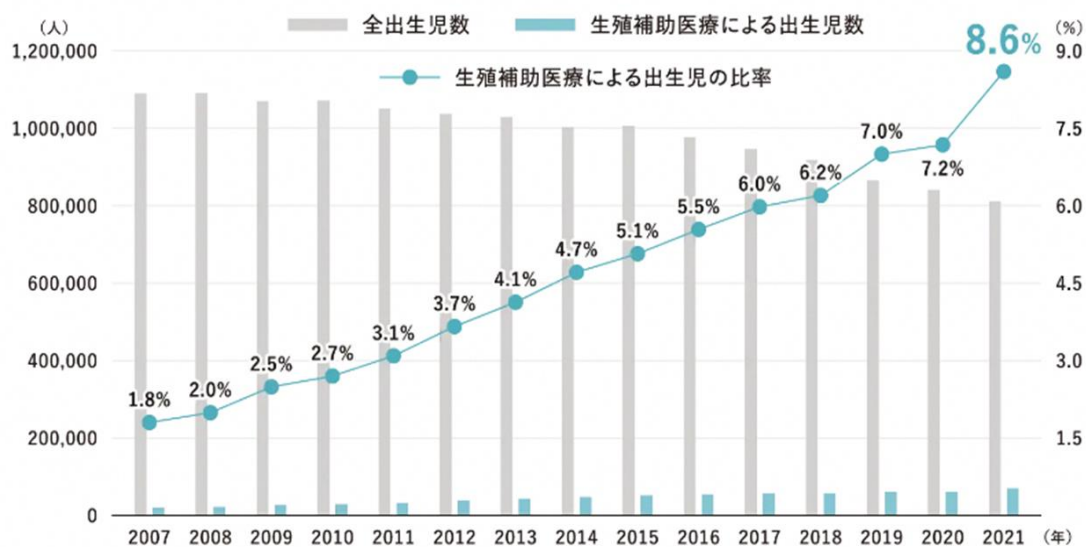


資料：厚生労働省「人口動態統計」

(2) 不妊治療の増加

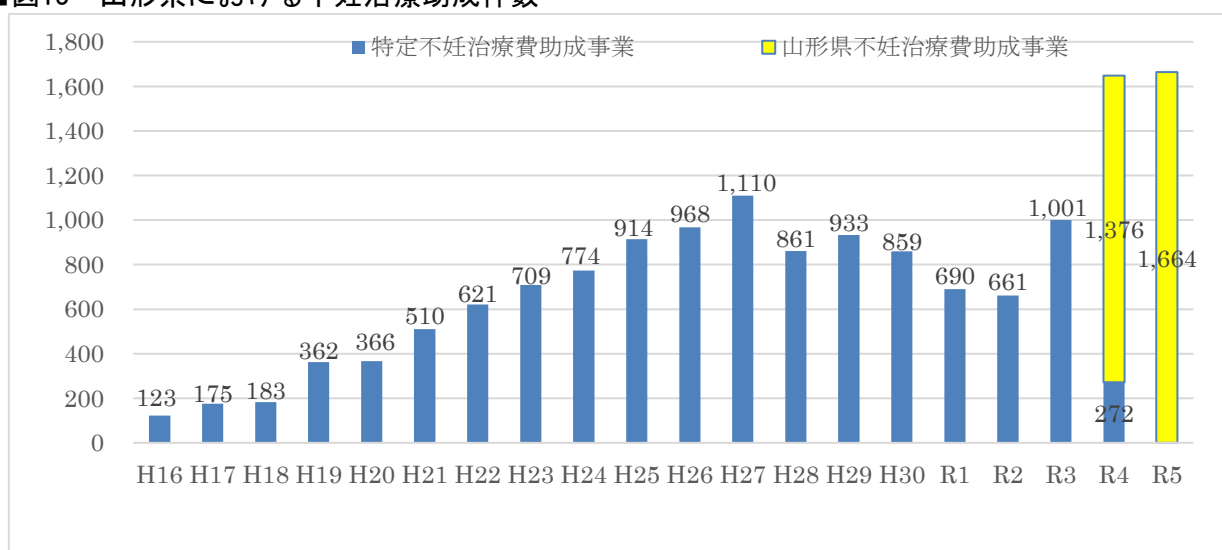
- 日本で体外受精や顕微授精などの生殖補助医療によって生まれた赤ちゃんは増加しており、令和3年（2021年）は69,797人で、8.6%、約12人に1人という状況です。
- 本県における不妊治療助成件数は増加傾向にあり、令和5年度は、1,664件となっています。

■図12 全出生児に占める生殖補助医療による出生児の割合（全国）



資料：生殖補助医療による出生児数：公益社団法人日本婦人科産科学会「AR I データブック（2021年）」
全出生児数：厚生労働省「令和3年（2021年）人口動態統計（確定値）」

■図13 山形県における不妊治療助成件数



資料：県子ども成育支援課

※平成28年度に国の制度改正が行われ、通算助成回数の引き下げ（11回→6回）、年齢制限（43歳未満）が設けられた

平成25～27年度、令和2年度は、国の制度に県独自事業を上乗せ

※令和4年度以降は、保険適用後の自己負担額に対する県単独助成の件数

注）令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の対象となったことに伴い、同年度から、県単独事業として実施している。

(3) こどもを持つこと・子育てに対する不安感・負担感

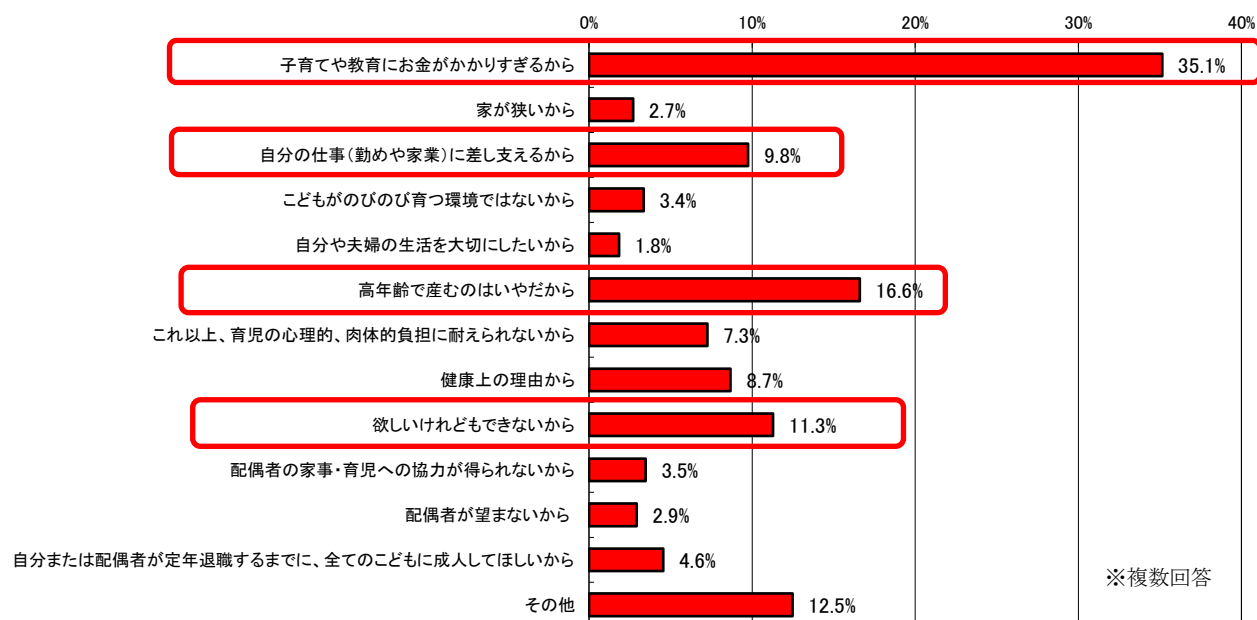
- 理想とすることどもの数の平均は2.39人、持つつもりのことどもの数の平均は2.08人となっています。
- 持つつもりのことどもの数が、理想とすることどもの数を下回っている理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が35.1%と最も多く、「高年齢で産むのはいやだから（16.6%）」、「欲しいけれどもできないから（11.3%）」が続く、晩婚化による影響がみられます。
- また、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」が9.8%と、1割近くとなっており、子育てと仕事の両立が難しい状況がうかがえます。

■表3 理想こども数と予定こども数

理想とすることどもの数 (平均)	現在のことどもの数 (平均)	今後予定している こどもの数 (平均)	持つつもりのことどもの数 (平均)
2.39 人	1.64 人	0.43 人	2.08 人

資料：山形県「令和5年度県政アンケート調査」

■図14 持つつもりのことどもの数が、理想とすることどもの数より少ない理由



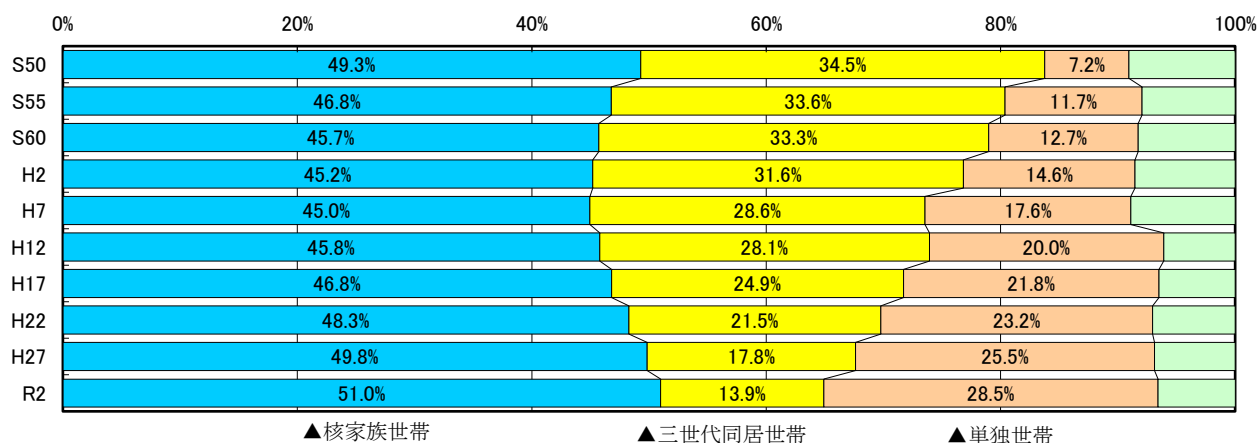
資料：山形県「令和5年度県政アンケート調査」

4 子育てを取り巻く環境

(1) 家族形態の変化

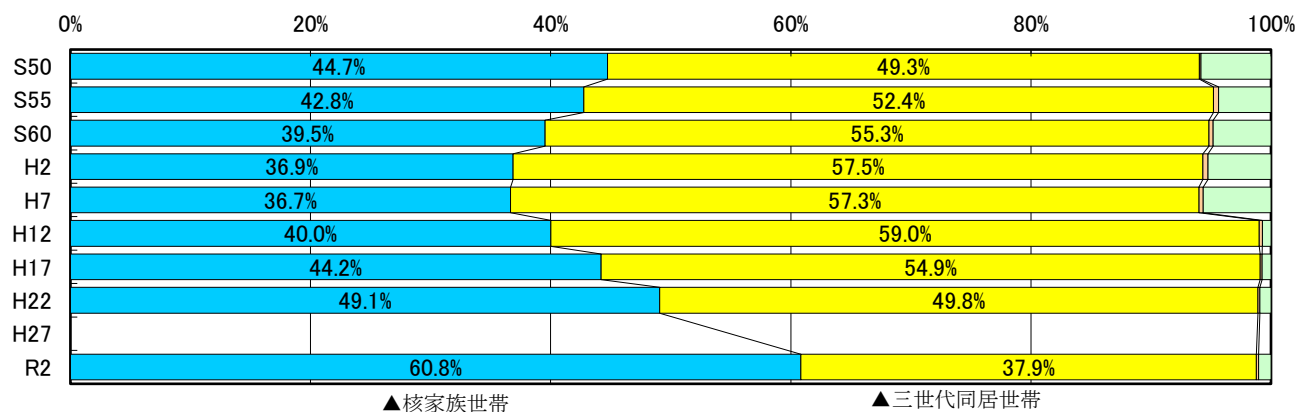
- 本県における三世代同居率は13.9%で全国第1位（令和2年）と、全国の4.2%を9.7ポイント上回っていますが、その割合は年々低下してきています。
- しかしながら、18歳未満の親族のいる世帯については、三世代同居率は低下しているとはいっても、4割近くが三世代同居となっています。

■図15 家族類型別世帯割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

■図16 家族類型別児童（18歳未満の親族）のいる世帯割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

※昭和50年は普通世帯（以降は一般世帯）

※三世代同居世帯は、平成7年までは「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもと片親から成る世帯」、

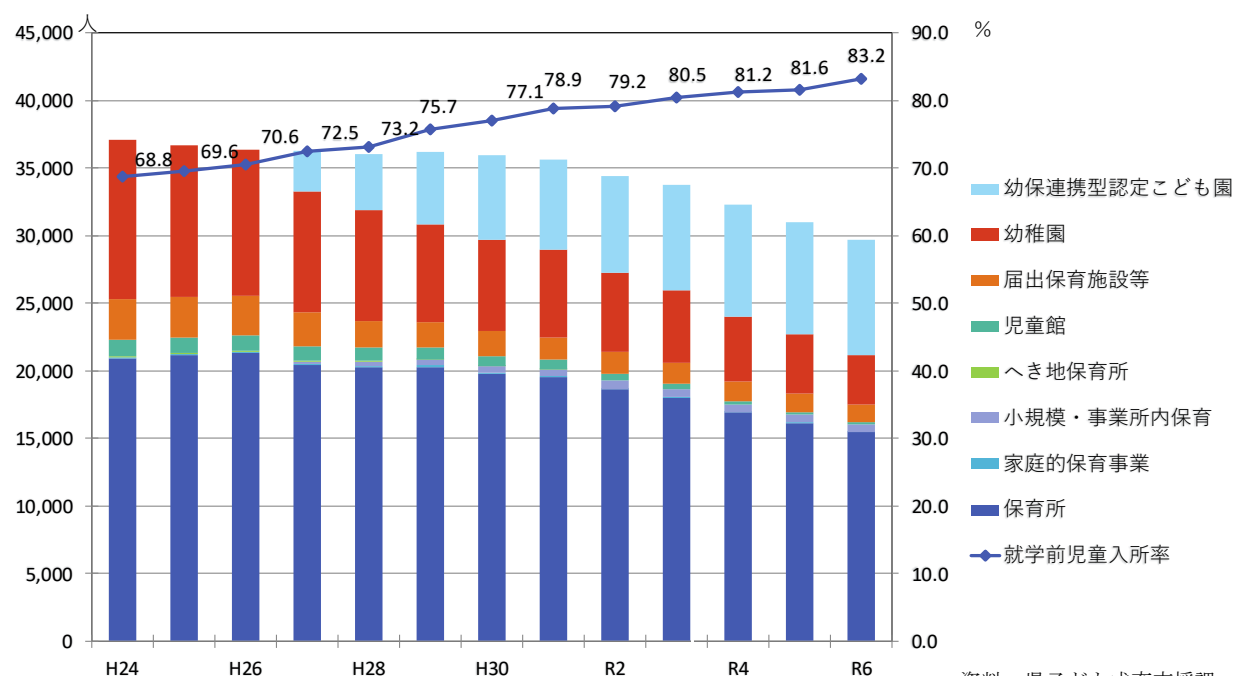
「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計で、平成12年以降は（再掲）三世代世帯

※平成27年は集計方法の見直しにより計測不可

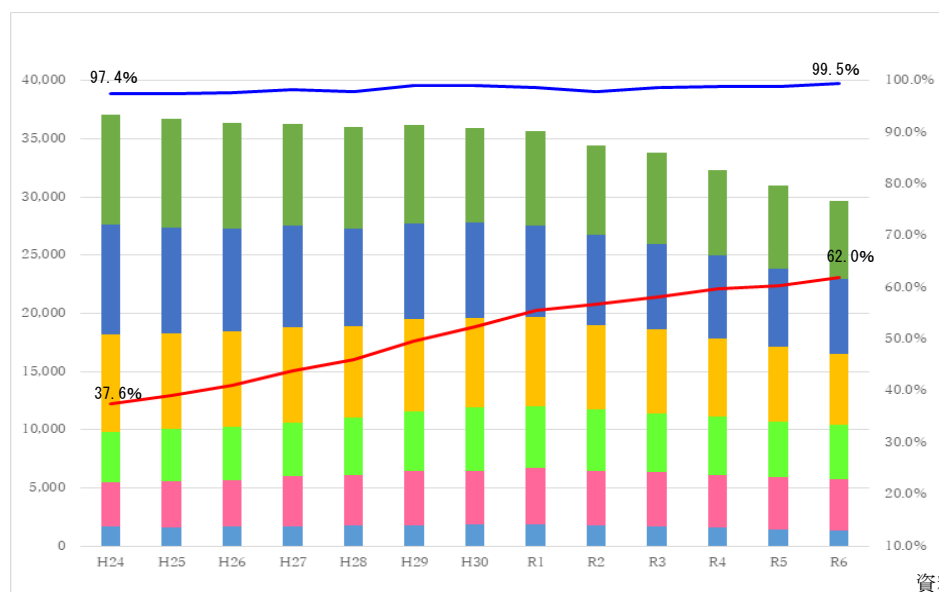
(2) 保育サービスの利用状況

- 就学前児童数が減少し続けている中、就学前児童が保育所や幼稚園などの保育施設等を利用する割合は年々増加し、令和6年度は83.2%の児童が利用しています。特に、入所者の低年齢化が進んでおり、幼保連携型認定こども園の設置増に伴う利用率が上昇しています。
- 保護者が昼間いない家庭の小学校在学児童を対象として、放課後や長期休暇等に、学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」は設置数、登録児童数、利用率とも増加しています。

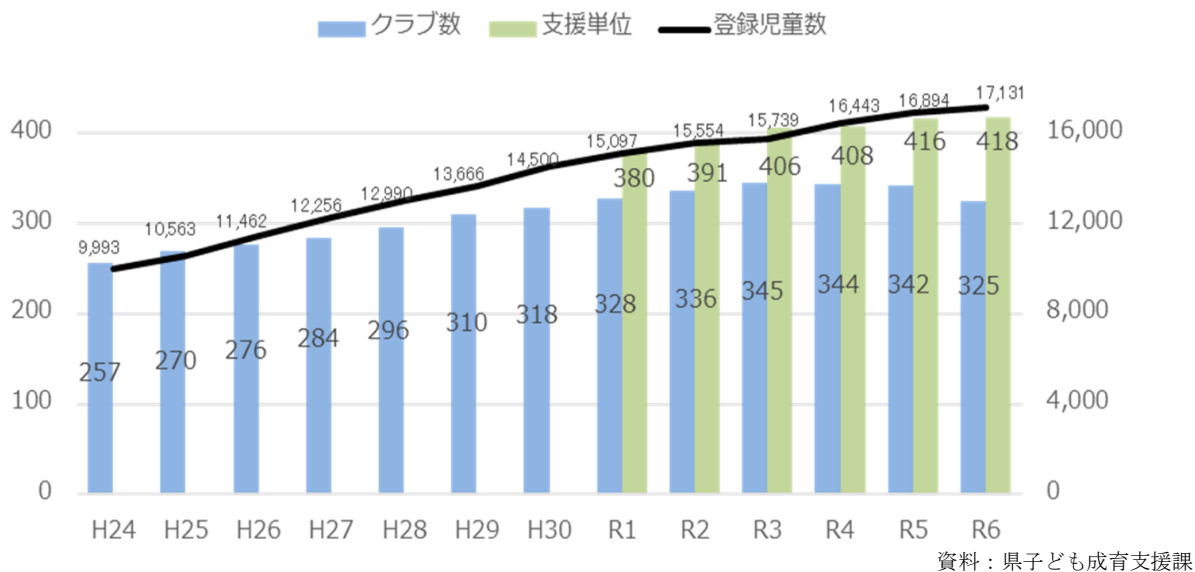
■ 図17 就学前児童の施設別入所状況と入所率（年度別）



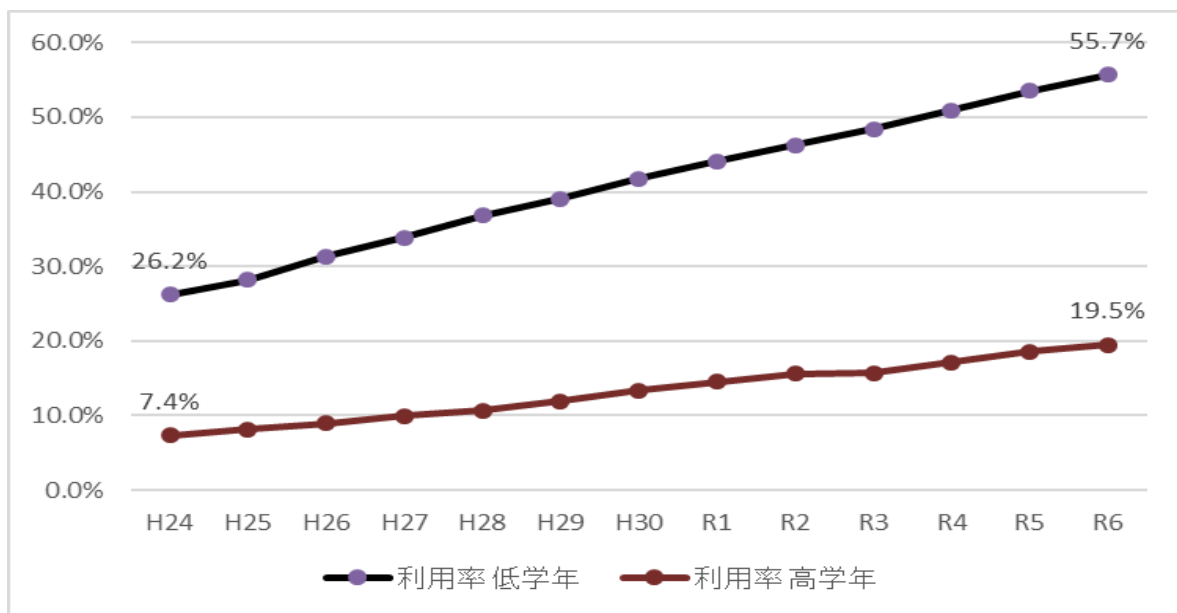
■ 図18 就学前児童年齢別入所者数（年度別）



■図19 放課後児童クラブのクラブ数、支援単位数、登録児童数



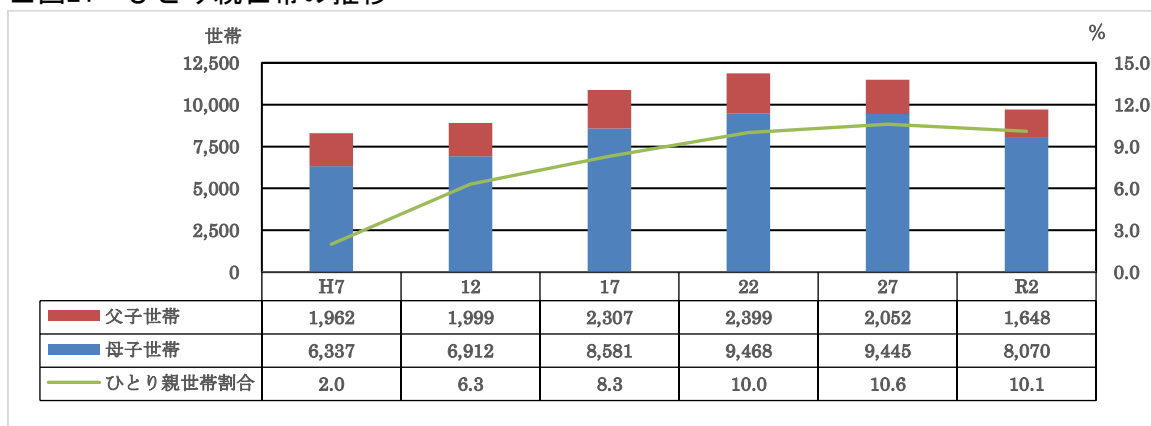
■図20 放課後児童クラブ利用率



(3) ひとり親世帯の状況

- 本県の母子・父子世帯数は、平成 22 年をピークに増加から減少に転じているものの、20 歳未満の世帯員のいる世帯に占める母子・父子世帯数の割合は、約 1 割となっています。
- また、母子家庭、父子家庭ともに約 8 割の世帯が「生活が苦しい」と回答しています。

■図21 ひとり親世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

■表 4 ひとり親家庭の暮らしの状況（令和 6 年）

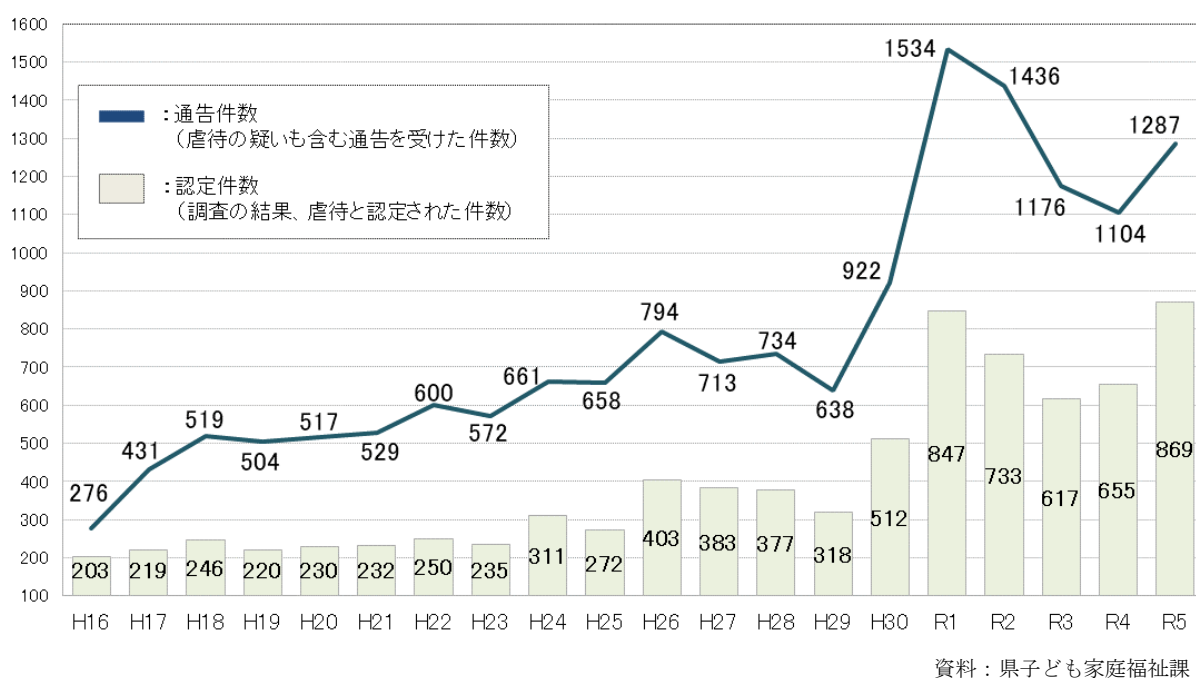
状況	母子家庭	父子家庭
苦しい	81.5	84.0
大変苦しい	22.4	25.3
苦しい	32.0	34.0
やや苦しい	27.1	24.7
ふつう	15.9	15.3
ややゆとりがある	1.4	0.0
ゆとりがある	0.7	0.7
未回答・無効回答	0.6	0.0
総数	100.0	100.0

資料：山形県「令和 6 年度ひとり親家庭実態調査」

(4) 児童虐待の増加

- 児童虐待（疑いを含む）の通告件数・認定件数はともに令和に入ってから高い水準で推移し、令和5年度の児童虐待認定件数は869件と過去最多となっています。
- 増加の要因としては、県民の児童虐待に関する認知度と、児童相談所や市町村への通告に対する意識が高まっていることや、警察、学校、保育所等の関係機関との連携がより密になり、児童虐待が疑われる事案が適切に通告されるようになってきたことなどが、その背景にあると考えられます。

■図22 児童虐待通告件数及び認定件数の推移



(5) こどもの貧困率の状況

- 令和5年度山形県内のこどもの貧困率は6.9%と平成30年度の16.0%より減少しているものの、生活が苦しいと感じている貧困世帯は増加しています。

■表5 こどもの貧困率

	H30	R 5
こどもの貧困率	16.0%	6.9%
貧困世帯の暮らしの状況 (生活が苦しい)	70.8%	75.0%

資料：山形県「平成30・令和5年度子どもの生活実態調査」

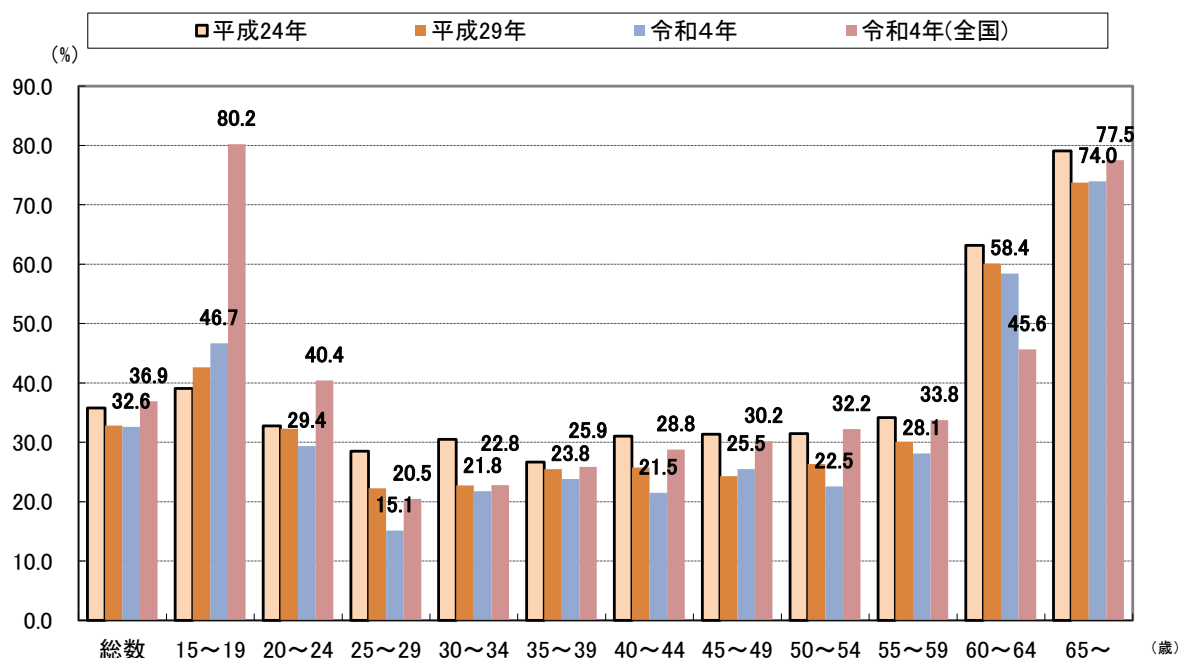
※貧困率：国民生活基礎調査（厚生労働省）における貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分）に満たないこどもの割合

5 就労の状況

(1) 就労環境の変化

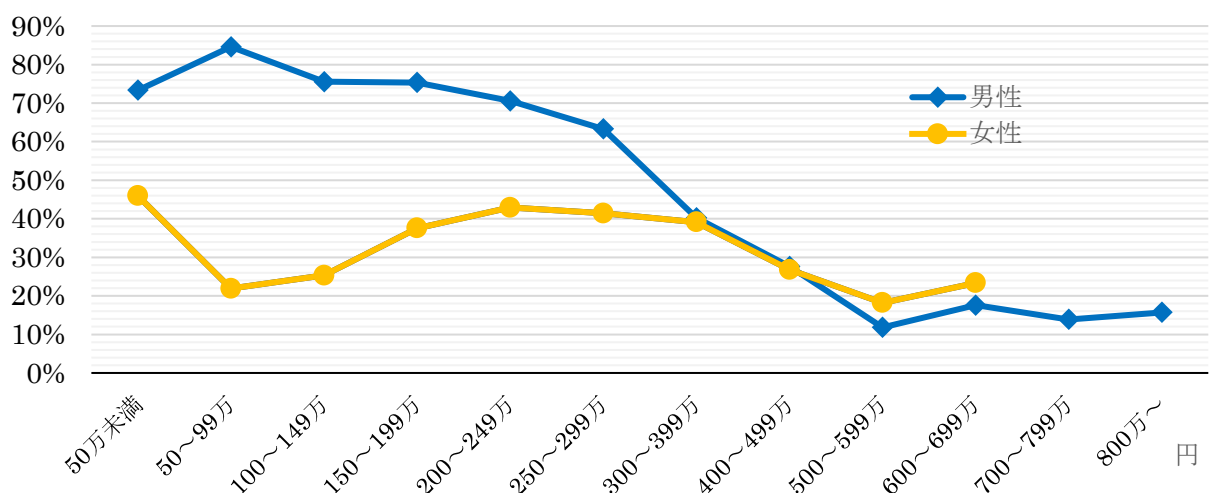
- 雇用をめぐる状況をみると、近年、企業の雇用形態は正規雇用以外の様々な就業形態が拡大し、パートタイム、有期雇用などの非正規雇用が増加傾向にありましたが、令和4年は、ほとんどの年齢階級においてその割合が減少しています。また、全国と比べると、山形県は正規雇用の割合が高い状況にあります。
- 年収別に婚姻の状況をみると、女性は年収249万円までは、未婚率が上昇する傾向にありますが、男性は年収が高いほど、未婚率が減少する傾向にあります。

■図23 年齢階級別非正規雇用比率



資料：総務省「就業構造基本調査」

■図24 20～49歳の男女別年収（主な仕事からの年間収入・収益）別未婚率



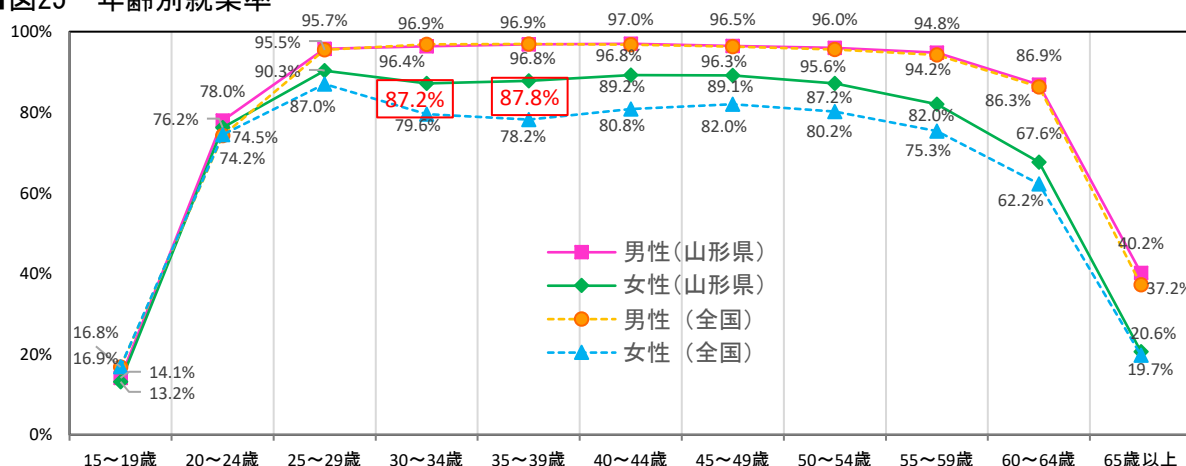
※女性の700万円以上の所得階層は標本数が少ないため、空白としています。

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

(2) 女性の就労状況

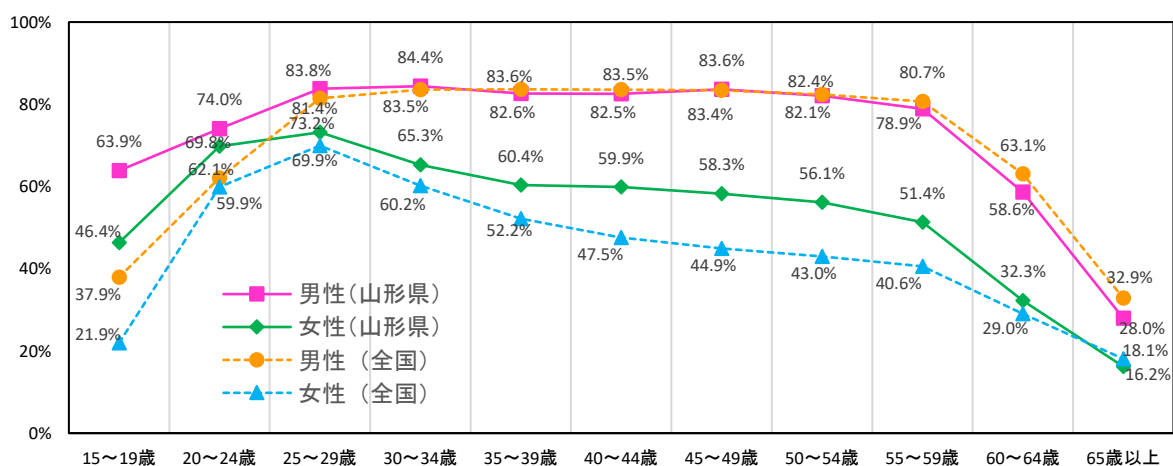
- 本県の女性の就業率は、30～34歳で87.2%（全国2位）、35歳～39歳で87.8%（全国1位）と、本県の女性は全国に比べ、子育て期でも働いている割合が高くなっています。
- 男性は25歳から59歳までほとんど変化が見られない一方で、女性は一般的に20代後半から30代の結婚・出産期には就業者数は減ることから労働力率は下がる傾向（いわゆるM字カーブ）にあります。本県の場合は、労働力率の落ち込みが小さい状況があります。
- 人口に占める正規雇用労働者の割合は、総じて女性より男性の方が高く、男性は30代以降、大きな昇降なく推移するのに対し、女性は30代以降年齢が上がるごとに下降する傾向にあります。
- この傾向は山形県でも同様であり、全国より緩やかではあるものの、30代以降は下降しています。

■ 図25 年齢別就業率



資料：総務省「令和2年国勢調査」

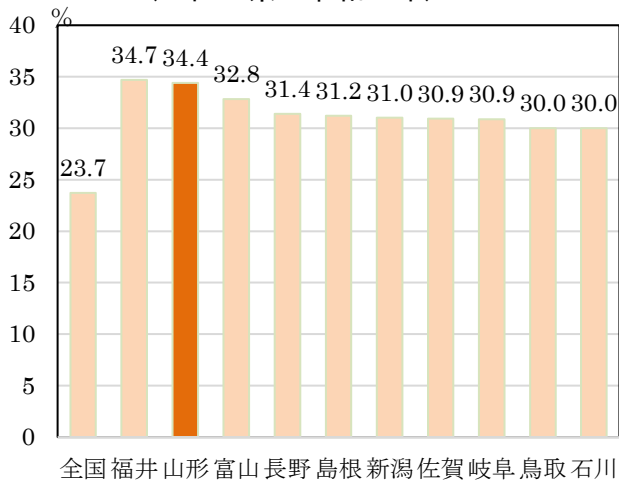
■ 図26 年齢別正規雇用比率



資料：総務省「令和2年国勢調査」

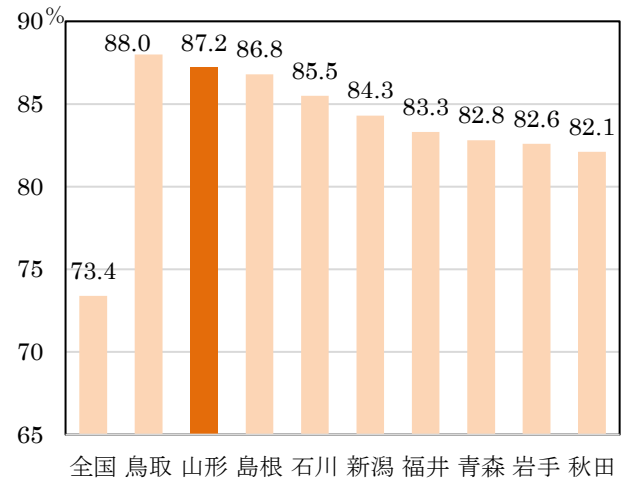
- 本県の共働き世帯割合は 34.4%で全国 2 位、育児をしている女性の有業率は 87.2%で全国 2 位、女性の正社員の割合は 55.6%で全国 1 位と、本県は働きながら子育てをする女性の割合が全国に比べ高い状況にあります。

■図27 共働き世帯割合
(上位10県・令和2年)



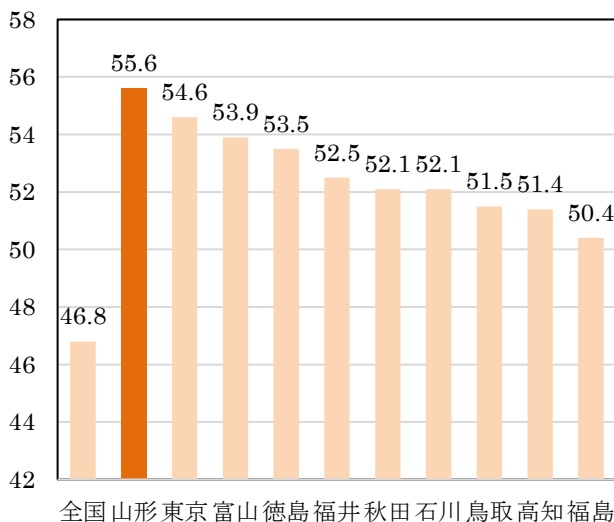
資料：総務省「令和2年国勢調査」

■図28 育児をしている女性の有業率
(上位10県・令和4年)



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

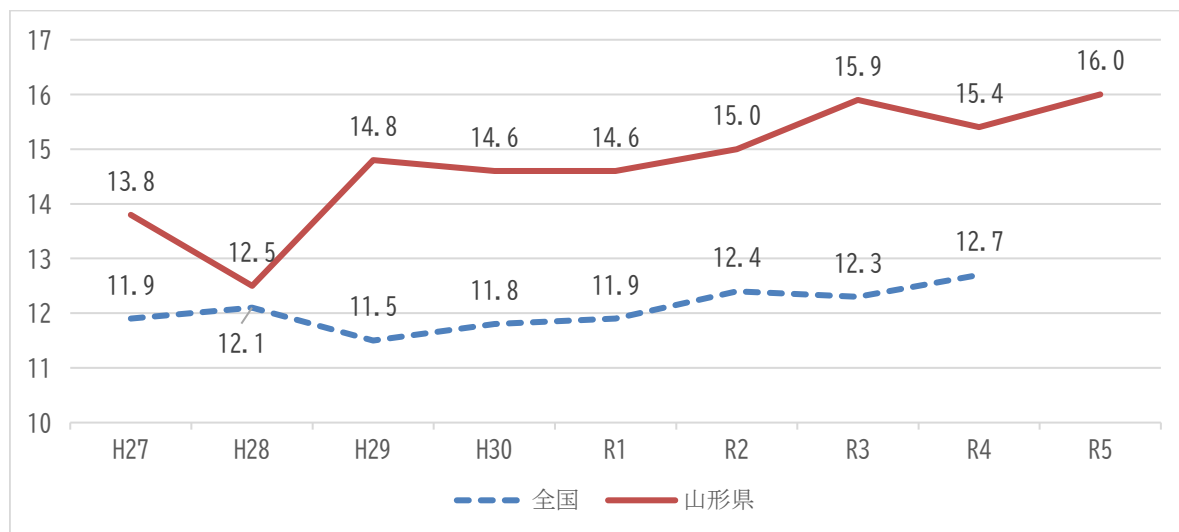
■図29 雇用者に占める正規の女性職員・従業員の割合(上位10県・令和4年)



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

○ 本県の女性管理職の割合は、全国の割合よりも高いものの、微増の状況です。

■図30 女性管理職の割合

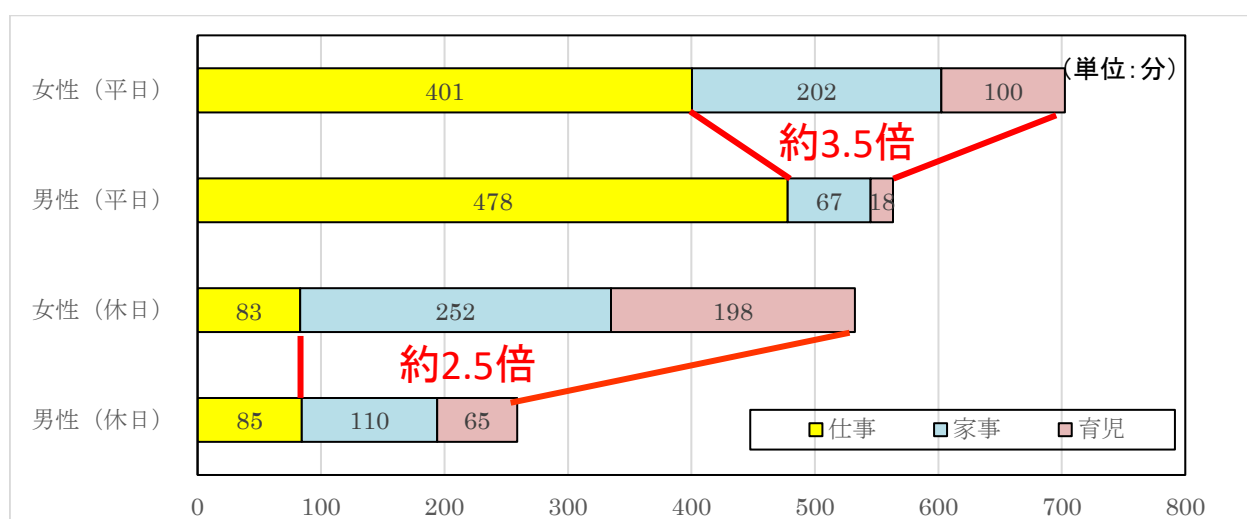


資料：厚生労働省「雇用均等調査」（全国）、山形県「労働条件等実態調査」

(3) 男性の育児・家事の参画状況

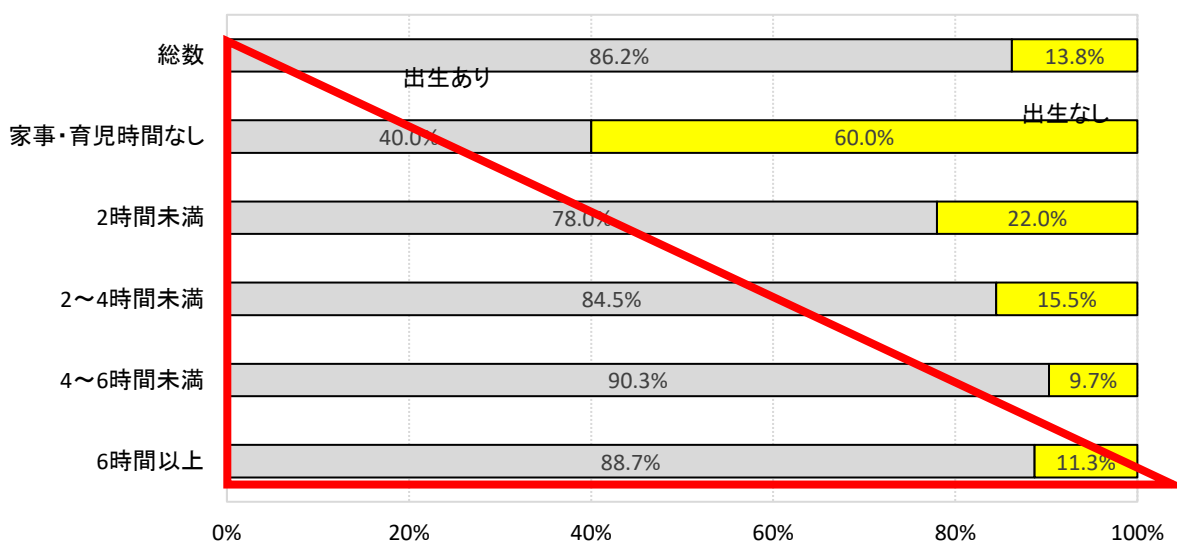
- 女性が「家事・育児」に費やす時間は平日 302 分、休日 450 分で、一方、男性は平日 85 分、休日 175 分です。
- 女性は男性に比べて平日では約 3.5 倍、休日では約 2.5 倍の時間、家事・育児を行っています。
- 全国の状況をみると、こどもがいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向があります。

■図31 家事・育児の状況



資料：山形県「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」

■図32 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況（全国）

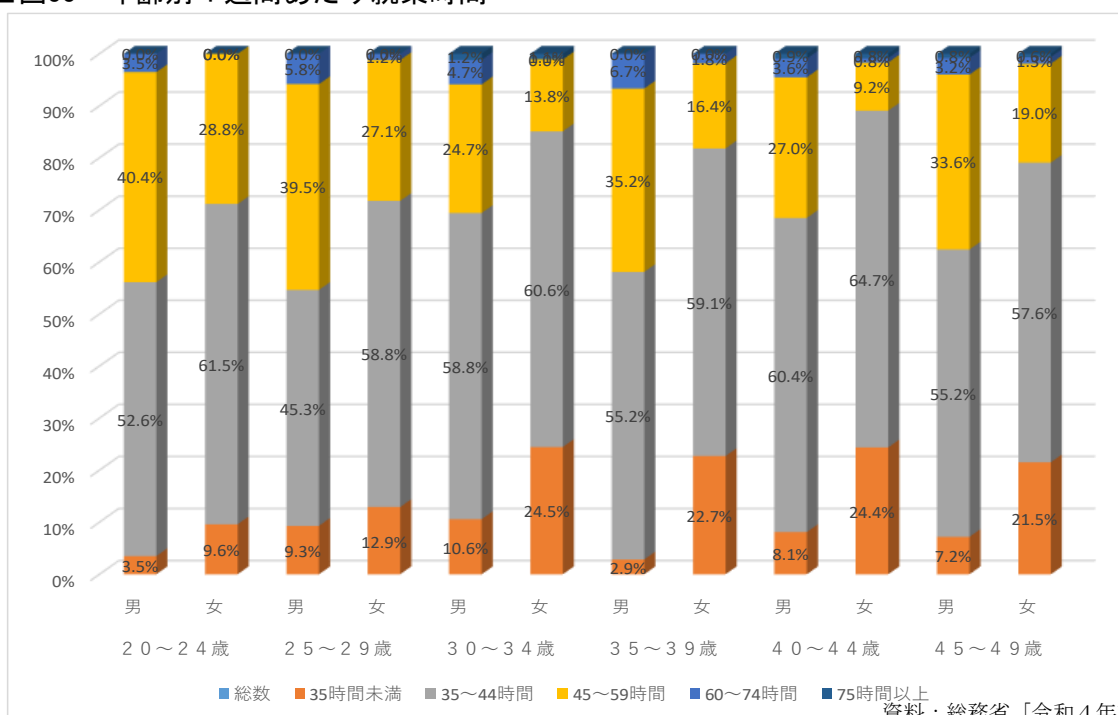


資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）」（2022年）

(4) 家庭と仕事の両立の状況

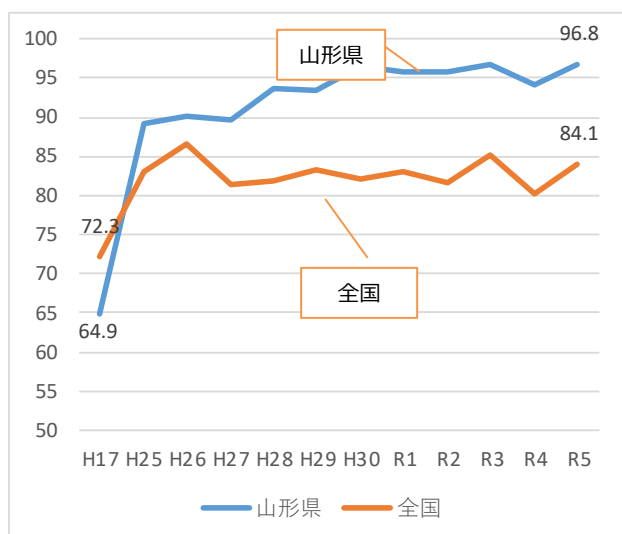
- 男性と女性の就労時間を比べると、いずれの年代においても、男性が女性の就労時間を上回っています。また、週 60 時間((8 h 労働+4 h 残業) ×週 5 日)以上の長時間労働をしている割合はどの年代でも男性が高く、年代別には男性雇用者の 35～39 歳が最も高く 6.7%、次いで 25～29 歳の 5.8%となっています。
- 令和 5 年の女性の育児休業取得率は、全国平均が 80%台と横ばい傾向であるのに対し、本県は 96.8%と高い状況で推移しています。一方、男性の取得率は、令和 5 年で 35.2%と初めて 3 割を超え、年々上昇傾向にあります。

■図33 年齢別 1 週間あたり就業時間

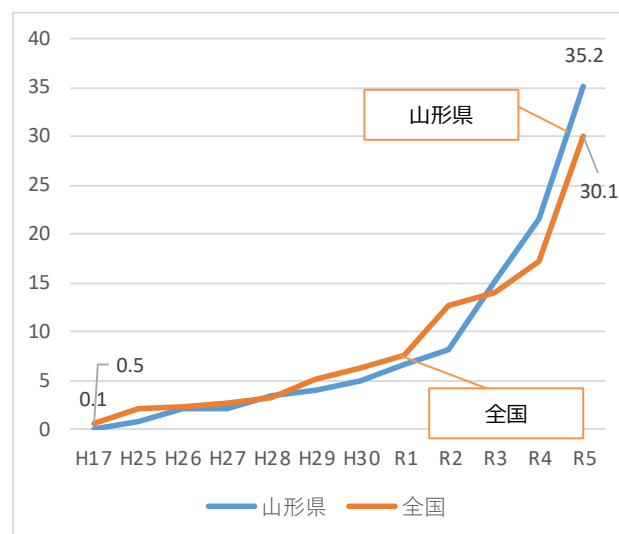


資料：総務省「令和 4 年就業構造基本調査」

■図34 女性の育児休業取得率



■図35 男性の育児休業取得率



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、山形県「山形県労働条件等実態調査」

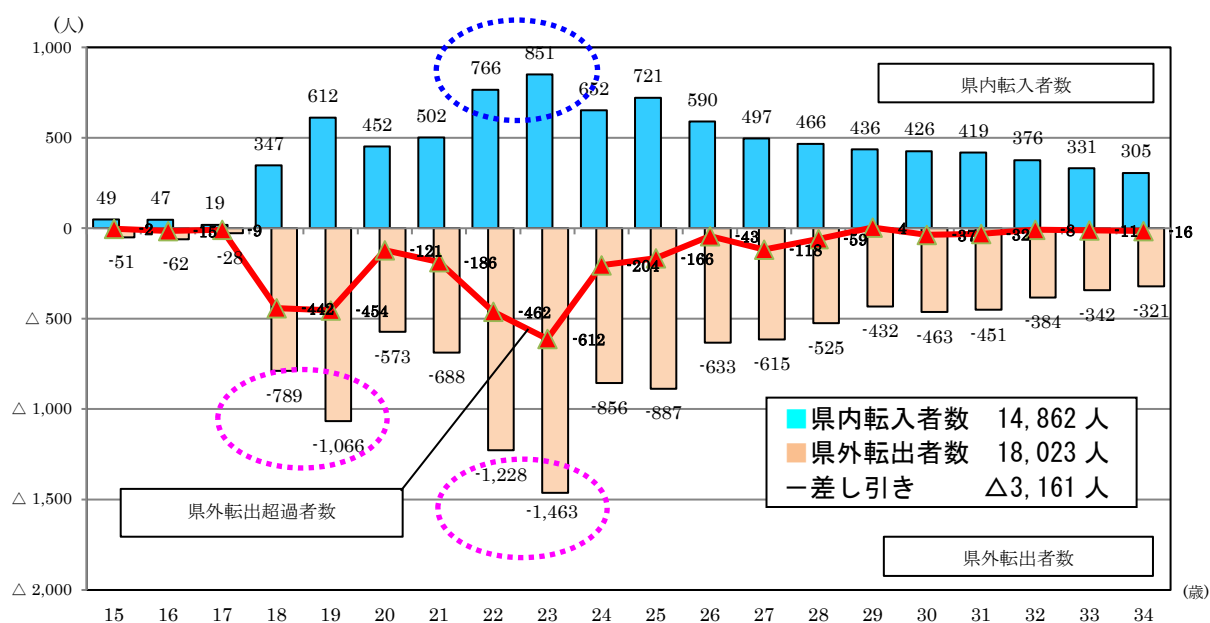
6 こども・若者を巡る現状

(1) 若年世代の県外転出の状況

- 令和4年10月～令和5年9月の県外からの転入者数は14,862人、県外への転出者数は18,023人で3,161人の減少となっています。

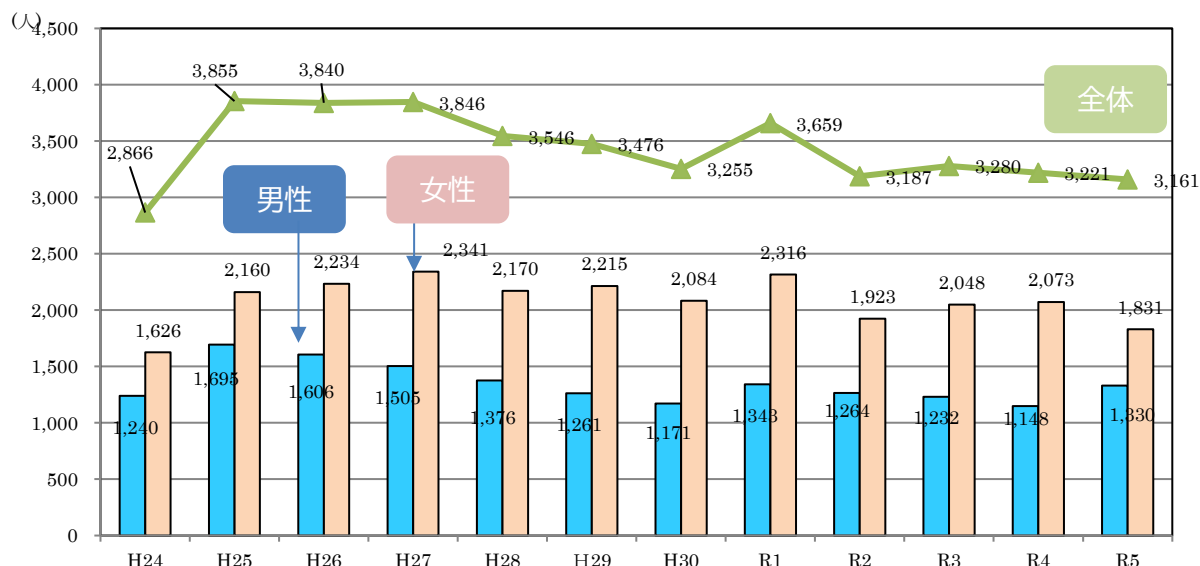
本県への転入者数及び本県からの転出者数を年齢別にみると、県内への転入者数は22～23歳の時が最も多くなっています。一方、県外への転出者数は高校を卒業する時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳時が多く、18～23歳の県外大学への進学と、高校・大学等を卒業後の県外への就職が大きな要因と推定されます。

■図36 年齢別転入・転出者の状況（令和4年10月～令和5年9月）



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

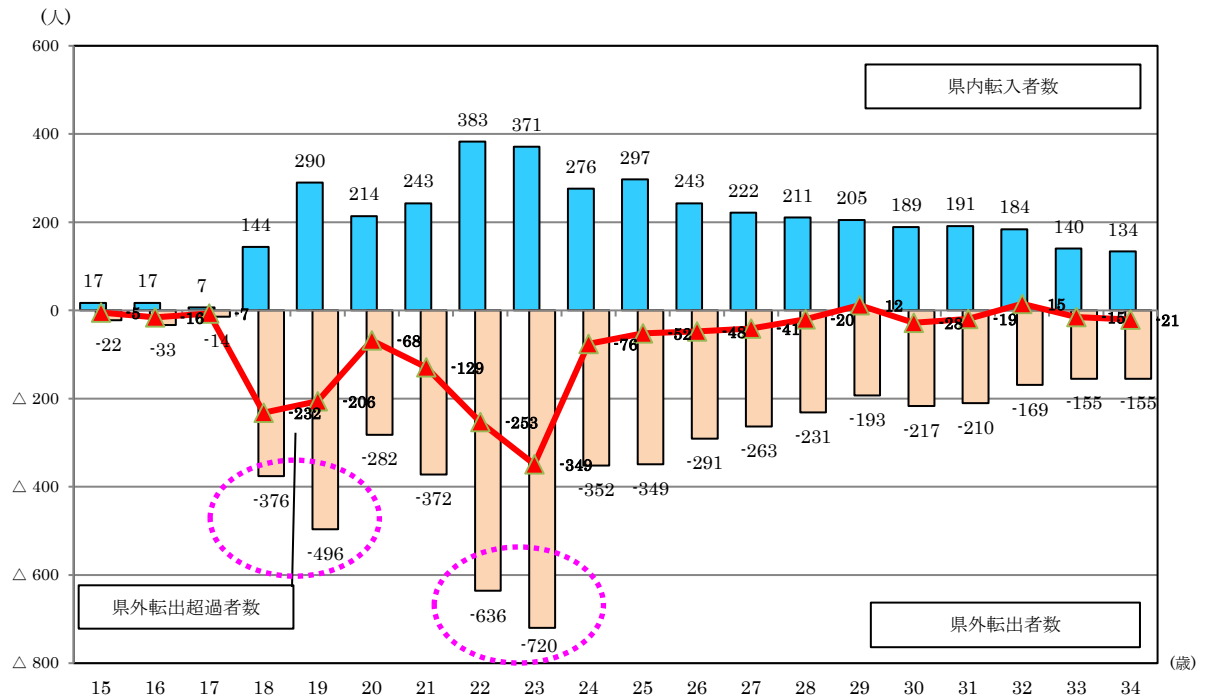
■図37 男女別県外転出超過者数の推移



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

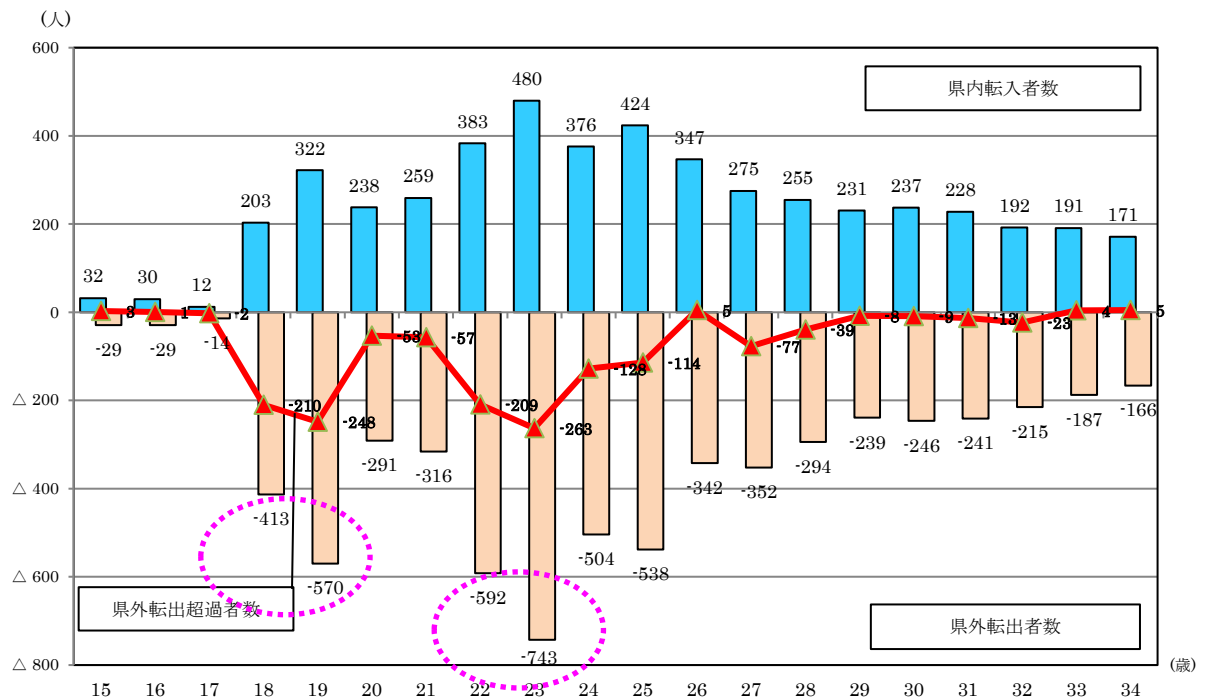
- 女性と男性の年齢別の転入転出状況をみると、男女ともに県外への転出者数は高校を卒業する時期である18～19歳と大学等を卒業する時期の22～23歳時が多くなっています。

■図38 女性の年齢別転入・転出者の状況（令和4年10月～令和5年9月）



資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

■図39 男性の年齢別転入・転出者の状況（令和4年10月～令和5年9月）

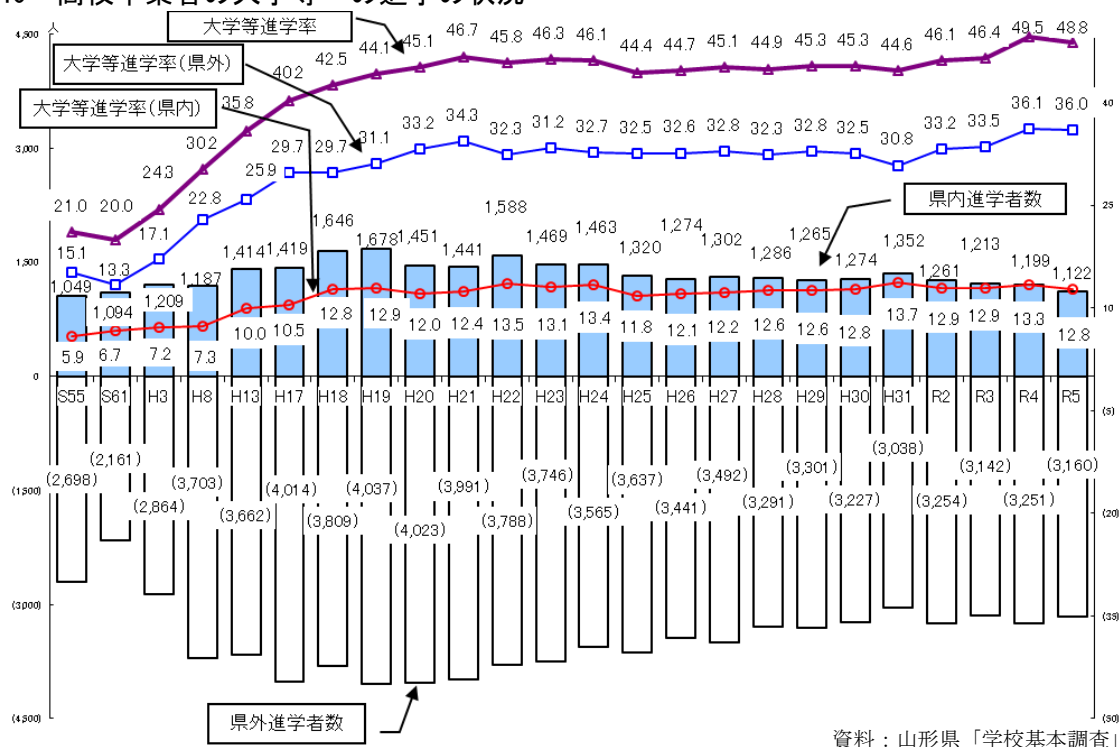


資料：山形県「山形県社会的移動人口調査」

○ 高校卒業者の進学率は、近年、横ばい傾向にあり、令和5年3月で48.8%と2人に1人が大学等へ進学しています。また、進学先については、県内進学者に比べて県外進学者が多い傾向が続いています。

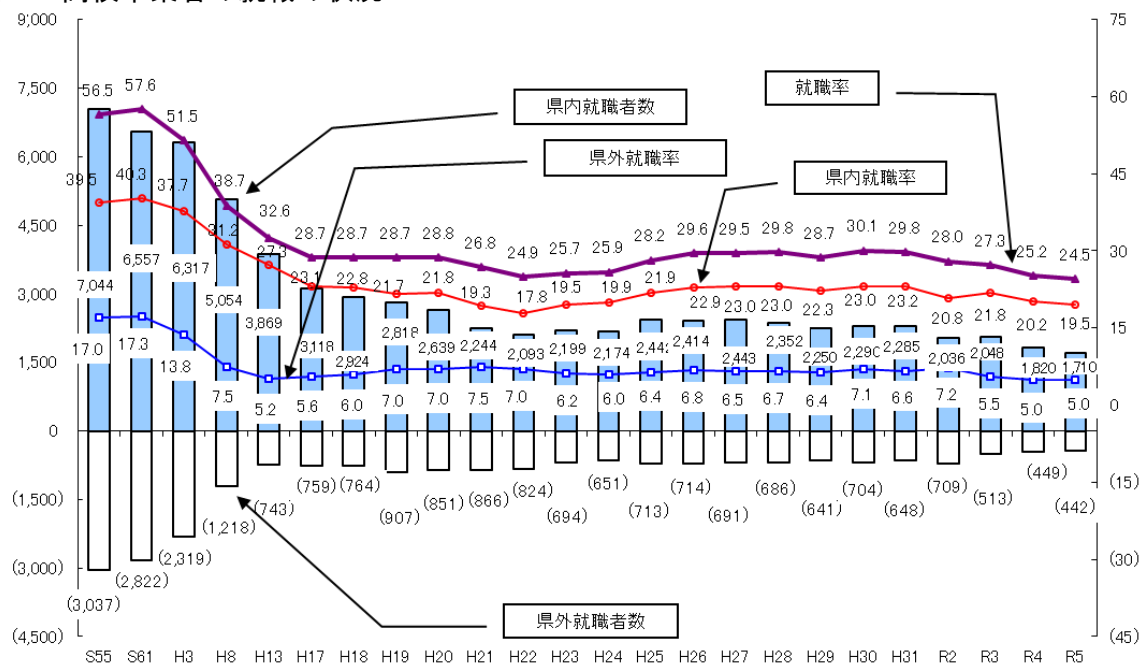
○ 高校卒業後の就職の状況についてみると、就職者のうち約2割が県外へ就職しています。

■図40 高校卒業者の大学等への進学の状況



資料：山形県「学校基本調査」

■図41 高校卒業者の就職の状況



資料：山形県「学校基本調査」

(2) いじめ認知件数の推移

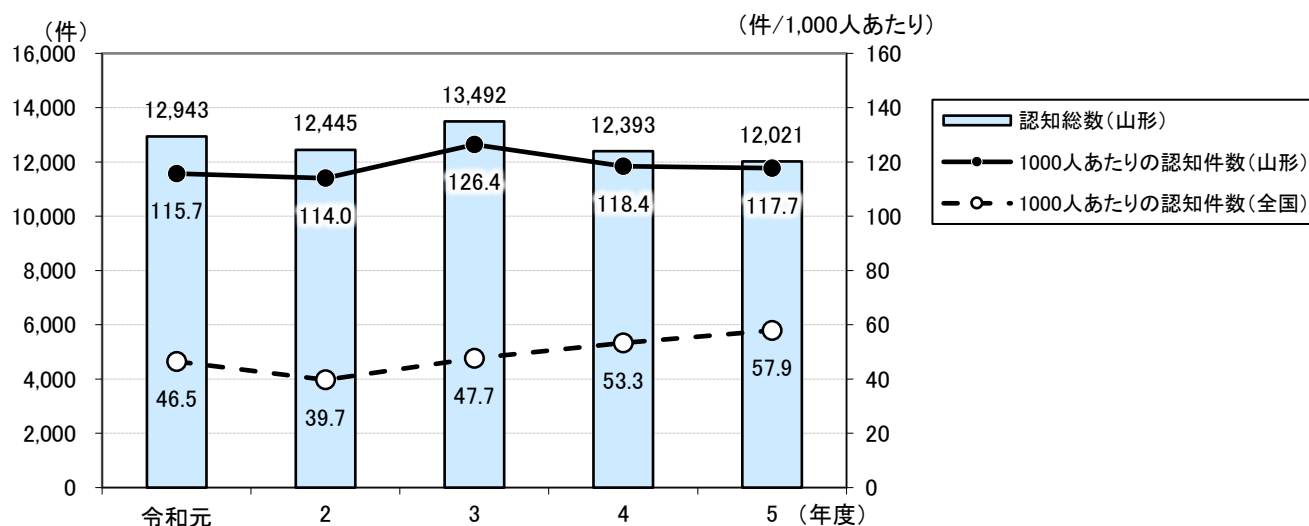
- 近年、小・中・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、1万2千～1万3千件台で推移しており、令和5年度は12,021件となっています。
- 令和5年度の1,000人あたりの認知件数は117.7件で、4年連続で全国で最も多くなっています。
- 認知件数が多い要因として、本県では、いじめの積極的な認知に努めており、独自の児童生徒・保護者を対象としたアンケートの実施や相談体制の充実により学校がいじめを訴えやすい環境になっていること、いじめについて継続して学習したことによりいじめの定義に対する理解が進んだことが考えられます。

なお、1,000人当たりの重大事態の発生件数は、全国平均0.10件に対して、本県は0.02件と全国に比べ極めて少なくなっています。

※ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

■図 42 いじめの認知件数の推移

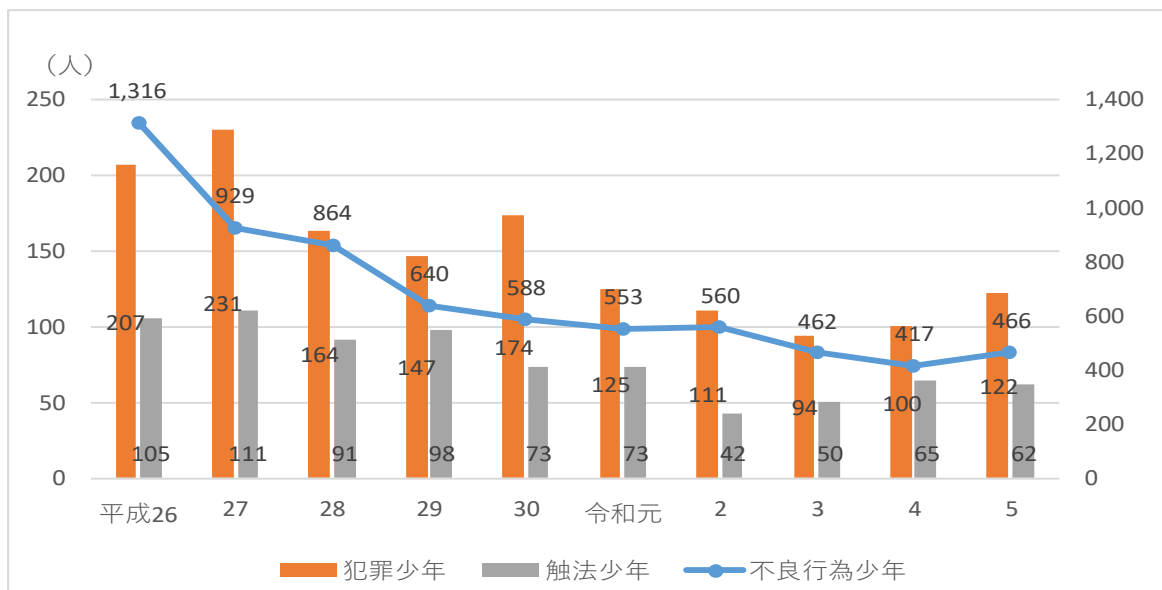


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(3) 少年非行及び福祉犯被害の現状

- 犯罪少年は、令和3年までは減少傾向が続きましたが、令和4年に増加に転じ、令和5年は前年より22人増加して122人となっています。
- 触法少年も概ね同様の傾向となっており、令和5年は62人となっています。
- 令和5年のSNSに起因した福祉犯被害児童数は4人で、福祉犯被害全体の22.2%を占めています。

■図 43 犯罪少年等の推移



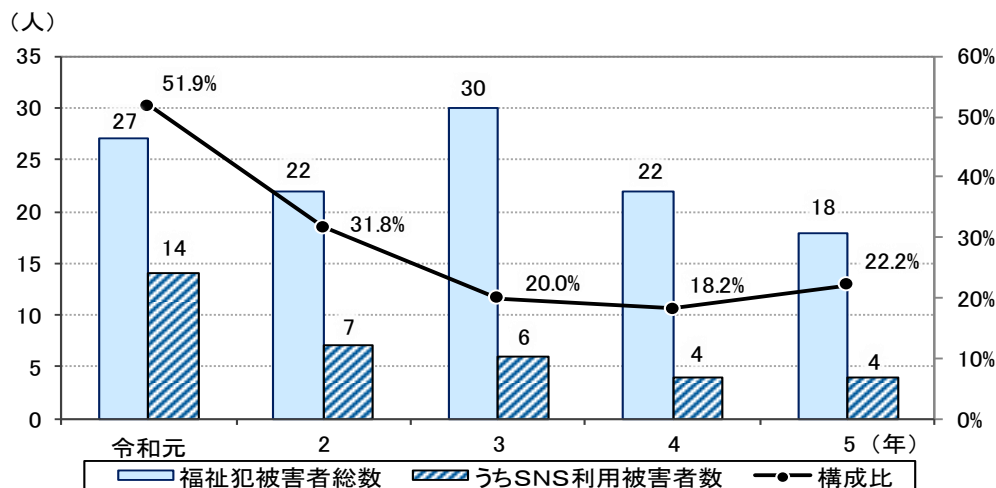
犯 罪 少 年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触 法 少 年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

資料：県警察本部人身安全課

■図 44 SNSに起因した福祉犯罪被害児童数の推移



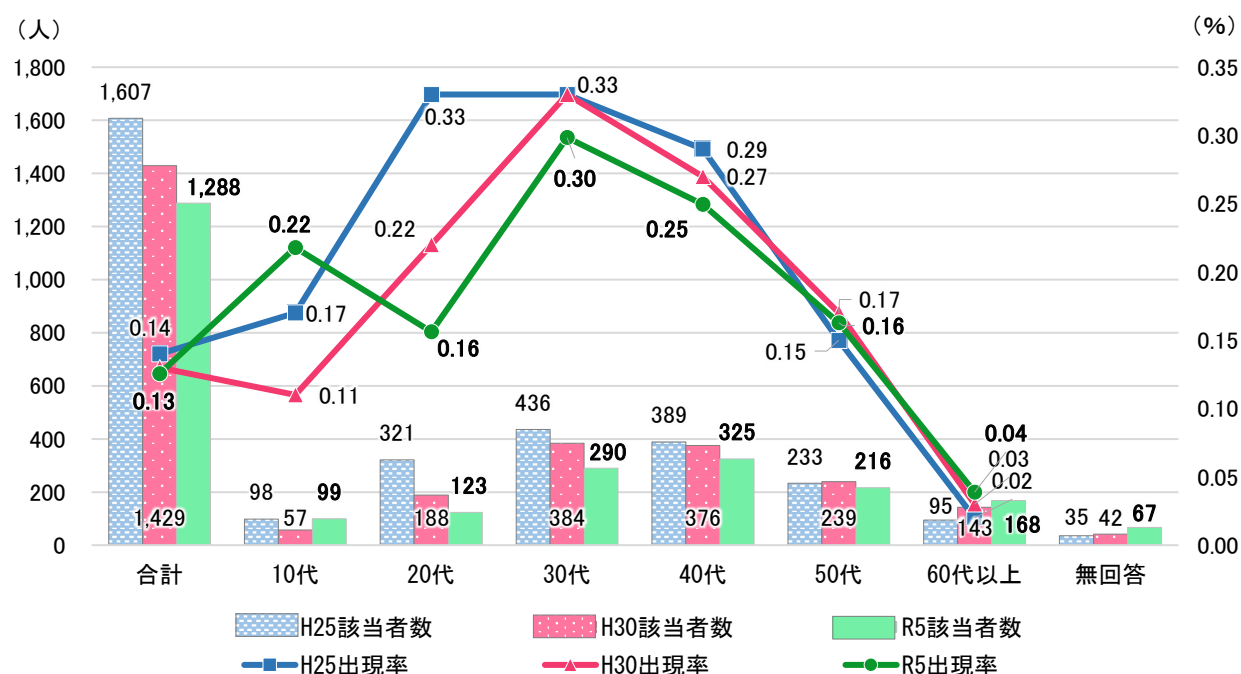
資料：県警察本部人身安全課

福祉犯：児童福祉法違反や児童買春等の少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

(4) 社会参加に困難を有する若者等の現状

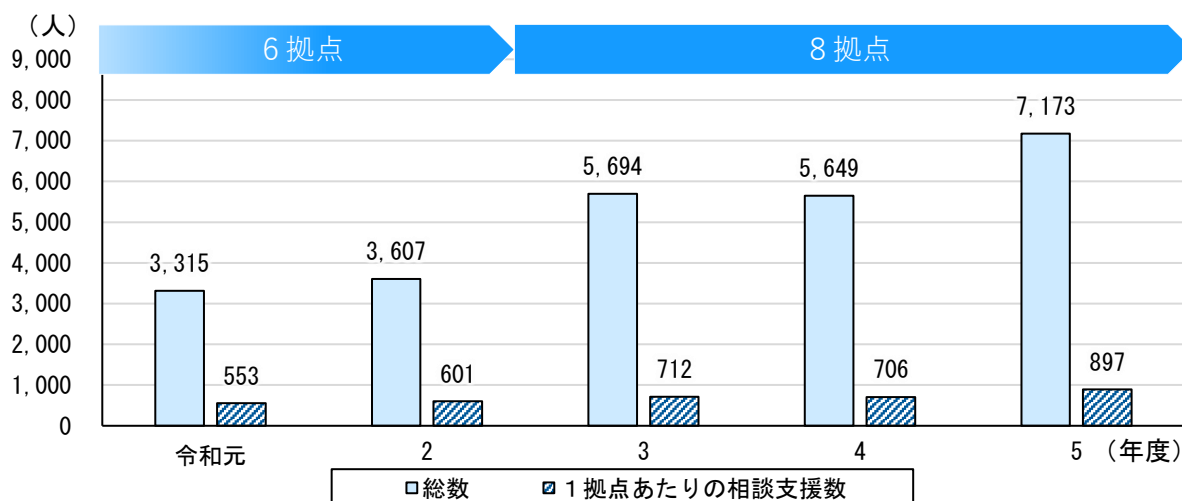
- 令和5年度に本県の民生委員児童委員を対象に実施したアンケート調査では、ひきこもりなど社会参加に困難を有する若者等に該当する者の数は1,288人でした。
- 平成30年度と比較して10代の出現率が2倍に上昇していますが、20代、30代の減少により、全体に占める若者の割合は44.0%から39.8%に減少しています。
- 社会参加に困難を有するこども・若者の相談窓口である若者相談支援拠点における令和5年度の相談支援総数は7,173件でした。1拠点あたりの相談支援数は897件で、令和元年度と比較して344件増加しています。

■図 45 社会参加に困難を有する若者等の該当者数及び出現率



資料：山形県「困難を有する若者等に関するアンケート調査」

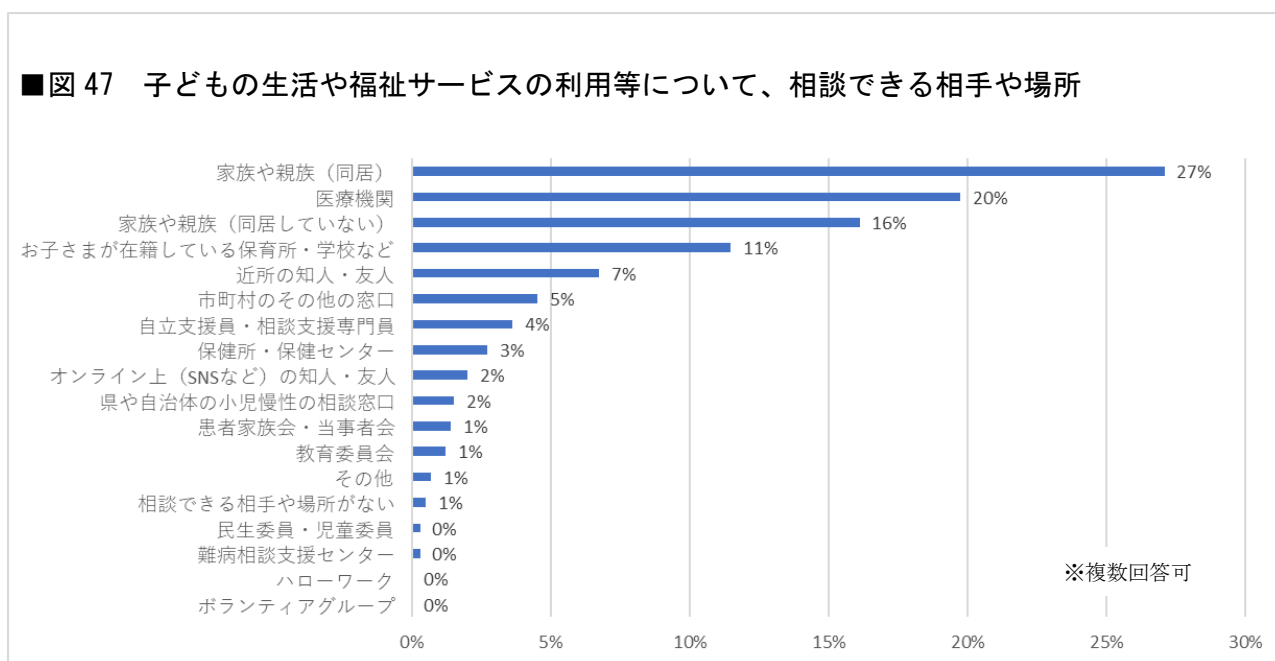
■図 46 若者相談支援拠点における相談件数の推移



資料：県多様性・女性若者活躍課

（５） 病気を抱えるこどもの生活や支援体制の充実

- 令和５年度に県は「小児慢性特定疾病児童等の生活に関するアンケート」を実施しました。回答率は62%、回答者は母親が84%、父親が16%となっています。
- こどもの生活についての不安や悩みについては、「ある」が15%、「どちらかというところ」が29%という状況でした。
- こどもの生活や福祉サービスの利用等について相談できる相手や場所は「家族や親族（同居）」が27%と最も多く、次いで「医療機関」が20%でした。
- 不足している支援や行政への要望（自由記載）には、経済的支援や保育園・幼稚園・学校における受け入れ体制の充実のほか、「なかなか相談しにくい。周囲に同じような方がなかなかいない。」「交流できる場などがあれば情報交換したり、様々なことにつながるのではないか。」等の意見がありました。

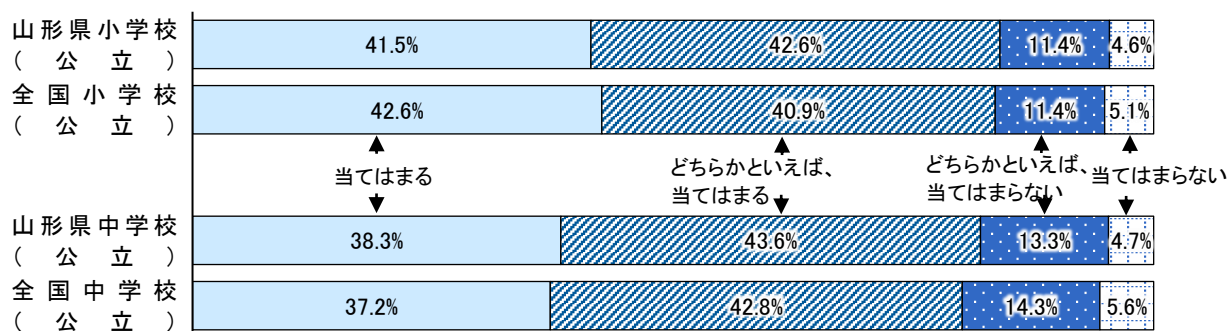


資料：山形県「小児慢性特定疾病児童等の生活に関するアンケート調査」

(6) こどもの意識

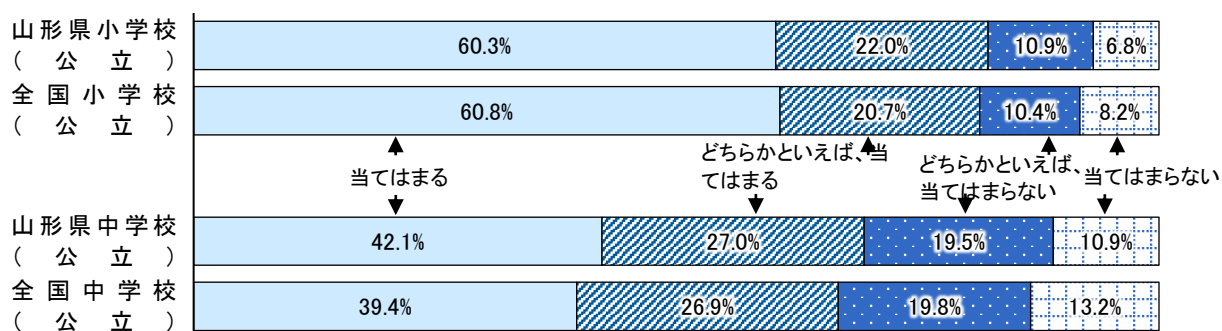
- 令和5年度全国学力・学習状況調査によると、「自分にはよいところがあると思いますか」や「将来の夢や目標を持っていますか」という問いに対しての肯定的な回答は、本県の小中学生とも全国平均をやや上回っています。

図 48 自分にはよいところがあるか



資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

図 49 将来の夢や目標を持っているか



資料：文部科学省「令和5年度全国学力・学習状況調査」

(7) 若者の活躍についての意識

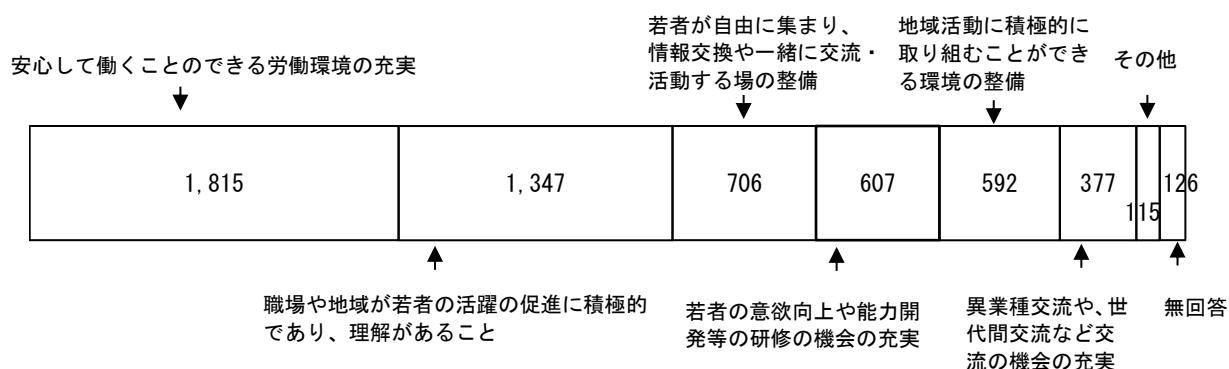
- 令和6年度県政アンケート調査で、本県の若者は総じて職場や地域で活躍していると思うかたずねたところ、『活躍している』（「そう思う」＋「どちらかと言えばそう思う」）と答えた割合は約4割となっています。
- 若者が地域に定着し、意欲的に仕事や地域活動に取り組むために必要なこととして、「安心して働くことのできる労働環境の充実」を挙げた回答が最も多く、次いで「職場や地域が若者の活躍の促進に積極的であり、理解があること」が挙げられています。

■図 50 若者の活躍の有無

	平成25年	平成30年	令和6年
活躍している	39.2%	39.8%	40.2%
活躍していない	38.3%	33.9%	35.3%
わからない	18.4%	14.8%	21.3%
無回答	4.1%	11.5%	3.2%

資料：山形県「平成25・平成30・令和6年度県政アンケート調査」

■図 51 若者が活躍するための取組み



資料：山形県「令和6年度県政アンケート調査」

※複数回答あり

IV

計画の基本的な考え方

1 目指す社会

「こどもが笑顔の山形県」「子育てするなら山形県」の実現

2 施策の推進方向

これまでの現状分析を踏まえ、この計画が目指す推進方向は対象ごと次のとおり設定します。

【こども・若者】

- ・個人として尊重され、安心して暮らすことができる環境づくり
- ・郷土への愛着、郷土で生きることにより夢や希望を持ち、自身の力を十分に発揮できる環境づくり

【子育て当事者・家庭】

- ・こどもを持つことを希望する者が安心して妊娠・出産し、子育てに伴う喜びを実感しながら子育てできる環境づくり
- ・生まれ育った環境によって、こどもの未来が左右されず、親子が幸せに成長できる環境づくり

【地域社会】

- ・こどもの笑顔、子育ての喜びを共有しながら県民総ぐるみで応援する環境づくり

3 重視する視点

この計画を推進するための重視する視点は次の4つとします。

- こどもを権利の主体として認識し、個性を尊重し、意見を施策に反映
～山形のこどもが、誰一人取り残されず幸せに成長できるように～
- 若者の希望を強力に応援
～山形の若者が、山形で希望を持ちながら暮らし続けられるように～
- 切れ目ない支援により笑顔で子育てできる環境を整備
～ライフステージに応じた多様な支援により、安心して子育てができるように～
- 地域みんながこどもと子育て家庭に温かい社会を実現
～社会全体が自分たちを応援してくれていると感じられるように～

4 施策の構成

この計画は、施策の推進方向に沿って、5つの基本の柱を設定し、その下にはこども・子育て支援の施策展開を設定しています。

施策展開

太字ゴシック: 重点的に取り組む施策

1 郷土愛を持ち 健やかに成長するために

- (1) こども・若者の意見・権利の尊重
- (2) 郷土への愛着と誇りの涵養
- (3) こども・若者の自立に向けた支援
- (4) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

2 若者が山形で夢と希望を叶えるために

- (1) 若者の所得向上
- (2) 若者の活躍促進
- (3) 家族観の醸成
- (4) 結婚支援の推進
- (5) 若い世代の移住・定住促進

3 安心して山形でこどもを生み育てるために

- (1) 妊娠・出産の希望実現
- (2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援
- (3) 多様な保育サービスの充実
- (4) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために

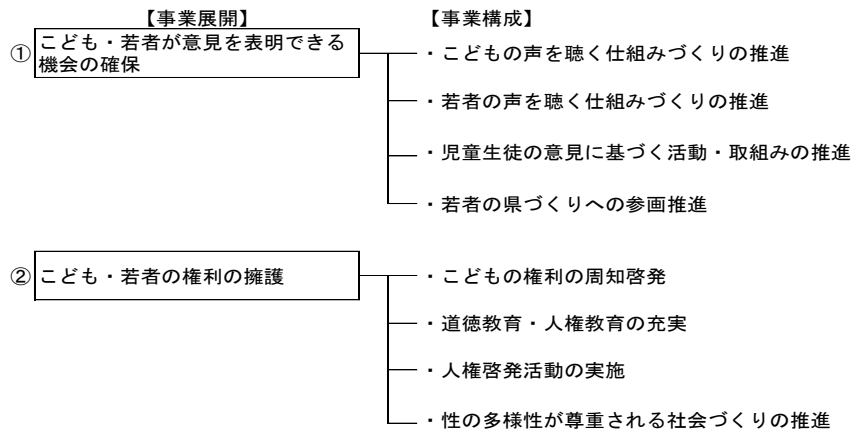
- (1) こどもの貧困対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) こどもへの虐待防止
- (4) 社会的養護等を必要とするこどもへの支援
- (5) 社会参加に困難を有するこども・若者とその家族への支援

5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

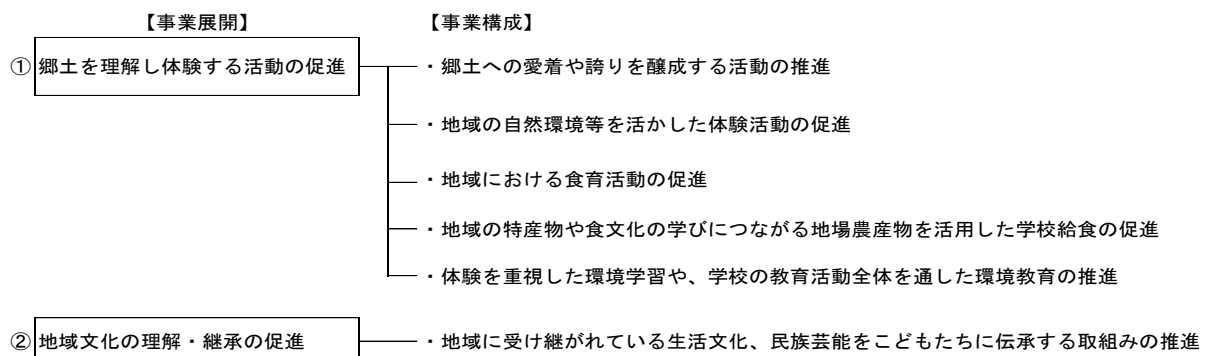
- (1) 共働き・共育ての支援
- (2) 女性の就労・活躍支援
- (3) 地域で支える子育て支援の充実
- (4) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開
- (5) こども・若者、子育て当事者が安全・安心に生活できる環境づくり

【基本の柱 1】 郷土愛を持ち 健やかに成長するために

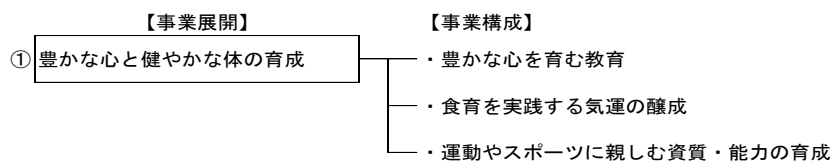
推進方策（１） こども・若者の意見・権利の尊重【重点施策】



推進方策（２） 郷土への愛着と誇りの涵養



推進方策（３） こども・若者の自立に向けた支援



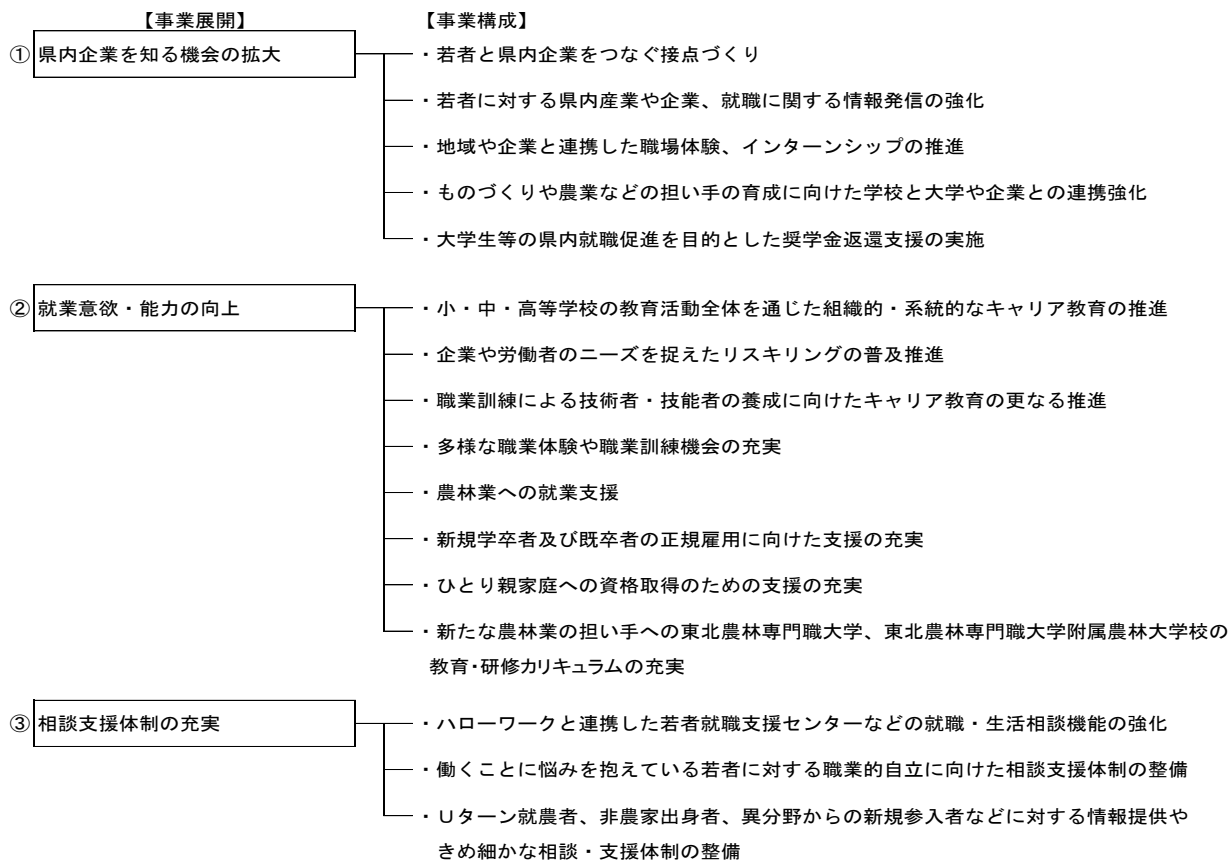
- ② 広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成
- ・ デジタル人材の育成と若者の県内回帰の促進
 - ・ 持続可能な社会を支える人材育成のための取組みの推進
 - ・ 環境問題の「自分ごと」化につなげ、脱炭素社会の実現に貢献できる人材の育成
 - ・ 循環型社会に相応しい人材の育成
 - ・ 県民参加の森づくりの機運を高め、本県の豊かな森林資源を次世代に引き継ぐ取組みの推進
 - ・ グローバル化に対応する教育、機会の提供
 - ・ STEAM教育の充実
 - ・ 環境保全に配慮した再生可能エネルギー教育の推進

推進方策（４） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり【重点施策】

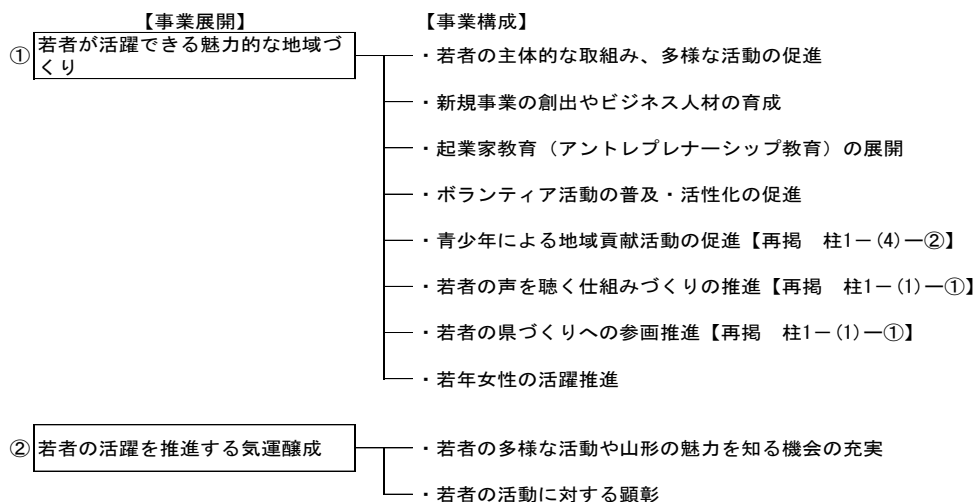
- | | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---|---------------------|--|
| ① | 多様なニーズに応える居場所づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者の居場所づくりの推進 ・ 子育て中の親子が集う居場所づくりの推進 ・ 小学生の放課後の居場所づくりの推進 ・ 読書活動の推進 |
| ② | 多様な遊びや体験、活躍できる機会の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山形らしさ」に触れることができる体験情報の発信 ・ 地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会の充実 ・ 地域に受け継がれている生活文化、民俗芸能などに触れる機会の創出 ・ PTAや子ども会等の社会教育関係団体等の活動の促進 ・ 青少年による地域貢献活動の促進 ・ 体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通じた環境教育の推進 <p>【再掲 柱1-(2)-①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進 ・ 地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進 <p>【再掲 柱1-(2)-①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年少女発明クラブの活動を支援 ・ 放課後児童クラブや放課後子供教室における多様な遊びや体験の提供 ・ 幼児共育の推進 |

【基本の柱2】 若者が山形で夢と希望を叶えるために

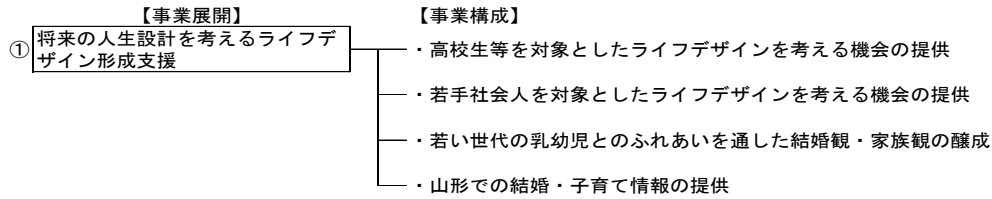
推進方策（1） 若者の所得向上



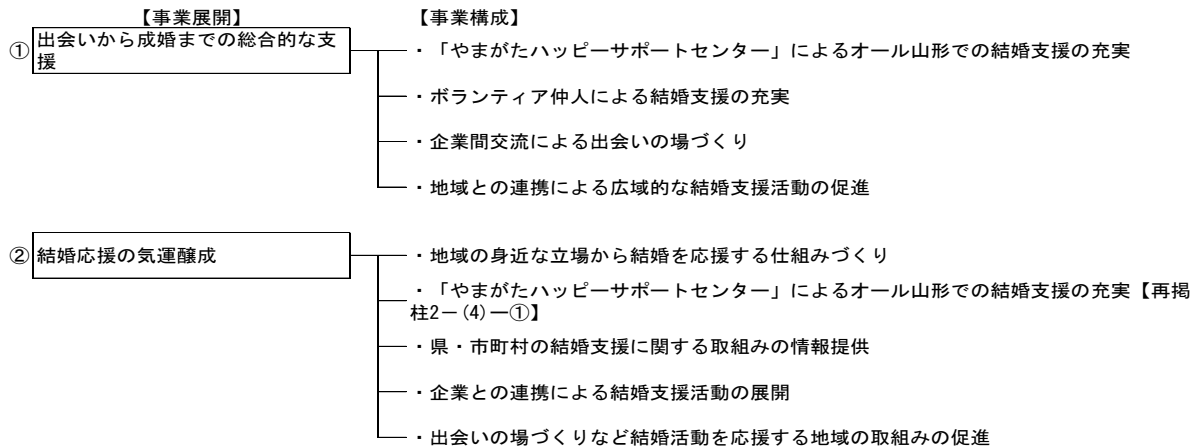
推進方策（2） 若者の活躍促進【重点施策】



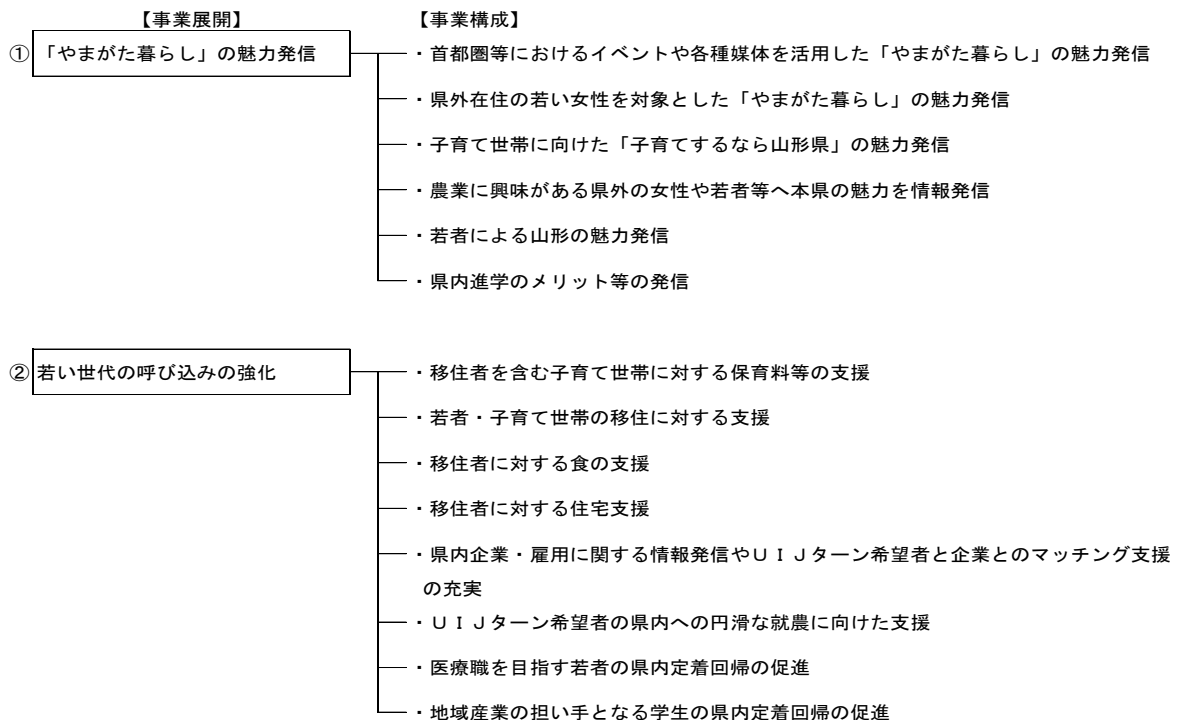
推進方策（３） 家族観の醸成



推進方策（４） 結婚支援の推進【重点施策】



推進方策（５） 若い世代の移住・定住促進【重点施策】



【基本の柱3】 安心して山形でこどもを生み育てるために

推進方策（1） 妊娠・出産の希望実現

【事業展開】	【事業構成】
① 妊娠・出産を支援する体制の充実	・ 性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発 ・ 不妊治療に対する支援の充実と受診しやすい環境づくり ・ 不妊検査・不妊治療に取り組む夫婦等への経済的負担の軽減 ・ 不妊に悩む方を対象とした診療 ・ 不育症の相談支援 ・ がん等患者の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る治療費助成
② 周産期医療体制の充実	・ 周産期医療提供体制の機能強化 ・ N I C U長期入院児の退院後の在宅医療支援

推進方策（2） 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援【重点施策】

【事業展開】	【事業構成】
① こどもや子育てに関する情報提供の推進	・ 性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発【再掲 柱3－(1)－①】 ・ 妊娠・出産・子育てに関する各種媒体を活用したきめ細かな情報提供の強化
② 子育て等に関する相談機能の充実	・ 性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発【再掲 柱3－(1)－①】 ・ 妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の整備 ・ 妊娠期からこどもの成長段階に応じた相談支援体制の充実 ・ 子育てに不安感や孤立感を抱える親への支援 ・ 小児救急電話相談等の実施 ・ 子育てや家庭教育の相談体制の充実 ・ 小児救急啓発事業の実施
③ 切れ目ない母子保健サービスの提供体制の整備	・ 様々なリスクを有する妊産婦を早期に把握し、産前・産後の支援体制の整備 ・ 新生児・乳幼児の疾病や異常の早期発見を行い、早期治療や療育を促進するための体制整備・充実 ・ 母子保健に関する体制整備・充実に向けた支援 ・ 家族の心理的負担の軽減を含めた低出生体重児への支援 ・ 母子保健情報のデジタル化と利活用の推進への支援
④ 小児医療等の充実	・ 小児救急医療を含めた総合的な小児医療体制の充実強化 ・ 医療従事者の確保 ・ 小児救急電話相談等の実施【再掲 柱3－(2)－②】 ・ 新生児・乳幼児の疾病や異常の早期発見を行い、早期治療や療育を促進するための体制整備・充実【再掲 柱3－(2)－③】 ・ 児童・思春期の心の病への対応 ・ 小児救急啓発事業の実施【再掲 柱3－(2)－②】

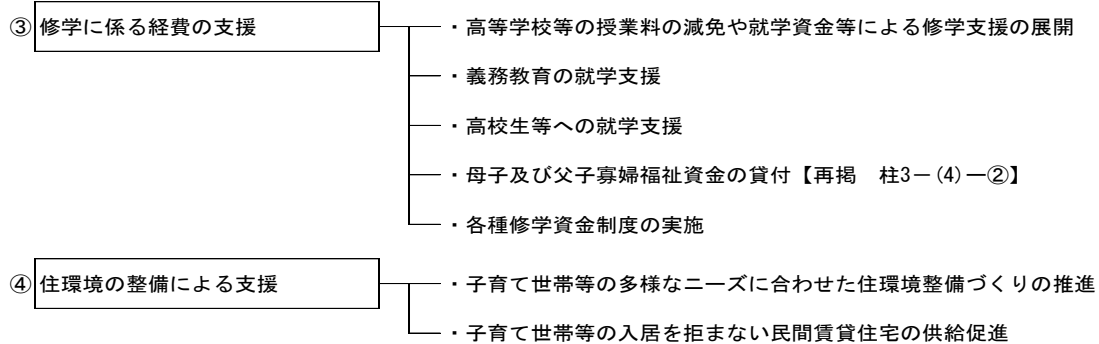
- ⑤ 疾病を有するこどもへの支援
- ・ 小児慢性特定疾病医療の実施
 - ・ 未熟児養育医療の実施
 - ・ 小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るための支援
 - ・ 疾病により長期にわたり療育を必要とする児童等の自立促進のための支援
 - ・ 関係機関との連携調整による自立促進等支援の充実
 - ・ 医療的ケア児への支援の充実

推進方策（３） 多様な保育サービスの充実【重点施策】

- | | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---|------------------------|--|
| ① | 保育ニーズに応じた保育サービスの多様化の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の運営に対する支援の充実 ・ 未就学児の安全確保の取組みの強化 ・ 多様な保育サービスの充実に向けた支援 |
| ② | 保育・幼児教育を行う保育士等の確保・育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育士等の確保と保育の質の向上に向けた支援 ・ 保育士等の離職の防止や処遇改善の実施 ・ 研修の充実による保育・幼児教育を行う人材の育成 ・ 幼児教育推進体制を活用した研修の実施や幼児教育アドバイザー派遣による幼児教育の質の向上 ・ 多様な保育サービスの提供を行う保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実 ・ 放課後児童クラブの支援員や放課後子供教室関係者等の資質向上に向けた支援の充実 |
| ③ | 多様な保育ニーズに応じた受入環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な保育サービスを提供できる環境整備 ・ 保育所等の整備等に対する支援 ・ 放課後児童クラブの整備への支援 ・ 地域の実情に応じた子育てしやすい環境の整備 ・ 保育ＤＸの推進 |

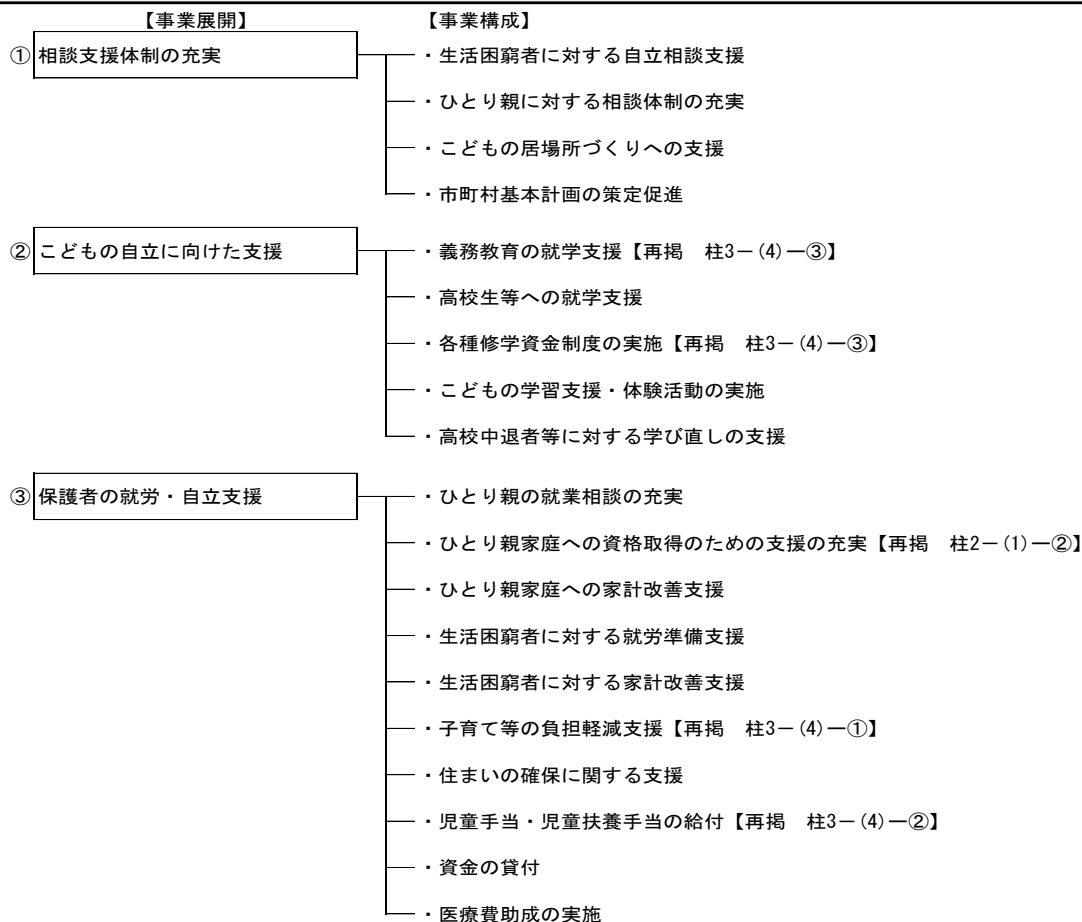
推進方策（４） 子育てや教育に係る経済的負担の軽減

- | | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---|--------------------|---|
| ① | 保育・医療に係る経費の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育の無償化等による支援の実施 ・ 多子世帯への保育料に対する支援の実施 ・ 保育所等の運営費に対する支援による子育て家庭の負担軽減 ・ 放課後児童クラブ利用料の負担軽減等の支援の実施 ・ 不妊検査・不妊治療に取り組む夫婦等への経済的負担の軽減【再掲 柱3－(1)－①】 ・ 未熟児養育医療の実施【再掲 柱3－(2)－⑤】 ・ 小児慢性特定疾病医療の実施【再掲 柱3－(2)－⑤】 ・ 子育て支援医療の実施 ・ ひとり親家庭等医療の実施 |
| ② | 子育て家庭への手当等の支給による支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当・児童扶養手当の給付 ・ 母子及び父子寡婦福祉資金の貸付 |

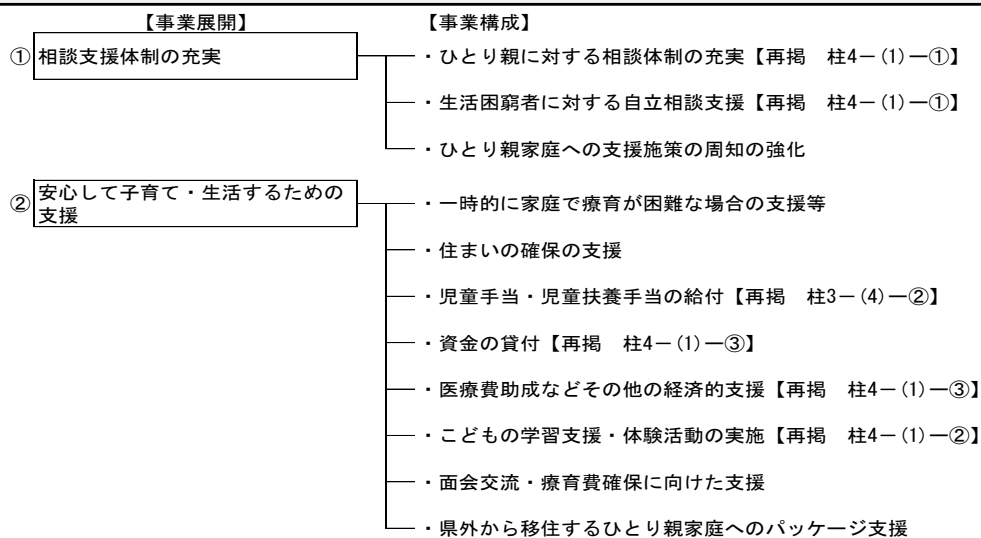


【基本の柱４】 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために

推進方策（１） こどもの貧困対策の推進【重点施策】



推進方策（２） ひとり親家庭への支援【重点施策】



- ③ 安定した就労に向けた支援
- ・ひとり親の就業相談の充実【再掲 柱4－(1)－③】
 - ・労働相談
 - ・ひとり親家庭への資格取得のための支援の充実【再掲 柱4－(1)－③】
 - ・生活困窮者に対する就労準備支援
 - ・関係機関の情報交換・連携の推進
 - ・子育て等の負担軽減支援

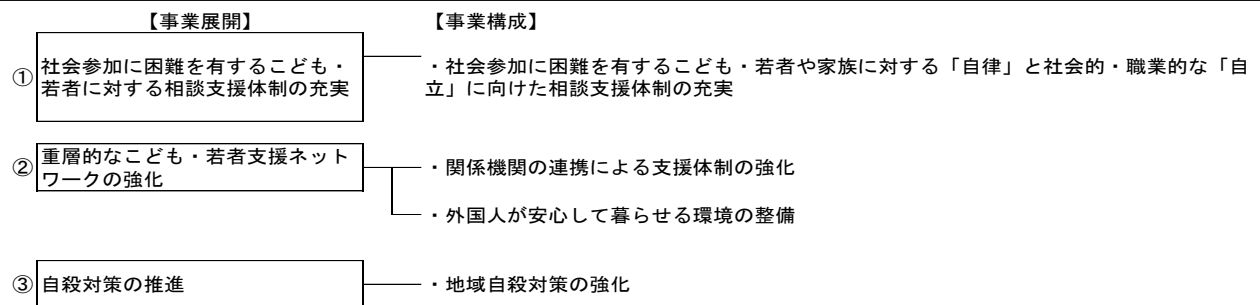
推進方策（３） こどもへの虐待防止【重点施策】

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|--------------------------|--|
| ① 児童虐待の予防対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止に関する啓発の強化及び相談しやすい環境の整備 ・虐待の発生予防に向けた市町村や関係機関等との連携強化 ・DV防止に向けた啓発 ・虐待やDVに関する切れ目のない総合的な相談支援体制の充実 ・幼児教育・保育の場における虐待の早期発見の推進 |
| ② 児童虐待の早期発見・早期対応体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の機能強化 ・市町村等関係機関における児童虐待への対応力向上 |
| ③ 虐待を受けたこどもの適切な保護・アフターケア | <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けたこどもの適切な一時保護 ・児童相談所の法的対応体制の強化 ・虐待を受けたこどもの家庭復帰や自立に向けたアフターケア |

推進方策（４） 社会的養護等を必要とするこどもへの支援

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|----------------|---|
| ① 社会的養護体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護が必要なこどもの権利擁護の推進 ・家庭養育優先原則に基づく養育環境の整備 ・社会的養護が必要なこどもの自立支援 |
| ② ヤングケアラーの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーへの理解促進 ・ヤングケアラーへの支援体制の構築・強化 |
| ③ 特別支援教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実 ・小・中学校、高等学校における児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応える支援の充実 ・教育環境の充実 ・就労希望者に対する就職支援の充実 ・自立と社会参加に向けた支援の充実 |
| ④ 障がいのある児童への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい児への早期からの支援体制の整備 ・発達障がいに関する理解促進や正しい知識の普及啓発の充実 ・障がい児に対する支援の充実 ・障がい児施設における設備の充実 ・医療的ケア児への支援の充実【再掲 柱3－(2)－⑤】 |

推進方策（５） 社会参加に困難を有するこども・若者とその家族への支援



【基本の柱5】こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

推進方策（１） 共働き・子育ての支援【重点施策】

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|---------------------------|--|
| ① 男性の育児・家事への参画促進 | ・ 男性の育児・家事参画に向けた意識啓発 |
| ② 事業主等に対する仕事と家庭の両立支援の意識醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業への支援 ・ 男性の育児・家事参画に向けた意識啓発【再掲 柱5－(1)－①】 |
| ③ 先導的な取り組みの県全体への普及 | ・ 県庁における先導的な取り組みの推進 |

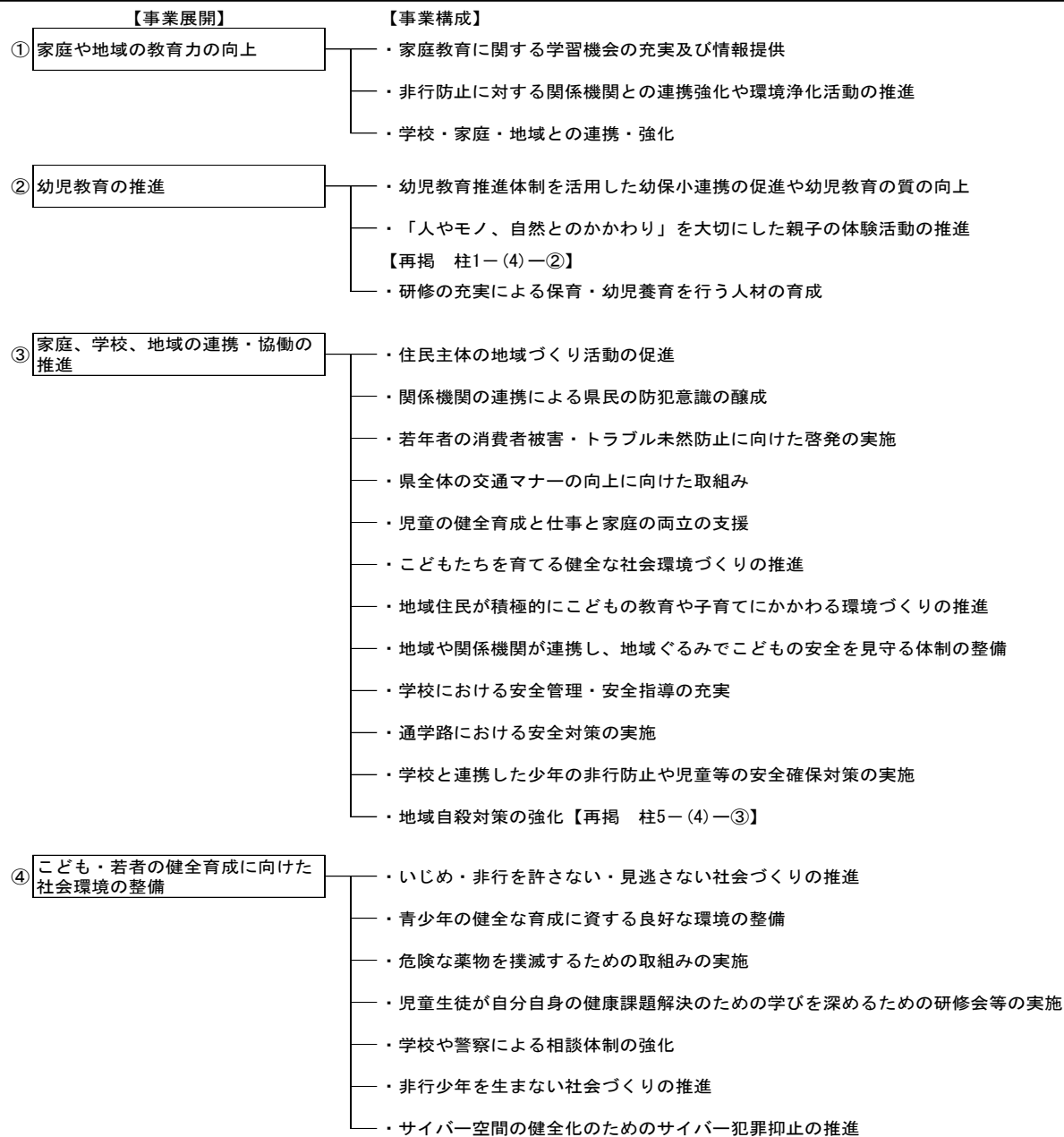
推進方策（２） 女性の就労・活躍支援【重点施策】

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|----------------------|--|
| ① 女性が活躍できる環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・育児などで離職した女性の再就職支援や育休からの職場復帰支援の充実 ・ 女性労働者の処遇改善及び誰もが働きやすい職場環境の整備 ・ 地域における男女共同参画の基盤づくりの強化 ・ あらゆる分野における女性活躍の推進 ・ 男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進 ・ 女性の職業生活における活躍に向けた取り組みの推進 ・ 地域における女性活躍のための支援 |
| ② 政策・方針決定過程への女性の参画推進 | ・ 女性の県づくりへの参画推進 |

推進方策（３） 地域で支える子育て支援の充実【重点施策】

- | 【事業展開】 | 【事業構成】 |
|--------------------------|---|
| ① 社会全体でこどもを育てる気運醸成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「やまがたみんなで子育て応援団」活動の推進 ・ シニア層（高齢者）が子育て支援の担い手として活躍する仕組みづくり ・ 保護が必要なこどもの社会的養護における家庭的な養育環境づくりの推進 ・ 社会全体でこどもをいじめから守る取り組みの推進 |
| ② こどもや子育て家庭に対する応援活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や企業の参画によるパパ・ママ応援環境づくりの推進 ・ 地域資源を活用した体験・交流促進など山形らしさを活かした子育て活動の推進 |
| ③ 多様な主体との連携による子育て支援体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NPOやボランティア団体などの取り組みへの支援 ・ 県民による社会貢献活動の促進 ・ 地域の子育て支援体制の充実に向けた市町村、関係団体、NPOなどの連携促進 |

推進方策（４） 学校・地域・家庭の連携による教育の展開



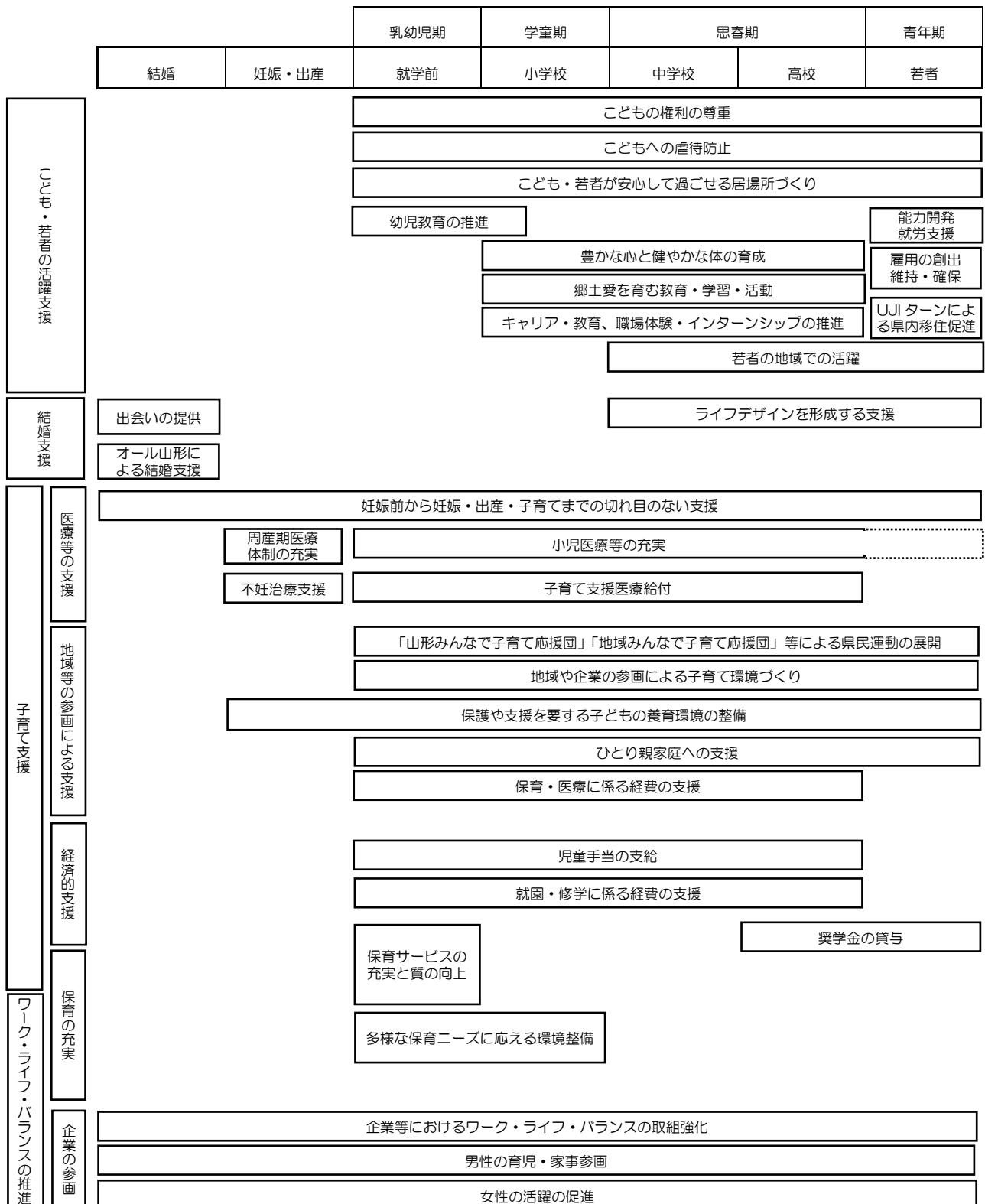
推進方策（５）

こども・若者、子育て当事者が安全・安心に生活できる環境づくり

【事業展開】	【事業項目】
① 子育てにやさしいまちづくり	・安全で安心なまちづくりの推進 ・交通安全県民運動の推進 ・こどもと一緒に安心して外出ができる環境づくり ・通学路や未就学児が集団移動する経路における総合的な安全対策の推進 ・通学路における安全な歩行空間の整備推進 ・見守り隊等のこどもの安全・安心確保に向けた地域住民の積極的なボランティア活動の促進 ・地域ぐるみの学校安全体制整備及び県と市町村の連携による学校安全体制の整備推進 ・安全・安心な遊び場の適正な管理 ・遊び場情報の発信 ・子育て世帯等の多様なニーズに合わせた居住環境づくりの推進 ・子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進【再掲 柱3－(4)－④】 ・地域自殺対策の強化【再掲 柱4－(5)－③】
② 安全教育の推進	・交通安全教育・活動の推進 ・ライフステージに合わせた消費者教育の推進及び地域や家庭での取組み支援 ・災害・感染症等危機管理対応能力の育成 ・危険予測・危険回避能力の育成と自他の命を尊重する安全教育の推進 ・若年層に対する性や喫煙・危険ドラッグ等に対する正しい理解の促進 ・インターネットの適切・安全・安心な利用に関する知識の普及啓発及び環境整備 ・未就学児の安全確保の取組み強化
③ こども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応	・犯罪被害者等に対する相談支援の充実強化 ・犯罪被害者等に対する経済的支援の充実強化

4 ライフステージに応じた施策の展開

施策は、こどもの成長に合わせて、こどもや子育て家庭が必要とする施策を切れ目なく、きめ細かく実施します。



基本の柱 1

郷土愛を持ち 健やかに成長するために

現状と課題

本県の人口は、全国より早く、平成9年（1997年）に出生数が死亡数を下回る自然減少期を迎え、近年、ますます出生数の減少スピードは加速化しています。

県外転出超過者数は全体としては減少傾向にありますが、男女別にみると、平成20年では、わずかに女性よりも男性の転出超過が上回っていたところですが、平成22年以降、女性の転出超過が男性を上回り、令和5年（令和4年10月～令和5年9月）には男性1,330人、女性1,831人となりました※1。年齢別転入・転出者の状況では、高校卒業時と大学卒業時に二つの大きなピークがあり、これらのことから進学や就職に伴う若者の県外転出者が多い状況です。将来の県内回帰・定着を促進するためには、こどもの頃から地域の魅力や地域のよさを実感し、地域を愛し、自分の地域をさらによくしていきたいと思う郷土愛を醸成していくことが必要です。

また、こども食堂などのこどもの居場所は、こどもたちが安心して過ごすことのできる家庭・学校以外の第三の居場所と呼ばれ、こどものみならず、地域の交流の場としても重要です。こどもの居場所は、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっていることから、こどもの居場所づくりに関する活動の展開を支援していくことが必要です。

※1：山形県「山形県社会的移動人口調査」

重点的に取り組む事項

【推進方策（1） こども・若者の意見・権利の尊重】

- ・全てのこども・若者がその年齢や発達程度に応じて、自分に直接関係する全ての事項に関して、意見を形成し、意見を表明する機会を確保し、その意見を尊重します。

【推進方策（4） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり】

- ・全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動等に接することができるよう、居場所づくりを推進します。

対応の方向

全てのこども・若者は、生まれながらに権利の主体であり、その多様な個性を尊重し、こども・若者にとっての最善の利益を優先して考慮します。さらに、こども・若者の権利について、こども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者をはじめとするおとなへ広く周知し、社会全体で共有します。

◆事業展開① こども・若者が意見を表明できる機会の確保

こども・若者の視点を尊重し、こども・若者が自らの意見を形成する支援をするとともに、安全に安心して意見を表明する場や対話する機会をつくり、意見を県づくりに反映していきます。

事業構成	担当課	事業概要
こどもの声を聴く仕組みづくりの推進	しあわせ子育て政策課	○しあわせ子育て応援サイトにこども意見箱の開設 ○こども会議等の開催によりこどもが意見表明する機会の創出
	多様性・女性若者活躍課	○小学生が知事と直接対話するこども知事室の開催
若者の声を聴く仕組みづくりの推進	多様性・女性若者活躍課	○若者同士が県や県政について意見交換する場の創出
	広報広聴推進課	○知事と若者が車座になって対話する対話会の開催
児童生徒の意見に基づく活動・取組みの推進	義務教育課 高校教育課	○学校におけるこどもたちに関わるルール等の決定や見直し等の場面で、児童生徒の意見反映の促進 ○各種会議において、こども基本法の趣旨の周知を図る等、こども政策の理解の促進
若者の県づくりへの参画推進	多様性・女性若者活躍課	○県審議会等への若者の積極的な登用の推進

◆事業展開② こども・若者の権利の擁護

こども・若者が自分の持っている権利について正しく理解し、自他の権利の大切さを認めながら、こどもの権利条約等で示されているような「権利の主体」としての意識を育てます。また、こども・若者が、多様な価値観を持つ人たちと、相互に人格と個性を尊重しながら自分らしく生きていける社会づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
こどもの権利の周知啓発	しあわせ子育て政策課	○こどもまんなか月間に併せたこどもの権利の周知啓発の実施
道徳教育・人権教育の充実	義務教育課 高校教育課	○山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等の関係機関と連携し、人権教育に関する取組みの実施
人権啓発活動の実施	地域福祉推進課 子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課	○こどもの人権問題をはじめとした各種啓発活動の推進 ○高校生や学生を対象としたデートDV防止に係る出前講座の実施
性の多様性が尊重される社会づくりの推進	多様性・女性若者活躍課	○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深めるための普及啓発の実施 ○「山形県パートナーシップ宣誓制度」の周知や利用できるサービスの拡充

対応の方向

こども・若者の郷土への愛着が深まり、郷土への誇りが高まるよう、地域の豊かな自然や文化に触れる活動、地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした活動を推進していきます。

◆事業展開① 郷土を理解し体験する活動の促進

地域の豊かな自然環境や文化など、郷土を理解し大切にする心を育む体験活動を促進します。

事業構成	担当課	事業概要
郷土への愛着や誇りを醸成する活動の推進	多様性・女性若者活躍課	○小学生が知事と直接対話することも知事室の開催【再掲 1-(1)-①】 ○若者同士が県や県政について意見交換する場の創出【再掲 1-(1)-①】 ○若者による山形での多様な働き方や山形暮らしの魅力の情報発信
	県民文化芸術振興課	○郷土の歴史や文化を学び、関心や理解を深めるための取組みの推進 ○精神文化や舟運文化、食文化など本県の特色ある文化をこども等に伝える取組みの推進
	教育政策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	○学校における郷土を学ぶ学習や地域資源を活用した様々な体験活動の推進 ○学校における地域課題解決等の探究的な学びを実現する取組みの推進 ○学校における県民の歌の普及
	企画調整課	○県内の高校生を対象に、山形の誇れる良さなどをテーマとする山形の未来をより良いものとするためのコンテストの開催 ○山形の良さや誇り、山形での幸せなどについて考えるきっかけとするシンポジウムの開催 ○山形県で活躍する方を中学校へ講師として派遣し、若い世代に、山形を舞台に活躍する生き方、考え方の紹介
	庄内総合支庁総務課	○小中学生と保護者を対象に、庄内地域の自然・文化などの地域資源に触れ、地域の魅力の発見に繋げる親子体験講座の開催 ○中高生を対象に、地域で活躍する若者と

		共に地域の魅力を発信する企画運営等のワークショップの開催
地域の自然環境等を活かした体験活動の促進	生涯教育・学習振興課	○放課後子供教室や公民館行事等における体験活動の実施 ○青少年教育施設における地域の特性を生かした体験活動の実施
地域における食育活動の促進	農産物販路開拓・輸出推進課	○県民に対する食育(食農教育)・地産地消の啓発、児童・生徒を対象とした食農体験事業の実施
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進	農産物販路開拓・輸出推進課 学校体育保健課	○学校給食における交流給食や県産農林水産物の利用拡大等を実施する市町村への支援
	学校体育保健課	○地場農産物を活用した学校給食による地域の食文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成
体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通した環境教育の推進	循環型社会推進課 みどり自然課	○飛島を舞台とした環境教育や森林環境学習の実施等による体験型環境学習の推進
	義務教育課 高校教育課 生涯教育・学習振興課 特別支援教育課	○山形県環境教育指針及び地域・学校の実態に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進

◆事業展開② 地域文化の理解・継承の促進

こども・若者が地域の伝統文化等の魅力を学習・体験できる機会を創出するとともに、後世に伝承する活動を促進します。

事業構成	担当課	事業概要
地域に受け継がれている生活文化、民俗芸能をこどもたちに伝承する取組みの推進	県民文化芸術振興課	○伝統文化、芸術を体験、参加・発表する取組みを展開し、伝統文化、芸術の次世代への継承を推進
	生涯教育・学習振興課	○「ふるさと塾」の取組みを通じた伝承活動の実施 ○学校における地域の課題解決学習や地域の魅力を探る学習の事例、郷土を知るための教材作成、情報ポータルサイトのコンテンツの充実等郷土の誇りや愛着を醸成する情報発信の展開
	置賜総合支庁 総務課連携支援室	○置賜地域の文化活動の振興を図るため、置賜こども芸術祭の開催などの事業の展開

対応の方向

全てのこども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ、人生 100 年時代、絶え間ない変化の時代をウェルビーイングに、自立して生き抜く基礎を形成できるよう支援します。

◆事業展開① 豊かな心と健やかな体の育成

自尊感情や自己肯定感を育み、他者への思いやりを持ち、自らの心と体を守ることができるよう、道徳教育を充実させるとともに、豊かな心や健やかな体の育成などこども・若者の自己形成を支援します。

事業構成	担当課	事業概要
豊かな心を育む教育	学校体育保健課 生涯教育・学習振興課	○食に関わる人と食材に対する感謝の心や他人を思いやる心等の豊かな心の育成 ○郷土の魅力に触れ、体験できる機会を増やすことで全世代にわたる郷土愛を育む取り組みの促進
食育を実践する気運の醸成	農産物販路開拓・輸出推進課	○農業協同組合、市町村や専門的なノウハウを持つ民間企業等との連携強化による食育県民運動の展開
	学校体育保健課	○学校個別の状況やニーズに合わせ、栄養・運動両面からの専門的なサポートができる公認スポーツ栄養士等を派遣し、専門的な見地からの講演・助言等の実施 ○プロスポーツチームとの共同企画による食育プロジェクトの実施
運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成	スポーツ振興課 学校体育保健課	○生涯を通して豊かにスポーツを楽しむための態度の育成 ○部活動等を通して、心身の健康の増進を図るとともに、地域とのつながりを深めながら、運動やスポーツへの多様なかわりができる態度の育成 ○スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブの活動の促進

◆事業展開② 広い視野を持ち、持続可能な社会づくりに貢献できる力の育成

グローバル化など、多様化する社会の適応力の育成を推進するとともに、新たな価値を創造することも・若者の自己形成を支援します。

事業構成	担当課	事業概要
デジタル人材の育成と若者の県内回帰の促進	D X 推進課	○産学官金によるコンソーシアムと連携して、県内各分野におけるデジタル化の普及やデジタル人材の育成
	産業創造振興課	○「やまがた A I 部」の活動支援を通し、デジタル人材の育成と若者の県内回帰の促進
	高校教育課	○生徒の情報活用能力育成を目的に、県立学校の I C T 環境整備の推進 ○G I G A スクール運営支援センターの運用による学校の負担の軽減
持続可能な社会を支える人材育成のための取組みの推進	環境企画課	○環境教育の拠点である環境科学研究センターでの幅広い世代を対象とした環境教育や情報の提供、環境保全団体の顕彰等の実施
環境問題の「自分ごと」化につなげ、脱炭素社会の実現に貢献できる人材の育成	環境企画課	○カーボンニュートラルの実現に向け、環境問題に関する若者向けのワークショップの開催、学生環境ボランティアによる普及啓発活動・情報発信の取組み等の実施
循環型社会に相応しい人材の育成	循環型社会推進課	○「やまがた環境展」の開催により県民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進するとともに、将来の 3 R 推進を担う世代を対象とした事業の実施
		○親子を対象に飛島を舞台とした環境教育の実施のほか、大学生ボランティアが参加する海岸クリーンアップを実施して県内外の若者の交流を図ることによる若者ボランティアリーダーの育成
県民参加の森づくりの機運を高め、本県の豊かな森林資源を次世代に引き継ぐ取組みの推進	みどり自然課	○市町村や地域住民、N P O 等がそれぞれの地域課題に沿って独自性を発揮し、かつ創意工夫を凝らして取り組むきめ細やかな森づくり活動等の推進

		○やまがた森の感謝祭や、森を守り、育て、暮らしに活かす緑の循環システムを体験するイベント等の開催 ○「やまがた木育」として、全ての世代を対象に森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す森林環境教育や木工体験などの取組みの推進
グローバル化に対応する教育、機会の提供	高校教育課 義務教育課	○グローバル社会で求められる英語によるコミュニケーション能力を伸ばすとともに、国際理解を一層深める取組みの推進 ○多文化共生に必要な資質・能力を育成する学習の展開
	多様性・女性若者活躍課	○内閣府青年国際交流事業への参加・協力による国際的視野を持つ青年の育成
STEAM教育の充実	義務教育課 高校教育課	○理数教育の充実や多様な知を持ち寄って課題解決を図るSTEAM教育の充実
環境保全に配慮した再生可能エネルギー教育の推進	高校教育課	○原子力エネルギーについての理解を深め、環境保全に配慮した再生可能エネルギーについての教育を実施

対応の方向

全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となるような多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、将来にわたってウェルビーイングで成長出来るよう居場所づくりを推進します。

◆事業展開① 多様なニーズに応える居場所づくり

こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、多様なこども・若者の声を聴きながら、安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
こども・若者の居場所づくりの推進	子ども家庭福祉課	○こどもの居場所づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」）による、こどもの居場所づくり実施団体への相談対応及び取組みへのサポート ○サポートセンターによる、企業や個人の支援等とこどもの居場所づくり実施団体とのコーディネートの実施 ○こどもの居場所づくり実施団体に対する運営・立上支援 ○こどもの居場所づくり実施団体と連携して、支援を必要とするこども・家庭に対する相談・支援の実施
	多様性・女性若者活躍課	○ひきこもりなど社会参加に困難を有するこども・若者や家族の相談支援拠点の機能強化
	総合支庁 子ども家庭支援課	○こどもの居場所づくりに係る人材育成を図るとともに、活動状況等の情報発信等を行い、こどもの居場所の理解の促進と利用しやすい環境の整備（村山） ○こどもの居場所づくりに係る活動状況等の情報発信を行い、こどもの居場所の理解と促進と利用しやすい環境を整備（庄内）
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進	子ども成育支援課	○地域子育て支援拠点の設置、運営への支援

小学生の放課後の居場所づくりの推進	子ども成育支援課 生涯学習・学習振興課	○昼間保護者がいない家庭の小学生の授業終了後や長期休暇等に、遊びや生活の場等の居場所を提供する放課後児童クラブの運営費等を助成 ○放課後子供教室における地域や身近な自然等多様なフィールドを活用した体験の充実
読書活動の推進	生涯教育・学習振興課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	○こどもの視点に立った読書活動を推進するため、家庭・地域・学校等における多様なこどもの発達段階に応じた個別最適な読書活動の取組みの充実 ○公立図書館（室）のイベント等を通し、こどもの読書活動に関わる全ての大人に対する、こどもの読書活動の重要性や意義の理解促進 ○県立図書館におけるこどもの意見をサービスの改善や資料の充実、取組みに反映させるためのアンケートを実施する等、多様なこどもの読書への関心の向上

◆事業展開② 多様な遊びや体験、活躍できる機会の創出

こどもの成長を支える上で重要なPTAや子ども会等の社会教育関係団体などの多様な主体と連携しながら、地域の自然・文化に触れる体験や地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした活動を促進することにより、郷土に誇りと愛着を持ち、地域で活躍する人、地域とつながる人を育成します。

事業構成	担当課	事業概要
「山形らしさ」に触れることができる体験情報の発信	しあわせ子育て政策課	○やまがた子育て応援サイトへの「わくわく体験ガイド」の掲載等による積極的な情報発信
地域の歴史や文化、産業の学びを通じた地域住民との「かかわり」の機会の充実	生涯教育・学習振興課	○地域の企業・団体等と連携し、教育活動の充実を図るための環境整備
	高校教育課	○地域の産業界と連携したインターンシップの実施
地域に受け継がれている生活文化、民俗芸能などに触れる機会の創出	生涯教育・学習振興課	○「ふるさと塾」の取組みを通じた伝承活動の実施【再掲1-(2)-②】 ○地域団体と青少年教育施設等が連携した体験活動の実施
	県民文化芸術振興課	○地域の文化に触れ、体験し、発表する機会の創出 ○民俗芸能・伝承文化の担い手を確保・育成する取組みの推進

P T Aや子ども会等の社会教育関係団体等の活動の促進	生涯教育・学習振興課	○P T Aや子ども会等親子での多様な体験活動に対する機会の提供 ○企業等の支援内容を紹介した情報共有サイトの活用促進
青少年による地域貢献活動の促進	生涯教育・学習振興課	○こどもたちの地域活動・ボランティア活動への関心を高めるための活動機会の提供 ○地域の住民や企業・団体等との連携による青少年の地域活動・ボランティア活動の促進
体験を重視した環境学習や、学校の教育活動全体を通した環境教育の推進 【再掲 1-(2)-①】	循環型社会推進課	○親子を対象に飛島を舞台とした環境教育の実施
	みどり自然課	○「やまがた木育」により、全ての世代を対象に森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめ直す森林環境教育や木工体験などの取組みの推進
	義務教育課 高校教育課 生涯教育・学習振興課	○山形県環境教育指針及び地域・学校の実態に基づいた実践的・体験的な環境教育の推進
「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進	産業技術イノベーション課	○公民館、P T A、子ども会などによる親子の体験型科学教室の開催に対するサイエンスインストラクターの派遣及び「青少年のための科学の祭典in山形」の開催 ○山形県産業科学館における、自然科学の原理やものづくりの楽しさを学べるような展示物の整備
地域の特産物や食文化の学びにつながる地場農産物を活用した学校給食の促進 【再掲 1-(2)-①】	農産物販路開拓・輸出推進課	○学校給食における県産農林水産物の利用拡大等を実施する市町村への支援
	学校体育保健課	○地場農産物を活用した学校給食による地域の食文化の理解促進及び生産者への感謝の心の育成
少年少女発明クラブの活動を支援	産業技術イノベーション課	○山形県発明協会と連携した空白地域への発明クラブ設立支援や既存の発明クラブへの活動支援
放課後児童クラブや放課後子供教室における多様な遊びや体験の提供	子ども成育支援課 生涯教育・学習振興課	○放課後児童クラブと放課後子供教室の連携した取組みによる体験活動の実施
幼児共育の推進	生涯教育・学習振興課	○幼児期における「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進

現状と課題

若者が県内で暮らし働きたいと思えるよう、安定した雇用の場の創出や若者の指向に応じた魅力的な県づくりを進め、山形で暮らすことの魅力や県内企業に関する情報を県内外に発信し、若者の県内定着・回帰を推進していくことが必要です。

また、若者が活き活きと職場で活躍し、若手社員の職場定着率が上がるとともに、経済的・社会的に自立できるよう、県内企業で働き続ける取組みに一層力を入れていくことが求められます。

本県の令和5年度の平均初婚年齢は、男性が31.0歳、女性が29.5歳と上昇傾向にあり晩婚化が進んでいます※¹。また、生涯未婚率は、男性が26.2%、女性が13.5%と上昇傾向にあり、未婚化が進んでいます※²。婚姻数の減少傾向が続く中、令和5年度に実施した県政アンケートの調査結果では、18歳～49歳の未婚者の約7割は「いずれ結婚するつもり」と回答しており、その希望が叶うよう支援していくことが必要です。

※1：厚生労働省「人口動態統計」

※2：総務省「国勢調査」

重点的に取り組む事項

【推進方策（2） 若者の活躍促進】

- ・若者の主体的な取組や多様な活動への支援、若者同士がつながる機会の創出、若者の活躍を情報発信することなどで、若者が活躍できる環境づくりを推進します。

【推進方策（4） 結婚支援の推進】

- ・市町村や民間事業者等との連携協力関係を構築しながら、出会いを希望する方への機会の創出や結婚に係る経済的負担を軽減することで、県全体として結婚を応援する体制の構築や気運醸成を図ります。

【推進方策（5） 若い世代の移住・定住促進】

- ・住まいや子育て環境などの情報を効果的に発信し、地域社会の担い手として期待される若年層の移住・定住を促進する取組みを強化してきます。

対応の方向

将来を担う若者が意欲を持ち、能力を十分に発揮しながら、安心して働くことができる雇用環境の確保を図ります。

◆事業展開① 県内企業を知る機会の拡大

若者に対する県内産業や企業に関する情報発信を強化するとともに、次代の担い手の育成に向けて、学校や大学、企業との連携強化、職場体験やインターンシップを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
若者と県内企業をつなぐ接点づくり	雇用・産業人材育成課	○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援 ○高校卒業時に連絡先情報の提供を受けた方に対し、就職ガイダンス開催案内等各種の就職情報の発信
	最上総合支庁 地域産業経済課	○大学生等に向けた地元企業への見学バスツアー及びインターンシップの実施
	置賜総合支庁 地域産業経済課	○大学生・短大生及び実業高校生の地元就職に向けた企業見学バスツアー、中高生向け職業体験会の開催、高校生による地元企業のPR動画の制作
	庄内総合支庁 地域産業経済課	○中高生を対象とした地元企業の職業体験会「WAKU WAKU WORK」の開催 ○高校生と地元企業との交流会の開催 ○大学等進学予定の高校生や管内大学生を対象とした地域産業への理解を促進するセミナーの開催
若者に対する県内産業や企業、就職に関する情報発信の強化	雇用・産業人材育成課 雇用・産業人材育成課	○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援【再掲2-(1)-①】 ○山形労働局等関係機関と連携した進路ガイダンス、企業説明会の開催 ○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進 ○小中学生向けに県内企業、産業の特徴や

		強みを掲載したガイドブックの作成 ○ものづくりヤマガタ情報サイトによる県内企業に関する情報発信
	建設企画課	○将来の職業などを考える最初の時期である中学生や保護者、先生等に対し新しい建設業の姿をアピールする建設現場の見学会等を開催しながら、建設業の魅力を効果的に伝え、中学校の総合学習等で活用できる出前授業コンテンツを作成 ○小学生、中学生を対象とし、未来の山形の建設物（道路、空港、公園、道の駅など）、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマにした「県土未来図絵画・作文コンクール」の開催
	建築住宅課	○小中高校生等に住宅建築とそれに関わる大工技能者の魅力を伝えるセミナー等の開催
	村山総合支庁 農村計画課	○県内の農業・工業高校の実習授業として農業農村整備の実施地区の提供
	村山総合支庁 建設総務課	○建設業協会等と連携し、建設分野への関心・意欲を啓発し、若手人材の就業促進
	最上総合支庁 地域産業経済課	○高校生等に地域企業の魅力を伝える特別事業の実施、高校生の保護者を対象とした進路選択セミナーの開催、小学生等に向けた地域の産業を紹介する通信の発行
	最上総合支庁 地域健康福祉課	○最上地域の小・中学生及び高校生を対象に、介護福祉士による講話や体験学習の実施 ○介護職員の早期離職防止のため、介護職員が集い、仕事の魅力ややりがいについて語り合う「ケアワークトークング」の開催
	置賜総合支庁 建設総務課	○置賜地域の小・中学生及び高校生を対象に、建設分野への関心・興味を啓発し、若手人材の就業を促進
	庄内総合支庁 水産振興課	○水産高校との共催により、県内中学生を対象に水産に関する初歩的な学習と実習の実施 ○水産高校のカリキュラムにはない本県沿岸漁業の代表的な漁業種類の漁船に乗船しての漁業体験、漁業者との交流会の実施
	庄内総合支庁 建設総務課	○中学生や高校生を対象に、地元建設業の役割や魅力の紹介

	庄内総合支庁 地域産業経済課	○大学等進学者及び保護者向けに、地元企業の情報を掲載したガイドブックの作成 ○大学等進学者の保護者に対し、地元就職に関する情報等の提供 ○新卒学生及びU I J ターン希望者を対象とした地元企業の就職説明会の開催
地域や企業と連携した職場体験、インターンシップの推進	雇用・産業人材育成課	○やまがた地方創生インターンシップ事業の実施
	高校教育課 義務教育課 高等教育政策・学事文書課	○職業人講話や職場体験等による地域と連携したキャリア教育の推進 ○経済団体や地域企業と連携したインターンシップの実施
	最上・庄内総合支庁 建設総務課	○中高生を対象とした地元建設業への就職促進のための取組みを支援
	庄内総合支庁 地域産業経済課	○中高生を対象とした地元企業の職業体験会「WAKU WAKU WORK」の開催【再掲2-(1)-①】
ものづくりや農業などの担い手の育成に向けた学校と大学や企業との連携強化	農政企画課	○東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター、東北農林専門職大学附属農林大学校における高校、大学や企業等と連携した研修等の実施
	高校教育課	○産業系高校に学ぶ高校生を対象にした長期を含むインターンシップの推進 ○山形大学農学部、東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校、農業に関する学科を置く県立高等学校の4機関連携による農業の担い手育成の推進
大学生等の県内就職促進を目的とした奨学金返還支援の実施	産業創造振興課	○大学等を卒業後、県内で就業・定住する若者を対象とした奨学金の返還支援

◆事業展開② 就業意欲・能力の向上

職業を通じて社会の一員として役割を果たす意義を理解し、社会的自立の基盤となる能力や態度を身につけるよう、学童期からの計画的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、職業訓練による技術者の育成を推進します。

事業構成	担当課	事業概要
小・中・高等学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育の推進	義務教育課 高校教育課	○小・中・高をつなぐキャリア・パスポートの活用によるキャリア教育の推進
	産業創造振興課	○高校生がAI技術の基礎を学ぶ「やまがたAI部」の活動への支援
企業や労働者のニーズを捉えたリスキリングの普及推進	雇用・産業人材育成課	○経営者層等に向けたリスキリングセミナーの実施 ○県内の在職者等のデジタル技術の利活用スキル向上のための研修
職業訓練による技術者・技能者の養成に向けたキャリア教育の更なる推進	雇用・産業人材育成課	○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進【再掲2-(1)-①】 ○県立職業能力開発施設における職業訓練・在職者訓練の実施 ○認定職業訓練施設での職業訓練経費の一部補助
多様な職業体験や職業訓練機会の充実	雇用・産業人材育成課	○産業技術短期大学校において高度職業訓練を実施 ○職業能力開発校において普通職業訓練を実施 ○県立職業能力開発施設における職業訓練・在職者訓練の実施【再掲2-(1)-②】 ○認定職業訓練施設での職業訓練経費の一部補助【再掲2-(1)-②】
	建築住宅課	○新規入職した若手大工技能者の技能習得を支援
農林業への就業支援	農業経営・所得向上推進課	○農業関係機関等との連携による、参加者の希望に沿った農業実習研修等の実施
	森林ノミクス推進課	○関係機関・団体との連携による、就業・定着段階まで各段階に応じた林業就業相談・研修・就業準備給付金・技能者の育成等の実施 ○「東北農林専門職大学 森林業経営学科」及び「東北農林専門職大学附属農林大学 林業経営学科」の学生が安心して学修に専念できるよう給付金を支給

新規学卒者及び既卒者の正規雇用に向けた支援の充実	高校教育課 雇用・産業人材育成課	○県高校就職指導連絡会議の開催により、関係機関と連携した就職支援、未内定者への個別支援の実施
		○山形県若者就職支援センターの設置・運営により、若年者の就職について、地域の学校・企業と連携しながら、高等学校、大学等の在学中から職場定着まで一貫した支援を実施
ひとり親家庭への資格取得のための支援の充実	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における就業支援講習会の実施 ○就職に有利な資格取得に向け、養成機関で修業する期間中の学費、生活費、住居費、通学費、就職に要する経費の給付や貸付けなど、切れ目なくパッケージ化した支援の実施（資格取得パッケージ支援） ○職業能力開発のための講座を受講したひとり親家庭の親への講座受講料の一部を給付 ○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子への受講料の一部を給付
新たな農林業の担い手への東北農林専門職大学、東北農林専門職大学附属農林大学校の教育・研修カリキュラムの充実	農政企画課	○農業関係機関等との連携による、学生の希望に沿った農業実習研修等の実施 ○優れた技術と経営力、国際競争力を持つて農業・森林業のリーダーとなる人材を養成するカリキュラムの実施 ○農業に興味を持つ段階から農業経営を発展・確立する段階まで様々な研修機会の提供による山形の農業を牽引する人材の育成。また、新規林業従事者等を対象とした森林・林業に関する基礎的な研修の実施 ○農林業の担い手として即戦力となる、高い専門性と幅広い知識・技術や経営能力を備えた実践的な人材を育成するカリキュラムの実施

◆事業展開③ 相談支援体制の充実

ハローワークとの連携による就職相談機能の強化のほか、若者に対する職業的自立に向けた支援の整備、新規就農者等に対するきめ細かな相談支援体制の整備を推進します。

事業構成	担当課	事業概要
ハローワークと連携した若者就職支援センターなどの就職・生活相談機能の強化	雇用・産業人材育成課	○県が有する職業相談機能と、国が有する職業案内機能の一体的な提供による就職支援
働くことに悩みを抱えている若者に対する職業的自立に向けた相談支援体制の整備	雇用・産業人材育成課	○地域若者サポートステーションにおける、ニート等の若者の職業的自立を支援するための、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムの実施
Ｕターン就農者、非農家出身者、異分野からの新規参入者などに対する情報提供やきめ細かな相談・支援体制の整備	農業経営・所得向上推進課	○農業関係機関と連携した、首都圏におけるPR活動や出展相談の実施 ○新規就農者の確保・育成に向け、就農準備段階から就農後の定着まで総合的な支援

対応の方向

人口減少社会において、社会の活力を持続していくために、地域における若者の力量を高め、若者が活躍できる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 若者が活躍できる魅力的な地域づくり

若者の主体的な取り組みや多様な活動を支援するとともに、新たなつながりが生まれる交流機会を創出するなど、若者の地域活動への参加につながる環境整備を進めます。また、若者の声を聴く仕組みにより、若者の意見を県づくりに反映していきます。

事業構成	担当課	事業概要
若者の主体的な取り組み、多様な活動の促進	多様性・女性若者活躍課	○若者の地域活動を支援する相談窓口の設置・運営 ○若者の地域課題を解決する、地域の元気創出に資する活動への支援 ○地域活動に興味のある若者の新たなつながりを生む交流機会の創出
	消費生活・地域安全課	○やまがた社会貢献基金の活用による若者の地域活動促進を行うNPOなどの取り組みに対する助成 ○ボランティア団体・NPOによる情報発信機能の充実により若者をはじめとする幅広い世代による社会貢献活動の促進
	生涯教育・学習振興課	○こどもたちの地域活動・ボランティア活動への関心を高めるための活動機会の提供 ○地域の住民や企業・団体等との連携による青少年の地域活動・ボランティア活動の促進【再掲 1-(4)-②】
	村山総合支庁総務課連携支援室	○村山地域の高等教育機関が有する知見の活用による、地域コミュニティ等における課題を解決するための実践活動の新たな展開に向けた調査研究、大学生等との交流を通じた地域コミュニティ等における新たな実践活動の展開に対する支援

	村山総合支庁 北村山総務課連携支援室	○地域の中・高校生や大学生の除雪ボランティアによる雪処理の支援や、地域住民の協力による地域除排雪体制を構築することにより、地域における雪処理の担い手の育成及び確保
	最上総合支庁 総務課連携支援室	○「新庄・最上ジモト大学」において、最上地域の高校生を対象に地域課題等に関する住民等との対話や協働等を通じて、地域住民としての当事者意識を醸成し、将来の定住や地域の中核となる人材の育成。 ○若者の地元回帰や活動意欲向上を図るため、高校生・大学生・地域の若者等の交流会の開催
	置賜総合支庁 総務課連携支援室	○地域の若者や若手行政職員で組織する「おきたま元気創造ラボ」において、若者視点で地域活性化の取組みの展開
	庄内総合支庁 総務課	○庄内地域で活躍する若者の参画による「庄内若者協働考房」において、庄内創生に向けた取組みや課題解決のための意見交換を行い、施策や事業に反映させるとともに、庄内地域の若者のネットワークの強化や拡大を図るための交流学習会の開催
新規事業の創出やビジネス人材の育成	産業創造振興課	○起業・創業に向けたワンストップ窓口にコワーキングスペースを併設した「スタートアップステーション・ジョージ山形」の運営補助 ○商工会議所を中心に県内の商工支援団体等を構成員とする「創業支援ネットワーク」を実施主体とし、創業を予定する者または創業後間もない小規模事業者へ創業時に要する経費の一部を助成
起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の展開	高校教育課	○大学等から起業に至るノウハウを学び、地元企業等と連携して起業を目指す体験活動等の推進
ボランティア活動の普及・活性化の促進	地域福祉推進課	○市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの活動強化のため、山形県ボランティア・市民活動振興センターの運営の支援

青少年による地域貢献活動の促進【再掲 1-(4)-②】	生涯教育・学習振興課	○こどもたちの地域活動・ボランティア活動への関心を高めるための活動機会の提供 ○地域の住民や企業・団体等との連携による青少年の地域活動・ボランティア活動の促進【再掲 1-(4)-②、2-(2)-①】
若者の声を聴く仕組みづくりの推進【再掲 1-(1)-①】	多様性・女性若者活躍課	○若者同士が県や県政について意見交換する場の創出
	広報広聴推進課	○知事と若者が車座になって対話する対話会の開催
若者の県づくりへの参画推進【再掲 1-(1)-①】	多様性・女性若者活躍課	○県審議会等への若者の積極的な登用の推進
若年女性の活躍推進	多様性・女性若者活躍課	○県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成事業の実施 ○様々な分野で活躍する女性（ロールモデル）の紹介・周知 ○固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発媒体等による情報発信の強化 ○山形で暮らし働く女性同士の交流等による女性のエンパワーメントの推進 ○男女共同参画の視点を持った次世代を担う人材の育成

◆事業展開② 若者の活躍を推進する気運醸成

若者の活躍を推進する気運を醸成するため、若者活躍の情報を発信するとともに、若者の優れた功績・成果や地道な取組みを顕彰します。

事業構成	担当課	事業概要
若者の多様な活動や山形の魅力を知る機会の充実	多様性・女性若者活躍課	○若者交流ネットワークサイトなどによる若者の多様な地域活動やイベントなどの情報発信 ○若者による山形での多様な働き方や山形暮らしの魅力の情報発信【再掲 1-(2)-①】 ○「やまがた若者応援大使」による若者活躍や山形の魅力の情報発信
若者の活動に対する顕彰	消費生活・地域安全課 多様性・女性若者活躍課	○社会貢献活動や地域活性化に寄与する若者等の取組みの顕彰
	産業技術イノベーション課	○若者研究者の科学技術に関する優れた研究に対する顕彰（山形県科学技術奨励賞）

対応の方向

男女が協力して家庭を築き、こどもを生み育てることの意義を理解し、互いを大切に思う家族観の醸成を図ります。

◆事業展開① 将来の人生設計を考えるライフデザイン形成支援

乳幼児とのふれあい体験や、結婚、妊娠・出産、子育て、就労など自らのライフデザインを考える機会を提供します。

事業構成	担当課	施策の概要
高校生等を対象としたライフデザインを考える機会の提供	しあわせ子育て政策課	○高校生や大学生等を対象とした結婚や子育てを含めた自らの将来を考えるための「ライフデザインセミナー」の開催
若手社会人を対象としたライフデザインを考える機会の提供	しあわせ子育て政策課	○入社間もない若手社会人を対象とした結婚や子育てを含めた自らの将来を考えるための「ライフデザインセミナー」の開催
若い世代の乳幼児とのふれあいを通した結婚観・家族観の醸成	総合支庁 子ども家庭支援課	○若者に子育て支援を体験する機会の提供（村山） ○子育て中の親子と若い世代とのふれあい事業による若い世代の結婚観・家族観の醸成（置賜）
山形での結婚・子育て情報の提供	しあわせ子育て政策課	○「山形で子育てしたい」という希望が持てるよう、結婚や子育て支援、子育てしやすい環境であることを県内外へ情報発信

対応の方向

結婚や家庭を築くことに夢や希望を持つことができる環境づくりを進め、結婚を望む人の希望が叶うよう、出会いの場の提供、結婚に繋がる支援の充実を図ります。

◆事業展開① 出会いから成婚までの総合的な支援

結婚に希望を持ち、その希望が叶うよう、社会全体で出会い・結婚を応援する体制づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
「やまがたハッピーサポートセンター」によるオール山形での結婚支援の充実	しあわせ子育て政策課	○総合相談窓口によるきめ細かな支援 ○マッチングシステムを活用した出会いの支援 ○結婚支援に関する情報発信
ボランティア仲人による結婚支援の充実	しあわせ子育て政策課	○「やまがた縁結びたい」による広域的な独身者情報の共有による仲人活動の推進
企業間交流による出会いの場づくり	しあわせ子育て政策課	○企業に勤務する独身者の交流機会の創出
地域との連携による広域的な結婚支援活動の促進	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○管内市町等が連携した広域婚活イベント等の開催
	最上総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村及び民間で組織する婚活推進組織との連携による結婚支援事業の実施 ○「やまがた縁結びたい」の相談者の増加を図るための周知や活動支援
	置賜総合支庁 子ども家庭支援課	○管内市町村の結婚支援者の情報交換会及び研修会の開催による交流の促進等、結婚支援活動の活性化
	庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○管内の市町・結婚支援団体等との情報共有、ネットワーク構築及び連携した取組みに関する意見交換等を行うための連絡会議の開催

◆事業展開② 結婚応援の気運醸成

自治体や企業、個人が連携し、若者が結婚を前向きにとらえられるような意識啓発活動や、出会い・結婚につながる応援活動を展開するとともに、活動団体の連携強化と支援の充実による結婚応援の気運醸成を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
地域の身近な立場から結婚を応援する仕組みづくり	しあわせ子育て政策課	○身近な立場での出会いや結婚に関する情報提供ができるサポート体制の構築
「やまがたハッピーサポートセンター」によるオール山形での結婚支援の充実【再掲2-(4)-①】	しあわせ子育て政策課	○ホームページでの動画配信や各種催事等での結婚支援の取組みのPR
県・市町村の結婚支援に関する取組みの情報提供	しあわせ子育て政策課	○県や市町村が行う結婚支援の取組みを若者に向けて積極的に情報発信
企業との連携による結婚支援活動の展開	しあわせ子育て政策課	○企業と連携した結婚支援の取組みのPRやイベント等に参加しやすい環境づくり
出会いの場づくりなど結婚活動を応援する地域の取組みの促進	村山総合支庁子ども家庭支援課	○管内市町村等が連携した広域婚活イベント等の開催【再掲2-(4)-①】
	最上総合支庁子ども家庭支援課	○市町村及び民間で組織する婚活推進組織との連携による婚活事業のPR、助言及び情報提供等
	置賜総合支庁子ども家庭支援課	○管内市町村の結婚支援者の情報交換会及び研修会の開催による交流促進等、結婚支援活動の活性化【再掲2-(4)-①】
	庄内総合支庁子ども家庭支援課	○管内市町と連携した結婚相談会や婚活イベント等の実施

対応の方向

山形で暮らすことの魅力や県内の企業情報の発信のほか、職業相談から職業紹介までの総合的な就業支援の強化を図ります。

◆事業展開① 「やまがた暮らし」の魅力発信

山形の暮らしに関心を持つ人の拡大に向け、恵まれた自然環境や県内企業の魅力、住まいや子育て環境などの情報を効果的に発信します。

事業構成	担当課	事業概要
首都圏等におけるイベントや各種媒体を活用した「やまがた暮らし」の魅力発信	移住定住・地域活力創生課	○移住交流ポータルサイトやSNSを活用した情報発信 ○首都圏における移住・人材確保のためのイベントの開催
県外在住の若い女性を対象とした「やまがた暮らし」の魅力発信	しあわせ子育て政策課	○山形県での結婚支援に関する情報の発信
子育て世帯に向けた「子育てするなら山形県」の魅力発信	しあわせ子育て政策課	○「山形で子育てしたい」という希望が持てるよう、子育て支援や子育てしやすい環境であることの情報発信【再掲 1-(3)-①】 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）やSNS、県広報誌、フリーペーパー等を活用した積極的な情報発信
農業に興味がある県外の女性や若者等へ本県の魅力を情報発信	農業経営・所得向上推進課	○「儲かる農業」を実践するための秘訣を語り合う動画や多様な担い手が本県での就農メリット等を語る動画をユーチューブに配信し、本県の農業の魅力を発信
若者による山形の魅力発信	多様性・女性若者活躍課	○若者による山形での多様な働き方や山形暮らしの魅力の情報発信【再掲 1-(2)-①】
県内進学の特長等の発信	高等教育政策・学事文書課	○県内高等教育機関等の各種情報や県内進学の特長等の発信

◆事業展開② 若い世代の呼び込みの強化

U I J ターン希望者と企業とのマッチング支援など、県内への円滑な就業・就農に向けた紹介・あっせん機能を強化します。

事業構成	担当課	事業概要
移住者を含む子育て世帯に対する保育料等の支援	子ども成育支援課	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担・軽減を市町村と連携して実施 ○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減 ○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
若者・子育て世帯の移住に対する支援	移住定住・地域活力創生課	○県外から本県へ移住する若者・子育て世帯への支援金の支給
移住者に対する食の支援	移住定住・地域活力創生課 子ども家庭福祉課	○県外からの移住世帯に対する本県の米・味噌・醤油の提供 ○移住するひとり親家庭へ、食・家賃・職をトータルで支援するモデル事業の実施
移住者に対する住宅支援	建築住宅課	○住宅リフォーム工事に対する支援（補助） ○中古住宅の購入に対する支援（補助） ○移住者等の住宅確保要配慮者向けセーフティネット住宅として登録する空き家などの改修工事に対する支援
	移住定住・地域活力創生課	○県外からの移住世帯に対する賃貸住宅の家賃補助
	子ども家庭福祉課	○移住するひとり親家庭へ、食・家賃・職をトータルで支援するモデル事業の実施 【再掲2-(5)-②】
県内企業・雇用に関する情報発信やU I J ターン希望者と企業とのマッチング支援の充実	雇用・産業人材育成課 各総合支庁 地域産業経済課	○進学等により県外に在住している若者に対する就職相談、無料職業紹介、県内企業（就職）情報の提供によるUターン就職支援 ○山形労働局等関係機関と連携した進路ガイダンス、企業説明会の開催 ○県独自のポータルサイトを活用した企業情報、求人情報、インターンシップ受入情報等の積極的な発信による県内企業の認知度向上と就職促進 ○県外在住のU I ターン希望者に対する面接等のための交通費助成による就職活動の支援

	子ども成育支援課	○中高生やその保護者等を対象に、本県で保育士として働く魅力を伝えるセミナーを開催 ○県内保育施設への就職促進のため、保育士養成施設の学生に向け、県内で働く先輩保育士等が、保育士として働く魅力を伝える動画等の作成 ○県外保育士養成校の学生に対する県内でのインターンシップ等の交通費の助成
	庄内総合支庁 地域産業経済課	○大学等進学者及び保護者向けに、庄内地域の企業情報を掲載したガイドブックの作成【再掲2-(1)-①】 ○大学等進学者の保護者に対し、地元就職に関する情報等の提供【再掲2-(1)-①】 ○新卒学生及びU I J ターン希望者を対象とした地元企業の就職説明会の開催【再掲2-(1)-①】
U I J ターン希望者の県内への円滑な就農に向けた支援	農業経営・所得向上推進課	○農業関係機関と連携した、首都圏におけるPR活動や出展相談の実施 ○国庫事業対象外の県外からの新規就農者へ就農資金の助成
医療職を目指す若者の県内定着回帰の促進	医療政策課	○県内の高校生を対象に病院等と連携した看護師体験セミナーの実施 ○県外の医科大学に進学した県出身医学生を対象に、県の医師確保施策や県内の研修病院の情報提供
	村山総合支庁 保健企画課	○村山地域の小中学生を対象に、医師・看護師等の医療従事者を講師とした出前授業の開催
	最上総合支庁 保健企画課	○最上地域の中学生・高校生等を対象とした動機付け・進学支援のためのセミナー等の開催 ○最上地域の看護職と看護学生の交流会等の開催
	置賜総合支庁 保健企画課	○置賜地域の小中学生等を対象に、看護師の仕事を学ぶ学習会の開催 ○看護職PRパンフレットの配布やホームページによる看護職の魅力等について情報提供
	庄内総合支庁 保健企画課	○庄内地域の小・中学生及び高校生を対象に、管内医療機関の協力のもと学校に赴いて看護師の仕事を学ぶ学習会の開催 ○庄内地域の高校生を対象に管内医療機関の協力のもと、医療機関を会場に看護師

		体験セミナーの開催 ○看護職PRパンフレットの配布や学習会・体験セミナーの状況をSNSで発信し、看護職の魅力等について情報提供
地域産業の担い手となる学生の県内定着回帰の促進	産業創造振興課	○県と市町村、地元産業が連携し、奨学金返還の支援
	雇用・産業人材育成課	○県内企業の経営者と県内外の若手社員・学生との座談会の開催 ○山形県若者就職支援センターの設置・運営により、若年者の就職について、地域の学校・企業と連携しながら、高等学校、大学等の在学中から職場定着まで一貫した支援を実施【再掲2-(1)-②】
	高校教育課	○教員による企業訪問（求人開拓、卒業生の激励・相談）や卒業1年目の県内就職者への事後指導の実施 ○望ましい勤労観・職業観を身に付け、地域産業の発展に貢献する高校生を育成するキャリア教育の推進
	最上総合支庁 地域産業経済課	○高校生等に地域企業の魅力を伝える特別事業の実施、高校生の保護者を対象とした進路選択セミナーの開催、小学生等に向けた地域の産業を紹介する通信の発行【再掲2-(1)-①】 ○大学生等に向けた地元企業への見学バスツアー及びインターンシップの実施【再掲2-(1)-①】
	置賜総合支庁 地域産業経済課	○「企業魅力発見企画運営協議会」を設置 ○企業見学会（バスツアー）の開催 ○企業が学校に出向き、生徒に職業体験してもらう「WAKU WAKU WORK」の開催 ○進学校の高校生を対象に、地域の企業経営者等から地域企業の魅力や産業界で働くことの意義を伝えるセミナーの開催
	庄内総合支庁 地域産業経済課	○中高生を対象とした地元企業の職業体験会「WAKU WAKU WORK」の開催【再掲2-(1)-①】 ○高校生と地元企業との交流会の開催【再掲2-(1)-①】 ○大学等進学予定の高校生や管内大学生を対象とした地域産業への理解を促進するセミナーの開催【再掲2-(1)-①】

現状と課題

国立社会保障・人口問題研究所が実施した令和3年度出生動向基本調査によると、こどもがいない夫婦の約6割が「欲しいけれどもできない」と回答し、不妊に悩んでいます。

また、晩婚化の影響で、男女ともに、こどもを持ちたいと希望される方の年齢が高まる傾向が見られます。年齢の上昇に伴い、妊娠する可能性が低下し、妊娠・出産に伴うリスクが大きくなります。

若いときから性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進が重要です。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組みが必要であることから、こどもの権利を尊重した各種施策、周産期医療や小児医療等が切れ目なく提供されるよう、総合的な取組みを推進する必要があります。

本県の共働き率は高く、正職員として働く女性が多い特徴があります。また、育児をしている女性の有業率も高い割合で推移しており、子育てをしながら働く女性が全国に比べて多い現状にあります。

このような背景から保育需要は増加・多様化しており、それに対応した保育人材の確保・保育サービス等の充実を図ることが必要です。

重点的に取り組む事項

【推進方策（2） 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援】

- ・男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」を推進します。また、不妊、不育症に悩む夫婦を支援するため相談窓口を設置するとともに、経済的負担の軽減を図ります。
- ・母子健康管理の観点から実施している妊婦及び産婦健康診査や、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、産後ケア事業など様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ妊婦等包括相談支援事業を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。

【推進方策（3） 多様な保育サービスの充実】

- ・就業形態や家庭環境等により多様化するニーズに対応できる保育サービスの充実とそれを提供できる人材を育成・確保し、保育の質を高めてまいります。

こどもを持つことや望む数のこどもを授かる希望が叶い、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 妊娠・出産を支援する体制の充実

プレコンセプションケアを推進するとともに、妊婦等の不安感、負担感の軽減や、不妊に悩む夫婦に対する支援など、妊娠・出産の支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発	子ども成育支援課	○妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットの作成・配布等 ○市町村及び各総合支庁母子保健担当者を対象とした研修会の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○プレコンセプションケアを含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーの開催 ○各総合支庁で設置している、男女を問わず性や妊娠・出産に関する健康支援をライフステージに応じ切れ目なく行う「性と健康の相談センター」における正しい情報の提供や相談体制の強化
不妊治療に対する支援の充実と受診しやすい環境づくり	子ども成育支援課	○不妊治療に関する正しい知識の普及啓発、不妊専門相談センターの設置、保険適用された不妊治療（生殖補助医療）に係る自己負担額の一部助成に関する周知広報
	村山総合支庁 子ども家庭支援課	○助産師（不妊症認定看護師）による不妊治療等に関する相談支援
不妊検査・不妊治療に取り組む夫婦等への経済的負担の軽減	子ども成育支援課	○夫婦等が初めて受けた不妊検査に係る自己負担額の一部助成 ○保険適用された不妊治療（生殖補助医療）に係る自己負担額の一部助成
不妊に悩む方を対象とした診療	県立病院課	○新庄病院で不妊に悩む方を対象とした診療の実施
不育症の相談支援	子ども成育支援課	○不妊専門相談センターにおける不育症に関する相談支援 ○医療保険が適用されない不育症の検査に要する経費の支援等

がん等患者の妊孕性温存療法 及び温存後生殖補助医療に係 る治療費助成	がん対策・健康長寿 日本一推進課	○がん等の治療に伴い、卵巣や精巣の機能が低下する可能性のある小児・AYA世代がん等患者への胚・卵子・精子凍結保存に要する経費の助成 ○凍結保存した胚・卵子・精子を用いた生殖補助医療に要する経費の助成
--	---------------------	--

◆事業展開② 周産期医療体制の充実

リスクの高い妊産婦や新生児などに専門的医療を適切に提供することにより、安心して出産できるよう、総合的な周産期医療提供体制の機能強化を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
周産期医療提供体制の機能強化	医療政策課	○ハイリスク分娩の処置に関する研修等による関係医療従事者の資質向上 ○周産期医療関係機関の連携体制強化と関係医療従事者の資質向上 ○総合・地域周産期母子医療センターの運営に対する支援
	県立病院課	○中央病院における総合周産期母子医療センターの運営
N I C U長期入院児の退院後の在宅医療支援	医療政策課	○外出時の一時預かりなどの保護者ニーズに応じた一時受入れ施設に対する支援

推進方策(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援

対応の方向

男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促す「プレコンセプションケア」を推進します。また、こどもや子育てに関する相談窓口の連携強化により、子育ての不安や悩みに対応する体制の充実、情報発信の強化を図り、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援を推進します。

◆事業展開① こどもや子育てに関する情報提供の推進

性や妊娠に関する正しい知識の普及啓発とともに、妊娠・出産、子育ての不安感・負担感を軽減するための各種媒体を活用した情報発信を強化し、子育て支援サービスの利用促進を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発 【再掲 3-(1)-①】	子ども成育支援課	○妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットの作成・配布等 ○市町村及び各総合支庁母子保健担当者を対象とした研修会の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○プレコンセプションケアを含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーの開催 ○各総合支庁で設置している、男女を問わず性や妊娠・出産に関する健康支援をライフステージに応じ切れ目なく行う「性と健康の相談センター」における正しい情報の提供や相談体制の強化
妊娠・出産・子育てに関する各種媒体を活用したきめ細かな情報提供の強化	しあわせ子育て政策課	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）やSNS、県広報誌、フリーペーパー等を活用した積極的な情報発信
	子ども成育支援課	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）を活用した、妊娠から出産、子育てに関する情報発信 ○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○地域みんなで子育て応援団による地域に密着した子育て支援情報の発信

◆事業展開② 子育て等に関する相談機能の充実

安心して妊娠・出産、子育てができるように、正しい知識の普及啓発と、相談支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
性や妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識の普及啓発 【再掲 3-(1)-①】	子ども成育支援課	○妊娠・出産に関する正しい知識を身につけるための啓発リーフレットの作成・配布等 ○市町村及び各総合支庁母子保健担当者を対象とした研修会の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○プレコンセプションケアを含む妊娠・出産や不妊治療に関する正しい知識を若い世代に普及するためのセミナーの開催 ○各総合支庁で設置している、男女を問わず性や妊娠・出産に関する健康支援をライフステージに応じ切れ目なく行う「性と健康の相談センター」における正しい情報の提供や相談体制の強化
妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく子育て家庭に寄り添う支援体制の整備	子ども成育支援課 子ども家庭福祉課	○市町村における妊娠から出産、子育て期にわたり支援を行う「こども家庭センター」の運営への支援 ○「こども家庭センター」に配置する、母子保健コーディネーターの育成
	子ども成育支援課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村が実施する産後ケア事業の運営への支援 ○産後ケア事業について、関係機関が連携した協議の場の設置、広域調整、人材育成、緊急時の対応と支援、広域的な情報発信と啓発活動等の広域的支援
妊娠期からこどもの成長段階に応じた相談支援体制の充実	子ども成育支援課	○市町村が実施する妊婦のための支援給付体制や妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の運営への支援 ○やまがた子育て応援サイトによるメール相談の実施【再掲 3-(2)-①】
	子ども成育支援課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村が実施する産後ケア事業の運営への支援 ○産後ケア事業について、関係機関が連携した協議の場の設置、広域調整、人材育成、緊急時の対応と支援、広域的な情報発信と啓発活動等の広域的支援【再掲 3-(2)-②】
	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	○外国人総合相談ワンストップセンターにおける外国人相談窓口の設置

	各総合支庁 子ども家庭支援課	○各総合支庁で設置している、男女を問わず性や妊娠・出産に関する健康支援をライフステージに応じ切れ目なく行う「性と健康の相談センター」における正しい情報の提供や相談体制を強化【再掲3-(1)-①】 ○こどもの発達等で困った時の相談窓口をまとめたリーフレットの作成
子育てに不安感や孤立感を抱える親への支援	子ども成育支援課	○子育て支援センター等における育児相談や指導、子育て情報の提供等の育児支援
子育て中の親子が集う居場所づくりの推進【再掲1-(4)-①】	子ども成育支援課	○子育て支援センター等における親子の交流、育児相談や指導、子育て情報の提供等の育児支援
小児救急電話相談等の実施	医療政策課	○保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の実施 ○ガイドブック等を活用した小児救急医療に関する知識の普及啓発
子育てや家庭教育の相談体制の充実	生涯教育・学習振興課	○家庭教育電話相談「ふれあいほっとライン」による、保護者が子育てや家庭教育の悩みなどについて気軽に相談できる体制の充実【再掲3-(2)-②】
小児救急啓発事業の実施	医療政策課 各総合支庁 保健企画課	○保護者の不安解消を図る小児救急にかかる講習会の実施

◆事業展開③ 切れ目のない母子保健サービスの提供体制の整備

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ妊婦等包括相談支援事業を推進するとともに、様々なリスクを有する妊産婦を早期に把握し支援することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。

事業構成	担当課	事業概要
様々なリスクを有する妊産婦を早期に把握し、産前・産後の支援体制の整備	子ども成育支援課	○市町村が実施する妊婦健康診査や産婦健康診査体制整備・充実への支援 ○市町村が実施する妊婦のための支援給付体制や妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）の運営への支援【再掲 3-(2)-②】 ○市町村における妊娠から出産、子育て期にわたり支援を行う「こども家庭センター」の運営への支援【再掲 3-(2)-②】 ○「こども家庭センター」に配置する、母子保健コーディネーターの育成【再掲 3-(2)-②】 ※上記には、流産・死産等を経験された方も含む。
	子ども成育支援課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○市町村が実施する産後ケア事業の運営への支援 ○産後ケア事業について、関係機関が連携した協議の場の設置、広域調整、人材育成、緊急時の対応と支援、広域的な情報発信と啓発活動等の広域的支援【再掲 3-(2)-②】
	子ども家庭福祉課	○妊産婦（特定妊婦を含む）、子育て世帯、こどもへの包括的な支援を行う市町村のこども家庭センターの設置・運営及び家庭支援事業の実施に対する支援 ○安全・安心な環境で母子が同居しながら支援を受けることができる母子生活支援施設等との連携による特定妊婦等への支援
	子ども成育支援課 地域福祉推進課 障がい福祉課	○メンタルヘルスの課題を抱える妊産婦への支援を行う関係機関の連携体制構築・充実
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○メンタルヘルスの課題を抱える妊産婦への支援を行う関係機関の連携体制構築・充実 ○メンタルヘルスに課題を抱える妊産婦の支援者に対し、精神科医師等が対応方法等を助言、ケース検討会を行う妊産婦メ

		ンタルサポート事業の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○各総合支庁で設置している、男女を問わず性や妊娠・出産に関する健康支援をライフステージに応じ切れ目なく行う「性と健康の相談センター」における正しい知識の情報提供や相談体制を強化【再掲3-(1)-①】 ○ブロック別の母子保健技術研修会、母子保健担当者会議、広域連携連絡会議の開催により、支援者の知識や技術の向上を図るとともに課題共有や体制整備・充実への支援
新生児・乳幼児の疾病や異常の早期発見を行い、早期治療や療育を促進するための体制整備・充実	子ども成育支援課 各総合支庁 子ども家庭支援課	○新生児の先天性代謝異常等検査体制の整備、保護者への受診勧奨や保健指導等 ○市町村が実施する新生児聴覚検査及び乳幼児健康診査体制の整備・充実への支援
母子保健に関する体制整備・充実に向けた支援	子ども成育支援課	○相談支援に従事する者の対応向上を図る母子保健に関する研修会等の開催 ○関係機関の連携体制強化のため、市町村や医療機関等との連絡会議の開催
家族の心理的負担の軽減を含めた低出生体重児への支援	子ども成育支援課	○「やまがたりトルベビーハンドブック」の作成・配付等 ○早産予防のためのリーフレット作成
母子保健情報のデジタル化と利活用の推進への支援	子ども成育支援課	○市町村における妊婦健康診査や乳幼児健康診査や母子健康手帳等母子保健情報のデジタル化と利活用の推進の支援

◆事業展開④ 小児医療等の充実

次代を担う命を守り育て、子育ての安心感を確保するため、医療従事者の確保、医療体制の充実強化を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
小児救急医療を含めた総合的な小児医療体制の充実強化	医療政策課	○休日夜間の受入れなど、小児救急医療体制の強化に向けた支援の充実
医療従事者の確保	医療政策課	○小児科医・産婦人科医の確保・定着に向けた修学資金の貸与
小児救急電話相談等の実施 【再掲 3-(2)-②】	医療政策課	○保護者の不安解消を図る小児救急電話相談の実施 ○ガイドブック等を活用した小児救急医療に関する知識の普及啓発
新生児・乳幼児の疾病や異常の早期発見を行い、早期治療や療育を促進するための体制整備・充実【再掲 3-(2)-③】	子ども成育支援課	○新生児の先天性代謝異常等検査体制の整備 ○市町村が実施する新生児聴覚検査及び乳幼児健康診査体制の整備・充実への支援
児童・思春期の心の病への対応	県立病院課	○県立こころの医療センターにおいて、こども・思春期外来診療を行うとともに、「こども・ストレスケア病棟」を設置し、児童・思春期の心の病への対応等、専門性の高い精神科医療の提供
小児救急啓発事業の実施 【再掲 3-(2)-②】	医療政策課 各総合支庁 保健企画課	○保護者の不安解消を図る小児救急にかかる講習会の実施

◆事業展開⑤ 疾病を有するこどもへの支援

医療、保健、福祉等関係者と連携を図り、小児慢性特定疾病を抱える児童等や医療的ケアを必要とする児童等の健全な育成に係る施策を総合的に推進します。

事業構成	担当課	事業概要
小児慢性特定疾病医療の実施	子ども成育支援課	○小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担額の一部について助成
未熟児養育医療の実施	子ども成育支援課	○入院養育を必要とする未熟児の保険診療に係る自己負担額について助成
小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るための支援	子ども成育支援課	○小児慢性特定疾病児童等の日常生活用具の給付
疾病により長期にわたり療育を必要とする児童等の自立促進のための支援	子ども成育支援課	○小児慢性特定疾病児童等自立支援員による本人及び家族からの相談対応や交流会等の開催 ○移行期医療支援体制の構築に向けた検討
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○長期療養児療育相談会の開催、小児慢性特定疾病を持つ児の相談や訪問指導の実施
	庄内総合支庁 子ども家庭支援課	○支援者が適切な支援を継続して行うため、庄内地域療育連絡会事例検討会を開催、また地域課題を共有し支援体制構築のため、療育連絡会全体会の開催
関係機関との連携調整による自立促進等支援の充実	子ども成育支援課	○保健、医療、福祉、教育及び就労関係者等を参集し小児慢性特定疾病対策地域協議会を年1回程度実施 ○移行期医療支援体制の構築に向けた検討 【再掲3-(2)-⑤】
医療的ケア児への支援の充実	障がい福祉課	○医療・保健・福祉等の関係機関の連携による横断的支援の充実強化
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○ブロック別の「医療的ケア児支援連絡会」による医療的ケア児の現状と地域課題の把握、関係機関の連携による総合的な支援体制の構築 ○保護者同士のつどいの場の提供 ○県医療的ケア児等支援センターと連携し、医療的ケア児直接処遇者研修を開催、人材育成強化
	特別支援教育課	○特別支援学校における、適切な医療的ケア看護師の配置 ○特別支援学校及び小中学校等における医療的ケアに係る支援の充実と環境の整備

対応の方向

誰もが安心してこどもを預けられるよう、保育所等の整備や保育人材の確保・育成により、多様な保育ニーズに応える保育サービスの提供と質の向上を図ります。

◆事業展開① 保育ニーズに応じた保育サービスの多様化の促進

多様化する就業形態や家庭環境に対応するため、保育サービスの充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
保育所等の運営に対する支援の充実	子ども成育支援課	○市町村と連携した、保育ニーズに対応するための保育所等の運営経費の支援
未就学児の安全確保の取組みの強化	子ども成育支援課	○非常災害時等における計画策定と避難訓練等備えの徹底 ○感染症予防対策の徹底
多様な保育サービスの充実に向けた支援	子ども成育支援課	○病児・病後児保育、一時預かり、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、こども誰でも通園制度、放課後児童クラブなどの多様な保育サービス事業を地域のニーズに即して提供するための支援

◆事業展開② 保育・幼児教育を行う保育士等の確保・育成

多様な保育サービスや幼児教育に対応し、保育・幼児教育の質を向上するための人材を確保・育成するとともに、離職防止や処遇改善に取り組みます。

事業構成	担当課	事業概要
保育士等の確保と保育の質の向上に向けた支援	子ども成育支援課	○保育士サポートプログラム推進会議による保育士確保のための施策の検討・推進 ○保育士養成校生への修学資金の貸付 ○潜在保育士の掘り起こしと再就職支援 ○保育D Xの推進による保育士の負担軽減
保育士等の離職の防止や処遇改善の実施	子ども成育支援課	○処遇改善を実施した保育施設への補助 ○育児休業を所得する保育士の代替職員の雇用に係る経費の補助 ○保育士等の相談窓口の設置
研修の充実による保育・幼児教育を行う人材の育成	子ども成育支援課 義務教育課	○経験に応じたキャリアアップ研修等の研修受講による技能の向上支援 ○公開保育等の実施や県内外の専門家をスーパーバイザーとした保育士等への個別指導の実施による質の向上 ○教育センターや教育事務所による保育士や幼稚園教諭等への研修の実施
幼児教育推進体制を活用した研修の実施や幼児教育アドバイザー派遣による幼児教育の質の向上	子ども成育支援課 義務教育課	○幼児教育センターを設置・活用し、幼児教育アドバイザーを育成し、保育・幼児教育施設へ派遣することで、幼児教育の質の向上を促進
多様な保育サービスの提供を行う保育従事者の確保と資質向上に向けた支援の充実	子ども成育支援課	○ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等に従事する人材の確保のための、子育て支援員養成研修等の実施
放課後児童クラブの支援員や放課後子供教室関係者等の資質向上に向けた支援の充実	子ども成育支援課 生涯教育・学習振興課	○放課後児童支援員認定資格研修の実施 ○放課後のこどもの居場所づくりに携わる関係者のニーズを踏まえたスキルアップ研修の実施

◆事業展開③ 多様な保育ニーズに応じた受入環境の整備

様々な保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを提供できる環境を整備します。

事業構成	担当課	事業概要
多様な保育サービスを提供できる環境整備	子ども成育支援課	○病児・病後児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどの多様な保育サービス事業を開始する場合の改修費用の支援
保育所等の整備等に対する支援	子ども成育支援課	○市町村等による保育所等の整備に対する支援
放課後児童クラブの整備への支援	子ども成育支援課	○放課後児童クラブのニーズに応じた整備への支援
地域の実情に応じた子育てしやすい環境の整備	子ども成育支援課	○地域の保育ニーズに応じた子育て環境の整備に取り組む市町村への支援
保育D Xの推進	子ども成育支援課	○保育分野における負担軽減のための保育D Xの推進 ○放課後児童クラブ等の業務負担軽減のためのI C T化の推進

対応の方向

子育てにおける負担感の要因である医療費や教育費等について、子育て家庭に対し経済的に支援します。

◆事業展開① 保育・医療に係る経費の支援

妊娠・出産、こどもの医療費などに対する助成制度の充実を図るとともに、保育に係る経費に対する支援など、子育てに係る経済的負担感の軽減を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
幼児教育・保育の無償化等による支援の実施	子ども成育支援課	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担軽減を市町村と連携して実施
多子世帯への保育料に対する支援の実施	子ども成育支援課	○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合に、2人目以降の利用料を軽減
保育所等の運営費に対する支援による子育て家庭の負担軽減	子ども成育支援課	○保育所、認定こども園、低年齢児を受け入れる小規模保育事業や企業の従業員のこどもを預かる事業所内保育事業等に対する運営費の一部を負担
放課後児童クラブ利用料の負担軽減等の支援の実施	子ども成育支援課	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
不妊検査・不妊治療に取り組む夫婦等への経済的負担の軽減【再掲3-(1)-①】	子ども成育支援課	○夫婦等が初めて受けた不妊検査に係る自己負担額の一部助成 ○保険適用された不妊治療（生殖補助医療）に係る自己負担額の一部助成
未熟児養育医療の実施【再掲3-(2)-⑤】	子ども成育支援課	○入院養育を必要とする未熟児の保険診療に係る自己負担額について助成
小児慢性特定疾病医療の実施【再掲3-(2)-⑤】	子ども成育支援課	○小児慢性特定疾病に係る医療費の自己負担額の一部について助成
子育て支援医療の実施	子ども成育支援課	○こどもの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援
ひとり親家庭等医療の実施	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援

◆事業展開② 子育て家庭への手当等の支給による支援

児童手当の支給や、生活やこどもの就学に必要な資金等の貸付等により、子育て家庭の生活の安定を図るとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
児童手当・児童扶養手当の給付	子ども家庭福祉課	○こどもたちの健やかな育ちを支援するための児童手当の給付 ○ひとり親家庭の生活安定のための児童扶養手当の給付
母子及び父子寡婦福祉資金の貸付	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るための各種資金の貸付けの実施

◆事業展開③ 修学に係る経費の支援

経済的な理由により修学が困難な生徒等に対し修学資金の貸付等により支援します。

事業構成	担当課	事業概要
高等学校等の授業料の減免や就学資金等による修学支援の展開	高等教育政策・学事文書課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○私立高校生の授業料の負担軽減のため、就学支援金への上乗せ助成を所得に応じて実施 ○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○私立高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間を超えた生徒に対し、就学支援金と同等額を補助
	地域福祉推進課	○生活保護世帯のこどもが修学旅行に参加する際の衣類・身の回り品の購入等の負担を軽減するための支度援助費の支給
	教育政策課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援 ○公立高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間を超えた生徒に対し、就学支援金と同等額を補助
	高校教育課	○授業料以外の教育費負担軽減のための奨学のための給付金による支援 ○経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための貸付
義務教育の就学支援	義務教育課	○経済的理由により就学困難な児童生徒の就学に係る経費（学用品・医療費・学校給食費）に対する補助
	学校体育保健課	○就学援助制度の保護者への周知
	子ども成育支援課	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
高校生等への就学支援	子ども家庭福祉課	○市町村が行うひとり親家庭のこどもへの大学等受験料・模擬試験受験料の支援に対する助成
	高等教育政策・学事文書課 教育政策課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援【再掲3-(4)-③】
	高等教育政策・学事文書課	○私立高校生の授業料の負担軽減のため、就学支援金への上乗せ助成を所得に応じて実施【再掲3-(4)-③】
	高等教育政策・学事文書課	○授業料以外の教育費負担軽減のための給付金の給付

	高校教育課	
	高等教育政策・学事 文書課 高校教育課	○定時制・通信制課程の生徒に対する教科 書購入費等の補助
	高等教育政策・学事 文書課	○県立大学や私立専門学校に関する授業料 の減免に係る補助
母子及び父子寡婦福祉資金の 貸付【再掲3-(4)-②】	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安 定、児童の福祉の向上を図るための各種 資金の貸付けの実施
各種修学資金制度の実施	子ども家庭福祉課	○修学にあたり資金が必要なひとり親家庭 等に対する修学資金の貸付け
	地域福祉推進課	○低所得世帯のこどもが高等学校、大学等 に入学及び就学する資金が必要な場合、 生活福祉資金の教育支援費及び就学支度 費の貸付け
	子ども成育支援課 医療政策課 高齢者支援課	○医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、 保育士の資格取得のための資金が必要な 場合、修学資金を貸付け、その後県内で 就職し、一定期間従事した場合は返還を 免除

◆事業展開④ 住環境の整備による支援

子育て世帯における良好な居住環境の整備、住宅支援など、子育てにやさしい環境づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
子育て世帯等の多様なニーズ に合わせた住環境整備づくり の推進	建築住宅課	○住宅リフォーム工事に対する支援（補助） 【再掲2-(5)-②】 ○中古住宅の購入に対する支援（補助） 【再掲2-(5)-②】 ○多子世帯等が県営住宅へ入居する際の入 居条件等の優遇
子育て世帯等の入居を拒まな い民間賃貸住宅の供給促進	建築住宅課	○子育て世帯（多子世帯、ひとり親家庭を 含む）などの入居を拒まない「セーフテ ィネット住宅」の供給促進

基本の柱4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を

切り拓くために

現状と課題

こどもの貧困問題が大きな社会問題となっており、令和5年度の本県のこどもの貧困率^{※1}は、6.9%と5年前より改善したものの、近年の物価高騰等の影響により「生活が苦しい」と感じる貧困世帯^{※2}の割合は増加しております^{※3}。そのため、困難を抱える家庭が安心して生活できるよう支援していく必要があります。

また、20歳未満のこどもがいる世帯のうち、約1割がひとり親世帯^{※4}、ひとり親世帯の8割以上が、現在の暮らしの状況を「苦しい」と感じている状況にあります^{※5}。

こどもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進するとともに、ひとり親に対する生活支援、経済的支援、自立支援の推進が必要です。

本県の児童虐待の認定件数は高止まりしており、発生予防のための啓発や相談しやすい環境づくり、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応に向け取組みを強化していく必要があります。

また、保護や支援を要するこども・若者に対しては、切れ目のない総合的な支援による養育環境の整備や、地域全体でこども・若者を守り育てる体制づくり、自立や社会参加に向けた支援の充実が求められます。

※1：令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）における貧困線（等価可処分所得の中央値の半分＝127万円）に満たないこどもの割合

※2：※1の貧困線に満たない世帯

※3：山形県「子どもの生活実態調査（令和5年度）」

※4：総務省「国勢調査」

※5：山形県「ひとり親家庭実態調査（令和6年度）」

重点的に取り組む事項

【推進方策（1） こどもの貧困対策の推進 】

- ・こどもの居場所づくりサポートセンターによる、こどもの居場所づくり実施団体への相談支援体制の構築、企業の支援等とこどもの居場所づくり実施団体とのコーディネートの実施、地域ネットワークの中核を担う団体の育成を推進します。

【推進方策（2） ひとり親家庭への支援 】

- ・「ひとり親家庭応援センター」及び「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における多様な相談支援体制の整備を行うとともに、一時的に家庭で養育が困難な場合の支援等を強化していきます。

【推進方策（3） こどもへの虐待防止 】

- ・県民への啓発の強化やこどもや家庭が抱える不安や悩み等に対する相談支援体制の整備等により児童虐待の予防対策を推進するとともに、児童相談所の機能強化と市町村等関係機関との連携による児童虐待の早期発見・早期対応体制の強化を図ります。

推進方策(1) こどもの貧困対策の推進

対応の方向

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、地域や社会全体で世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進め、全てのこどもたちが夢と希望を持って成長していける環境づくりを推進します。

◆事業展開① 相談支援体制の充実

支援を必要とするこども・家庭を発見し、支援に結び付けていくことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、こどもの居場所づくり実施団体と連携して、地域における見守り・相談支援を推進します。

市町村が地域の実情を踏まえた取組みを計画的・体系的に進めていくために、市町村こどもの貧困対策推進計画の策定を支援します。

事業構成	担当課	事業概要
生活困窮者に対する自立相談支援	地域福祉推進課	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援
ひとり親に対する相談体制の充実	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭応援センター」による、ワンストップでの総合的な相談支援と、市町村等に出向いての出張相談の実施 ○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」による、就業相談・就業情報の提供や就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等による、一貫した就業支援サービスの提供 ○母子・父子自立支援員の配置による、ひとり親の相談対応と自立に向けた支援の実施 ○若年の母子家庭の親子を対象とする交流会の開催 ○メール、オンライン、SNS等の活用による多様な相談支援体制の構築

こどもの居場所づくりへの支援	子ども家庭福祉課	○こどもの居場所づくりサポートセンター（以下「サポートセンター」）による、こどもの居場所づくり実施団体への相談対応及び取組みへのサポート【再掲 1-(4)-①】 ○サポートセンターによる、企業や個人の支援等とこどもの居場所づくり実施団体とのコーディネートの実施【再掲1-(4)-①】 ○こどもの居場所づくり実施団体に対する運営・立上支援【再掲1-(4)-①】 ○こどもの居場所づくり実施団体と連携して、支援を必要とするこども・家庭に対する相談・支援の実施【再掲 1-(4)-①】
	総合支庁 子ども家庭支援課	○こどもの居場所づくりに係る人材育成を図るとともに、活動状況等の情報発信等を行い、こどもの居場所の理解の促進と利用しやすい環境の整備（村山）【再掲 1-(4)-①】 ○こどもの居場所づくりに係る活動状況等の情報発信を行い、こどもの居場所の理解と促進と利用しやすい環境を整備（庄内）【再掲1-(4)-①】
市町村基本計画の策定促進	子ども家庭福祉課	○地域の実情に応じた市町村こどもの貧困対策推進計画の策定支援

◆事業展開② こどもの自立に向けた支援

全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、幼児教育から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減や、こどもの学習支援の充実を推進していきます。

事業構成	担当課	事業概要
義務教育の就学支援 【再掲 3-(4)-③】	義務教育課	○経済的理由により就学困難な児童生徒の就学に係る経費（学用品・医療費・学校給食費）に対する補助
	学校体育保健課	○就学援助制度の保護者への周知
	子ども成育支援課	○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成
高校生等への就学支援	子ども家庭福祉課	○市町村が行うひとり親家庭のこどもへの大学等受験料・模擬試験受験料の支援に対する助成
	高等教育政策・学事文書課 教育政策課	○授業料の負担軽減のための就学支援金による支援【再掲3-(4)-③】
	高等教育政策・学事文書課	○私立高校生の授業料の負担軽減のため、就学支援金への上乗せ助成を所得に応じて実施【再掲3-(4)-③】 ○県立大学や私立専門学校に関する授業料の減免に係る補助【再掲3-(4)-③】
	高等教育政策・学事文書課 高校教育課	○授業料以外の教育費負担軽減のための給付金の給付【再掲3-(4)-③】 ○定時制・通信制課程の生徒に対する教科書購入費等の補助【再掲3-(4)-③】
各種修学資金制度の実施 【再掲 3-(4)-③】	子ども家庭福祉課	○修学にあたり資金が必要なひとり親家庭等に対する修学資金の貸付け
	地域福祉推進課	○低所得世帯のこどもが高等学校、大学等に入学及び就学する資金が必要な場合、生活福祉資金の教育支援費及び就学支度費の貸付け
	子ども成育支援課 医療政策課 高齢者支援課	○医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、保育士の資格取得のための資金が必要な場合、修学資金を貸付け、その後県内で就職し、一定期間従事した場合は返還を免除
	高校教育課	○経済的な理由により修学が困難な生徒を支援するための貸付【再掲 3-(4)-③】

こどもの学習支援・体験活動の実施	子ども家庭福祉課	○市町村が行うひとり親家庭のこどもへの学習支援や大学等受験料・模擬試験受験料の支援等に対する助成
	地域福祉推進課	○生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯のこどもに対する学習・生活支援
	生涯教育・学習振興課	○地域学校協働本部（地域未来塾や放課後子供教室等）における学習支援・体験活動の実施
	高校教育課	○学習環境が整っていない児童生徒に対するモバイルルーターの貸出し等を実施し、オンライン学習を支援
高校中退者等に対する学び直しの支援	子ども家庭福祉課	○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭（親子）への受講料の補助
	高等教育政策・学事文書課 教育政策課	○高等学校等に再入学し、就学支援金の受給資格期間を超えた生徒に対し、就学支援金と同等額を補助【再掲3-(4)-③】

事業展開③ 保護者の就労・自立支援

保護者の安定的な経済基盤を確保するため、仕事と家族の両立を図ることができる環境づくりや、所得の増大、職業生活の安定と向上のための支援を推進していきます。

事業構成	担当課	施策の概要
ひとり親の就業相談の充実	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」による、就業相談・就業情報の提供や就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等による、一貫した就業支援サービスの提供 【再掲4-(1)-①】
ひとり親家庭への資格取得のための支援の充実 【再掲2-(1)-②】	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における就業支援講習会の実施 ○就職に有利な資格取得に向け、養成機関で修業する期間中の学費、生活費、住居費、通学費、就職に要する経費の給付や貸付けなど、切れ目なくパッケージ化した支援の実施（資格取得パッケージ支援） ○職業能力開発のための講座を受講したひとり親家庭の親への講座受講料の一部の給付 ○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子への受講料の補助
ひとり親家庭への家計改善支援	子ども家庭福祉課	○家計に課題を抱えるひとり親家庭等への適切な家計管理の助言・指導
生活困窮者に対する就労準備支援	地域福祉推進課	○一般就労に向けた準備として日常生活自立や社会生活自立の支援
生活困窮者に対する家計改善支援	地域福祉推進課	○家計に問題を抱える生活困窮者の家計管理能力の向上の支援
子育て等の負担軽減支援 【再掲3-(4)-①】	子ども成育支援課	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担・軽減を市町村と連携して実施 ○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減 ○保育所、認定こども園、低年齢児を受け入れる小規模保育事業や企業の従業員の子どもを預かる事業所内保育事業等に対する運営費の一部を負担 ○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成

住まいの確保に関する支援	建築住宅課	○ひとり親家庭等が県営住宅に入居する際の優先入居の実施
	地域福祉推進課	○離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に家賃や転居費用相当分の住居確保給付金の支給
	子ども家庭福祉課	○市町村営住宅のひとり親家庭優先入居制度についての情報提供
児童手当・児童扶養手当の給付【再掲3-(4)-②】	子ども家庭福祉課	○こどもたちの健やかな育ちを支援するための児童手当の給付 ○ひとり親家庭の生活安定のための児童扶養手当の給付
資金の貸付	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るため、各種資金の貸付け【再掲3-(4)-②】
	地域福祉推進課	○生活困窮者に対する生活福祉資金の総合支援資金・福祉資金の貸付け ○高等学校、大学等に入学及び就学する資金が必要な場合、生活福祉資金の教育支援費及び就学支度費の貸付け
医療費助成の実施	子ども成育支援課	○こどもの保険診療に係る自己負担額を助成する市町村に対する支援【再掲3-(4)-①】
	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額を助成する市町村に対する支援【再掲3-(4)-①】

対応の方向

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、生活支援、子育て支援、就労支援、こどもの学習支援など、きめ細かな支援を展開します。

◆事業展開① 相談支援体制の充実

ひとり親家庭が抱えている子育て、就業、家計、住居等多岐にわたる不安や悩みに必要かつ適切な助言ができるように、県及び市に母子・父子自立支援員を配置するとともに、研修会等を実施し、相談支援技術の向上を図ります。

また、ひとり親家庭からワンストップで相談を受ける「ひとり親家庭応援センター」の機能を充実するなど相談しやすい環境づくりを推進するとともに、相談窓口の周知徹底を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
ひとり親に対する相談体制の充実【再掲4-(1)-①】	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭応援センター」による、ワンストップでの総合的な相談支援と、市町村等に出向いての出張相談の実施 ○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」による、就業相談・就業情報の提供や就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等による、一貫した就業支援サービスの提供 ○母子・父子自立支援員の配置による、ひとり親の相談対応と自立に向けた支援の実施 ○若年層の母子家庭の親子を対象とする交流会の開催 ○メール、オンライン、SNS等の活用による多様な相談支援体制の構築
生活困窮者に対する自立相談支援【再掲4-(1)-①】	地域福祉推進課	○複合的な課題を抱える生活困窮者に対して行う包括的な相談・支援
ひとり親家庭への支援施策の周知の強化	子ども家庭福祉課	○ひとり親福祉制度をまとめた「ひとり親福祉のしおり」を作成し、関係機関や市町村と連携して児童扶養手当受給者に配布
	しあわせ子育て政策課 子ども家庭福祉課	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）やSNS、県広報紙、フリーペーパー等を活用した積極的な支援情報の発信 ○地域みんなで子育て応援団による、地域に密着した子育て支援情報の発信

		○市町村や民間団体との連携によるホームページやSNSを活用した情報の発信
--	--	--------------------------------------

◆事業展開② 安心して子育て・生活するための支援

様々な問題を抱えながら、子育てと生計の担い手という役割を1人で担っているひとり親が安心して子育てしながら、生活することができるよう支援を充実します。
また、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な面会交流を推進するとともに、養育費確保に関する相談支援を行っていきます。

事業構成	担当課	事業概要
一時的に家庭で養育が困難な場合の支援等	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭であって、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣 ○乳幼児又は小・中学校に就学する児童・生徒を養育するひとり親家庭であって、定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣 ○家庭生活支援員となる人材を確保するため、関係機関と連携して派遣事業の周知を行うほか、家庭生活支援員登録におけるオンライン活用の検討 ○保護者が疾病その他の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合の、児童養護施設等におけるこどもの短期預かりの実施
住まいの確保の支援	建築住宅課	○ひとり親家庭が県営住宅に入居する際の優先入居の実施【再掲4-(1)-③】
	地域福祉推進課	○離職等により住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者に家賃や転居費用相当分の住居確保給付金の支給【再掲4-(1)-③】
	子ども家庭福祉課	○市町村営住宅のひとり親家庭優先入居制度についての情報提供【再掲4-(1)-③】
児童手当・児童扶養手当の給付【再掲3-(4)-②】	子ども家庭福祉課	○こどもたちの健やかな育ちを支援するための児童手当の給付 ○ひとり親家庭の生活安定のための児童扶養手当の給付
資金の貸付【再掲4-(1)-③】	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭等の経済的自立と生活の安定、児童の福祉の向上を図るための各種資金の貸付けの実施

	地域福祉推進課	○生活困窮者に対する生活福祉資金の総合支援資金・福祉資金の貸付け ○高等学校、大学等に入学及び就学する資金が必要な場合、生活福祉資金の教育支援費及び就学支度費の貸付
医療費助成などその他の経済的支援【再掲4-(1)-③】	子ども成育支援課	○こどもの保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援
	子ども家庭福祉課	○ひとり親家庭の親及び18歳以下の子の保険診療に係る自己負担額について助成する市町村に対する支援 ○家計に課題を抱えるひとり親家庭等への適切な家計管理の助言・指導
こどもの学習支援・体験活動の実施【再掲4-(1)-②】	子ども家庭福祉課	○市町村が行うひとり親家庭のこどもへの学習支援や大学等受験料・模擬試験受験料の支援等に対する助成
	地域福祉推進課	○生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯のこどもに対する学習・生活支援
	生涯教育・学習振興課	○地域学校協働本部（地域未来塾や放課後子供教室等）における学習支援・体験活動の実施
面会交流・養育費確保に向けた支援	子ども家庭福祉課	○民間団体と連携した面会交流に関する相談・支援の強化 ○民法等改正法施行に伴う共同親権の導入や法定養育費制度の導入等についての周知・啓発
県外から移住するひとり親家庭へのパッケージ支援	子ども家庭福祉課	○ホームページ・SNS等を活用した、ひとり親家庭が利用できる支援制度などの紹介 ○（一社）ふるさと山形移住・定住センター（くらすべ山形）と連携した相談支援の実施 ○移住するひとり親家庭へ、食・家賃・職をトータルで支援するモデル事業の実施【再掲2-(5)-②】

◆事業展開③ 安定した就労に向けた支援

こどもの将来がその生まれ育った環境で左右されないよう、経済的に厳しい世帯が多いひとり親家庭の生活の安定に向け関係機関等と連携しながら、働きやすい環境の整備や子育てと仕事が両立できる就労支援に取り組めます。

事業構成	担当課	事業概要
ひとり親の就業相談の充実 【再掲 4-(1)-③】	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」による、就業相談・就業情報の提供や就業支援講習会の開催、地域企業等に対する効果的な就業促進活動等による、一貫した就業支援サービスの提供
労働相談	雇用・産業人材育成課	○労働相談を実施し、労働に関する問題の解決を支援
ひとり親家庭への資格取得のための支援の充実【再掲 4-(1)-③】	子ども家庭福祉課	○「ひとり親家庭就業・自立支援センター」における就業支援講習会の実施方法の充実 ○就職に有利な資格取得に向け、養成機関で修業する期間中の学費、生活費、住居費、通学費、就職に要する経費の給付や貸付けなど、切れ目なくパッケージ化した支援の実施(資格取得パッケージ支援) ○職業能力開発のための講座を受講したひとり親家庭の親への講座受講料の一部を給付 ○高卒認定試験合格のための講座を受講するひとり親家庭の親子への受講料の補助
生活困窮者に対する就労準備支援	地域福祉推進課	○一般就労に向けた準備として日常生活自立や社会生活自立の支援
関係機関の情報交換・連携の推進	子ども家庭福祉課	○ハローワークや「ひとり親家庭就業・自立支援センター」など、ひとり親の就業に係る機関による情報交換の実施
子育て等の負担軽減支援	子ども成育支援課	○全国一律の幼児教育・保育の無償化に加え、0～2歳児の保育料の段階的負担・軽減を市町村と連携して実施【再掲3-(4)-①】 ○同一世帯で複数の児童が保育所及び届出保育施設等を利用している場合の2人目以降の利用料の軽減【再掲3-(4)-①】 ○低所得世帯及び多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料の助成【再掲3-(4)-①】

対応の方向

児童虐待を未然に防止する対策を推進するとともに、市町村や関係機関等との連携により早期発見、早期対応、切れ目のない総合的な支援を講じることにより、地域全体でこどもを守る支援体制づくりを推進します。

◆事業展開① 児童虐待の予防対策の推進

児童虐待防止に関する県民への啓発と市町村や関係機関等との連携の強化により、児童虐待の予防対策の推進を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
虐待防止に関する啓発の強化及び相談しやすい環境の整備	子ども家庭福祉課	○関係機関と連携した児童虐待防止キャンペーンの実施等による普及啓発の強化 ○虐待防止のための SNS を活用した相談体制の強化
虐待の発生予防に向けた市町村や関係機関等との連携強化	子ども家庭福祉課	○妊産婦（特定妊婦を含む）、子育て世帯、こどもへの包括的な支援を行う市町村のこども家庭センターの設置・運営及び家庭支援事業の実施に対する支援 【再掲 3-(2)-③】 ○市町村との連携による身近な地域の子育て支援拠点等での啓発の強化 ○地域において、主に児童に関する相談支援や見守りを行う主任児童委員を対象とした研修会の開催
	警察本部人身安全少年課	○児童の安全確認、安全確保、児童相談所に対する通告等の適切な警察措置を行うとともに、関係機関との連携の強化
DV防止に向けた啓発	多様性・女性若者活躍課	○あらゆる世代に対するDV防止及び相談窓口の啓発
虐待やDVに関する切れ目のない総合的な相談支援体制の充実	子ども家庭福祉課	○要保護児童対策地域協議会における情報共有等、虐待対応機関とDV対応機関の連携強化による総合的な相談支援の実施 ○女性相談センター、各地域のDV相談支援センターによるDV相談への対応 ○DV被害者支援に係る関係機関のネットワークによる地域ごとの体制強化

	村山総合支庁 生活福祉課 他総合支庁 子ども家庭支援課	○要保護児童対策地域協議会における情報共有等、虐待対応機関とDV対応機関の連携強化による相談支援の実施 ○DV相談支援センターによるDV相談への対応 ○DV被害者支援等に係る関係機関による会議の実施
幼児教育・保育の場における虐待の早期発見の推進	子ども成育支援課	○保育士等を対象としたこどもの虐待に対する気づきと対応等についての研修会の開催 ○放課後児童クラブに従事しようとする者を対象としたこどもの虐待に対する気づきと対応等についての研修会の開催

◆事業展開② 児童虐待の早期発見・早期対応体制の強化

児童相談所の専門的機能を強化するとともに、市町村等関係機関の児童虐待に対する対応力の向上を図り、児童虐待の早期発見・早期対応体制の強化を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
児童相談所の機能強化	子ども家庭福祉課	○児童福祉司への指導・教育を行うスーパーバイザーの養成やOJT等による人材育成 ○AI機能一体型児童相談所業務支援システムの運用による対応の迅速化及び複雑化・困難化している事案への対応力強化
市町村等関係機関における児童虐待への対応力向上	子ども家庭福祉課	○妊産婦（特定妊婦を含む）、子育て世帯、こどもへの包括的な支援を行う市町村のこども家庭センターの設置・運営及び家庭支援事業の実施に対する支援 【再掲 3-(2)-③、4-(3)-①】 ○市町村のこども家庭センター職員や要保護児童対策地域協議会担当職員等を対象とした研修会の開催 ○児童相談所職員をアドバイザーとして市町村に派遣し、専門的な助言等を実施 ○児童相談所と市町村の連携強化に向けた方針等の策定と合同研修の実施 ○「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得促進による児童養護施設等職員の専門性の向上

◆事業展開③ 虐待を受けたこどもの適切な保護・アフターケア

虐待を受けたこどもの安全確保のための迅速かつ適切な保護を行うとともに、家庭復帰や自立に向けたアフターケアの充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
虐待を受けたこどもの適切な一時保護	子ども家庭福祉課	○児童相談所への併任の警察職員の配置や児童相談所と警察による合同研修会の実施等による連携の強化 ○一時保護時におけるこどもの権利擁護や安全・安心で適切な養育のための職員の専門性向上や一時保護施設内の環境整備
児童相談所の法的対応体制の強化	子ども家庭福祉課	○こどもや家庭が抱える複雑な法的問題や一時保護時の司法審査制度の導入などへの対応における、こどもの権利養護のための弁護士相談体制の拡充等による児童相談所の法的対応体制の強化
虐待を受けたこどもの家庭復帰や自立に向けたアフターケア	子ども家庭福祉課	○虐待等により社会的養護の下で育ったこどもの進学・就職支援や相談支援等の実施 (※具体的には、「推進方策(4) ①社会的養護体制の充実」に記載の取組を実施)

対応の方向

社会的養護等を必要とする全てのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう支援体制の整備を推進します。

◆事業展開① 社会的養護体制の充実

「社会的養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念のもと、全てのこどもが社会全体に支えられ安心して生活できる環境の整備と自立に向けた支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
社会的養護が必要なこどもの権利擁護の推進	子ども家庭福祉課	○社会的養護に関わる職員等の資質向上 ○児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員がこどもの意見形成を支援するとともに、こどもの希望に応じて関係機関等に対する意見表明支援や代弁などを行う「意見表明等支援事業」の実施 ○こどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会等による調査・審議や関係機関への意見具申を行う体制の整備
家庭養育優先原則に基づく養育環境の整備	子ども家庭福祉課	○市町村における家庭での養育支援体制構築（こども家庭センターの設置・運営、家庭支援事業の実施、職員のスキルアップ等）への支援 ○家庭と同様の養育環境の整備に向けた里親等委託を推進するための里親支援センターを含めた関係機関による包括的な支援体制の整備 ○できるだけ家庭的な養育環境の整備に向けた施設の小規模かつ地域分散化等の推進 ○「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得促進による児童養護施設等職員の専門性の向上【再掲4-(3)-②】
社会的養護が必要なこどもの自立支援	子ども家庭福祉課	○児童養護施設入所児童等に対する進学や就職のための支援（自動車運転免許取得経費の助成、生活資金・家賃・資格取得資金の貸付等） ○自立援助ホーム等による施設等退所後の生活支援や相談支援体制の強化（児童自立生活援助事業の実施支援等）

		○施設等退所後の相互交流の場として、情報提供や相談支援等を行う拠点の整備（社会的養護自立支援拠点事業の実施検討等）
--	--	---

◆事業展開② ヤングケアラーの支援

ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）に早期に気づき、本人・家庭の状況や意向を踏まえた適切な支援につなぐ体制づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
ヤングケアラーへの理解促進	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課 地域福祉推進課 高齢者支援課 障がい福祉課 雇用・産業人材育成課 高校教育課 義務教育課	○こども・若者本人や家族の他、福祉、教育、若者支援などの各分野の専門職、民間団体、地域住民など、県民のヤングケアラーへの理解を深めるための広報啓発や研修等の実施
ヤングケアラーへの支援体制の構築・強化	子ども家庭福祉課 多様性・女性若者活躍課 地域福祉推進課 高齢者支援課 障がい福祉課 雇用・産業人材育成課 高校教育課 義務教育課	○福祉、教育、若者支援などの各分野の専門職等を対象とした研修・情報交換会等の実施 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置による市町村等関係機関の連携強化

◆事業展開③ 特別支援教育の充実

障がいのあるこどもの自立と社会参加に向け、それぞれの学びの場における支援体制の構築を進め、一人ひとりの実態や特性、教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実	特別支援教育課 障がい福祉課 子ども成育支援課	○「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用と引継ぎ ○保健や福祉、医療機関、外部有識者、特別支援学校の巡回相談等と連携した対応の推進
小・中学校、高等学校における児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応える支援の充実	義務教育課 特別支援教育課 高校教育課	○各学校における特別支援教育コーディネーターを中核とした取組みの推進 ○通級による指導を充実するための他校通級や巡回通級の推進 ○特別支援学級における少人数学級編制による支援の充実
教育環境の充実	子ども成育支援課	○幼稚園、認定こども園等が障がい児を受入れる場合に運営費を補助
	高等教育政策・学事文書課	○私立高等学校等が、特別支援教育支援員を配置する場合に補助
	特別支援教育課	○「山形県特別支援学校再編・整備計画」に基づいた取組みの推進
就労希望者に対する就職支援の充実	特別支援教育課	○就労支援コーディネーターの配置による就労支援の充実 ○就労を希望する生徒一人ひとりに応じた就労先の確保 ○特別支援学校の授業補助員として、特別支援学校卒業生の雇用事業（会計年度職員）の実施
自立と社会参加に向けた支援の充実	特別支援教育課	○一人ひとりの能力、適性や発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育の展開

◆事業展開④ 障がいのある児童への支援

障がいのある子もない子も安心して生活し、活躍できる環境づくりのため、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、障がいの早期発見・早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	施策の概要
発達障がい児への早期からの支援体制の整備	障がい福祉課	○保健師や保育士等を対象とした研修会等の開催により、早期発見・早期支援に向けた支援体制の構築 ○県内4地域において公認心理師による発達検査及び支援アドバイスによる早期支援体制の構築 ○発達障がい者支援センターによる県民や支援者、企業等を対象とした研修会等の実施
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○ブロック別の支援推進会議の構築による課題共有や連携ネットワークの形成 ○関係機関と連携した療育支援の整備による「気になる子」及びその保護者への早期支援 ○支援者向け研修として発達障がい支援シリーズ講座を開催し、人材育成強化
発達障がいに関する理解促進や正しい知識の普及啓発の充実	障がい福祉課	○発達障がい者支援センターによる県民や支援者、企業等を対象とした研修会等の実施
障がい児に対する支援の充実	子ども成育支援課	○障がい児を受け入れ、地域のこどもの療育支援に取り組む保育所等への支援 ○児童館及び届出保育施設、放課後児童クラブ等における障がい児の受入に対して、その経費を助成 ○幼稚園、認定こども園等が障がい児を受入れる場合に運営費を補助【再掲4-(4)-③】
障がい児施設における設備の充実	障がい福祉課	○障がい児入所施設の環境整備
医療的ケア児への支援の充実 【再掲3-(2)-⑤】	障がい福祉課	○医療・保健・福祉等の関係機関の連携による横断的支援の充実強化
	障がい福祉課	○支援者を対象とした研修会の開催、療育力強化のための相談支援、家族支援体制の充実
	障がい福祉課	○児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業、障害児入所支援事業を実施

	障がい福祉課	○軽度・中等度難聴児に対して、言語習得の健全な発達を支援するための補聴器購入費の一部を補助
	障がい福祉課	○市町村が支払う身体的欠損や機能障がいを補うための補装具（義眼、義肢、補聴器、車いす等）の交付もしくは修理に要する経費の公費負担の実施
	障がい福祉課	○障がい(児)者の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療に要する経費の公費負担の実施
	障がい福祉課	○重度心身障がい(児)者の保険診療に係る自己負担額について、市町村が助成する事業に要する経費に対し補助
	特別支援教育課	○障がいのあるこどもの指導支援事業、幼児やその保護者への相談事業を実施 ○適切な就学の推進
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○ブロック別の「医療的ケア児支援連絡会」による医療的ケア児の現状と地域課題の把握、関係機関の連携による総合的な支援体制の構築 ○保護者同士のつどいの場の提供 ○県医療的ケア児等支援センターと連携し、医療的ケア児直接処遇者研修を開催、人材育成強化
	特別支援教育課	○特別支援学校における、適切な医療的ケア看護師の配置 ○特別支援学校及び小中学校等における医療的ケアに係る支援の充実と環境整備

対応の方向

ニートやひきこもり、不登校等の社会参加に困難を有するこども・若者やその家族が、自らその意思により、今後の生き方や社会との関わり方などを決めていくことができるようになる「自律」に向けた支援と、社会参加の実現や就労を目指すこども・若者に対する社会的・職業的な「自立」に向けた支援の充実を推進します。

◆事業展開① 社会参加に困難を有するこども・若者に対する相談支援体制の充実

社会参加に困難を有するこども・若者とその家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を提供するとともに一人ひとりの意見を受け止めて、本人やその家族のペースに合わせた支援の充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
社会参加に困難を有するこども・若者や家族に対する「自律」と社会的・職業的な「自立」に向けた相談支援体制の充実	障がい福祉課	○ひきこもり相談支援窓口における相談支援及び関係機関との連携やコーディネート機能の強化
	地域福祉推進課 障がい福祉課 村山・最上総合支庁 保健企画課 置賜・庄内総合支庁 地域保健福祉課	○市町村や自立相談支援機関、保健所における相談支援や訪問支援の実施、ひきこもり支援に携わる人材の養成 ○ひきこもり当事者に対する支援方法の理解と家族の心の安定化に向けた、精神科医師等によるひきこもり相談等の実施
	多様性・女性若者活躍課	○ひきこもりなど社会参加に困難を有するこども・若者や家族の相談支援拠点の機能強化【再掲1-(4)-①】
	雇用・産業人材育成課	○地域若者サポートステーションにおける、ニート等の若者の職業的自立を支援するための、個々のケースに対応した具体的な支援プログラムを実施【再掲2-(1)-③】
	教育政策課 義務教育課 高校教育課	○多様な専門スタッフの配置や関係機関と連携し、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化
	義務教育課 高校教育課	○教育相談体制や学習支援体制の整備・強化 ○スクールカウンセラー等の配置による不登校等の困難を抱える児童生徒への適切な支援

	生涯教育・学習振興課	○家庭教育電話相談「ふれあいホットライン」による、保護者が子育てや家庭教育の悩みなどについて気軽に相談できる体制の充実
	教育センター	○「24時間こどもSOSダイヤル」及び「専用相談ダイヤル」を開設し、幼児・児童・生徒の教育に関する課題について、本人・保護者及び教育関係者の相談に応じ、支援・助言の実施

◆事業展開② 重層的なこども・若者支援ネットワークの強化

複合的な課題を抱えたこども・若者への支援体制を整備するため、支援機関同士の連携を強化します。

事業構成	担当課	事業概要
関係機関の連携による支援体制の強化	多様性・女性若者活躍課	○ブロック別の地域交流研修会及び代表者会議による課題共有、関係機関の連携強化
	地域福祉推進課	○民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会の活動費等を負担や研修の実施により果的な活動、運営の支援
	障がい福祉課	○ブロック別のネットワーク会議による課題共有、ひきこもり支援ネットワークを整備
	雇用・産業人材育成課	○ブロック別のネットワーク会議による課題共有、若者自立支援ネットワークを整備
	生涯教育・学習振興課 義務教育課	○不登校児童生徒を支援する学校、教育支援センター、フリースクール等民間支援団体等による連携・協力を推進し、不登校児童生徒の社会的な自立をめざした支援体制の充実強化
外国人が安心して暮らせる環境の整備	義務教育課 高校教育課	○外国人のこどもに対する学校生活への適応や日本語の習得等に向けた支援
	しあわせ子育て政策課 子ども成育支援課 子ども家庭福祉課	○出産や子育てに関する支援情報の多言語化・情報発信の強化
	防災危機管理課 医療政策課 子ども成育支援課 義務教育課 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	○行政・生活情報の多言語化・「やさしい日本語」への対応 ○各学校へ対する「やさしい日本語」の普及・活用促進
	国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	○外国人総合相談ワンストップセンターにおける外国人相談窓口の設置【再掲3-(2)-②】

◆事業展開③ 自殺対策の推進

誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県の実現を目指して、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進します。

事業構成	担当課	事業概要
地域自殺対策の強化	地域福祉推進課	○こども・若者、若年女性、働き盛り世代、生活困窮者に重点を置いた自殺対策を推進するとともに、SNS等による相談支援、自殺対策に関する県民への普及啓発、自殺対策を支える人材の育成、児童生徒を対象としたSOSの出し方等教育の推進等の実施

基本の柱5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

現状と課題

本県の夫婦共働き世帯数の割合は 58.3%^{※1}と全国2位、女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合は 55.6%で全国1位^{※2}、女性の有業率は 77.7%で全国1位^{※3}と子育てをしながら働く女性が全国に比べて多い現状にあります。

育児休業取得率は、女性が 96.8%^{※4}、男性が 35.2%^{※4}と全国平均を上回り、上昇傾向にあるものの、依然として男性の取得率が低い状況です。

共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育需要は増大し、多様化しており、それに対応した保育サービス等の充実を図ることが必要です。また、女性も男性も子育てしながら無理なく働くことができる職場環境を実現するためには、長時間労働の是正など働き方の見直しとともに、企業におけるワーク・ライフ・バランスに向けた実効性のある取組みを促進し、それを実践する企業が社会から評価される環境づくりが必要です。

行政、地域、企業、NPOなど、社会を構成する多様な主体、祖父母世代など様々な世代の人が、それぞれの立場ではもちろん、互いに連携・協働することにより、社会全体で子育て応援の気運を盛り上げ、子育て家庭が安心して生活、子育てを楽しむことができる環境づくりを推進していくことが必要です。

※1・2・3：総務省「令和4年就業構造基本調査」

※4：厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」、山形県「令和5年山形県労働条件等実態調査」

重点的に取り組む事項

【推進方策（1） 共働き・共育ての支援】

- ・男性の育児・家事への参画が当たり前となり、男女とも仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを目指します。

【推進方策（2） 女性の就労・活躍支援】

- ・地域や職場等における男女共同参画を推進し、女性が活躍できる環境づくりを目指します。

【推進方策（3） 地域で支える子育て支援の充実】

- ・地域全体で子育て中の方を応援する気運醸成を図り、「子育てするなら山形県」の実現を目指します。

対応の方向

子育ての負担感が母親に偏ることがないように、男性の育児・家事への参画を促進し、子育ての孤立感・負担感の軽減を図ります。

◆事業展開① 男性の育児・家事への参画促進

男性も女性も子育ての喜びを実感し、子育ての責任を認識しながら、積極的に子育てに関わる気運の醸成を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
男性の育児・家事参画に向けた意識啓発	しあわせ子育て政策課	○夫婦で共に働き、子育ても仕事も楽しむことができる情報の発信 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信 ○男性の育児休業の取得及び家事・育児参画促進に向けたセミナー等の開催

◆事業展開② 事業主等に対する仕事と家庭の両立支援の意識醸成

ライフステージや個別の事情に対応した多様で柔軟な働き方を実現するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組みを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業への支援	雇用・産業人材育成課	○「やまがたスマイル企業認定制度」の実施による企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み促進 ○職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）による多様な働き方の紹介、導入にあたっての助言
男性の育児・家事参画に向けた意識啓発【再掲 5-(1)-①】	しあわせ子育て政策課	○夫婦で共に働き、子育ても仕事も楽しむことができる情報の発信 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信 ○男性の育児休業の取得及び家事・育児参画促進に向けたセミナー等の開催

◆事業展開③ 先導的な取組みの県全体への普及

男性の育児休業取得などの取組みのリード役となるため、県自ら率先して取り組み、県内市町村や企業等へ普及拡大します。

事業構成	担当課	事業概要
県庁における先導的な取組みの推進	人事課 働き方改革実現課	○知事を本部長とする「ワーク・ライフ・バランス推進本部」における時間外勤務縮減の徹底や年次有給休暇・育児関連休暇等の取得促進、研修等の取組みの実施

推進方策(2) 女性の就労・活躍支援

対応の方向

男女共同参画社会を実現するため、女性の能力が十分に活かされる環境づくりを推進します。

◆事業展開① 女性が活躍できる環境の整備

女性人材の育成支援や出産・育児などで離職した女性の再就職支援、多様で柔軟な働き方を実現する職場づくりなど、子育て中の女性が活躍できる環境づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
出産・育児などで離職した女性の再就職支援や育休からの職場復帰支援の充実	雇用・産業人材育成課	○マザーズジョブサポート山形・庄内におけるハローワークと連携した相談事業やセミナーの実施 ○大学等卒業後、就職したものの早期離職により再就職を希望する女性や移住等により県内就職を希望する女性を対象とした就職者支援
女性労働者の処遇改善及び誰もが働きやすい職場環境の整備	雇用・産業人材育成課	○女性非正規雇用労働者の賃金引上げ及び正社員転換を実施した事業者に対して支援金の支給 ○「やまがたスマイル企業認定制度」の実施による企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組み促進 ○職場環境改善アドバイザー（社会保険労務士）による多様な働き方の紹介、導入にあたっての助言
地域における男女共同参画の基盤づくりの強化	多様性・女性若者活躍課	○県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成や団体活動支援事業の実施 ○男女共同参画推進員制度による地域における男女共同参画の普及啓発の強化
あらゆる分野における女性活躍の推進	多様性・女性若者活躍課	○県男女共同参画センター「チェリア」における人材育成事業の実施【再掲2-(2)-①】 ○様々な分野で活躍する女性（ロールモデル）の紹介・周知【再掲2-(2)-①】 ○固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた啓発媒体等による情報発信の強化【再掲2-(2)-①】

		○山形で暮らし働く女性同士の交流等による女性のエンパワーメントの推進【再掲2-(2)-①】
男女共同参画社会づくりに向けた意識啓発の推進	多様性・女性若者活躍課	○男女共同参画の視点から生徒が将来の生き方を考える学習リーフレットの中学校への配付及び授業での活用推進 ○男女共同参画社会づくりに積極的に取り組む者の知事表彰による県民意識の醸成 ○男女共同参画の視点を持った次世代を担う人材の育成【再掲2-(2)-①】
女性の職業生活における活躍に向けた取組みの推進	多様性・女性若者活躍課	○産学官が連携した「やまがた女性活躍応援連携協議会」による、働く女性の活躍に向けた取組みの推進
地域における女性活躍のための支援	各総合支庁 子ども家庭支援課	○地域における実情や課題に応じた女性活躍推進のためのセミナー等の実施

◆事業展開② 政策・方針決定過程への女性の参画推進

女性の活躍を一層推進するため、審議会等への女性委員の積極的登用による政策・方針決定過程への参画推進を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
女性の県づくりへの参画推進	多様性・女性若者活躍課	○県審議会等への女性の積極的な登用の推進

対応の方向

地域の人々との連携による地域資源を活用した交流活動や、家族による支え合い、シニア層の子育てへの参画促進など、地域の多様な主体の力により子育て支援の充実を図るとともに、県民総ぐるみで子育てを応援する取組みを展開します。

◆事業展開① 社会全体でこどもを育てる気運醸成

こどもの成長や子育てを社会全体で支援する気運を醸成するため、県民総ぐるみで子育てを支援する取組みを推進するとともに、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや学校と地域の人々・団体などの連携による子育て支援活動を促進します。

事業構成	担当課	事業概要
「やまがたみんなで子育て応援団」活動の推進	しあわせ子育て政策課	○子育て応援イベント等における子育て支援活動の周知等、県民総ぐるみの子育て応援の推進
	各総合支庁 子ども家庭支援課	○管内市町、NPO団体等との協働により地域全体で子育てを応援する気運の醸成
シニア層（高齢者）が子育て支援の担い手として活躍する仕組みづくり	しあわせ子育て政策課	○地域のシニア層（高齢者）の意識啓発等により世代を超えて子育てを応援する気運の醸成
	雇用・産業人材育成課	○シルバー人材センターを活用した乳幼児の世話、保育施設等への送迎、就学児童に対する学習・生活指導等
保護が必要なこどもの社会的養護における家庭的な養育環境づくりの推進	子ども家庭福祉課	○里親家庭で生活するこどもが社会全体に支えられ健やかに成長することができるよう、県民の里親制度の理解促進に向けた普及啓発の推進
社会全体でこどもをいじめから守る取組みの推進	多様性・女性若者活躍課	○“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開
	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課	○いじめ防止対策の推進に関する条例及び基本方針に基づいた、学校におけるいじめ・不登校防止の取組みの推進 ○児童生徒による活動の積極的な情報発信

◆事業展開② こどもや子育て家庭に対する応援活動の推進

地域資源を活用した自然体験、交流活動など自然豊かな山形の風土を活かしたこどもの成長の機会を提供します。

事業構成	担当課	事業概要
地域や企業の参画による・パパ・ママ応援環境づくりの推進	しあわせ子育て政策課	○やまがた子育て応援パスポートによる企業の子育て応援活動の推進 ○赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度による企業の子育て応援活動の推進
地域資源を活用した体験・交流促進など山形らしさを活かした子育て活動の推進	県民文化芸術振興課	○山形県総合文化芸術館などを活用した親子等で芸術文化に触れる機会の創出
	最上総合支庁森林整備課	○中学生以上の若者を対象に東北農林専門職大学等と最上地域の高校、林業事業体等の産学連携により森林業人材を育成する森林体験学習会を実施
	置賜総合支庁森林整備課	○森林と人々の関わりを学びながら、森林の楽しさを実感し、森林を共に育てていくプログラムの実施
	庄内総合支庁森林整備課	○庄内海岸林を次世代に引き継ぎ、森林を守り育てる意識の醸成を図るため、地域住民・学校等が行う森づくり活動を推進

◆事業展開③ 多様な主体との連携による子育て支援体制の強化

NPO やボランティア、子育て支援団体の活動が円滑に実施できるよう必要な支援を行うとともに、市町村等と連携を促進し、社会全体に子育て支援の輪を広げたいきめ細かな支援活動を推進します。

事業構成	担当課	事業概要
NPO やボランティア団体などの取組みへの支援	消費生活・地域安全課	○やまがた社会貢献基金の活用による子育て支援を行うNPOなどの取組みに対する助成
県民による社会貢献活動の促進	消費生活・地域安全課	○ボランティア団体・NPOによる情報発信機能の充実により若者をはじめとする幅広い世代による社会貢献活動を促進 【再掲2-(2)-①】
地域の子育て支援体制の充実に向けた市町村、関係団体、NPO などの連携促進	地域福祉推進課	○民生委員・児童委員に対する効果的かつ円滑な活動に資するための活動費や指導訓練に係る費用の負担
	各総合支庁子ども家庭支援課	○管内市町、NPO団体等との協働により地域全体で子育てを応援する気運の醸成 【再掲5-(3)-①】

対応の方向

こどもが基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力の向上を推進するとともに、学校や地域、PTAや子ども会等の社会教育関係団体などと連携した自然や文化を活かした体験活動、こども同士や世代間の交流によるこどもの健全育成を推進します。

◆事業展開① 家庭や地域の教育力の向上

学校と家庭・地域が連携して地域のこどもたちを育むよう、社会全体で学校や地域での教育活動を総合的に支援する仕組みを構築し、その普及や取組みを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
家庭教育に関する学習機会の充実及び情報提供	生涯教育・学習振興課	○こどもの発達に応じた保護者等への学習機会の提供・充実 ○生活習慣に関する保護者用学習資料の活用及びホームページやSNS等を活用した情報提供
	多様性・女性若者活躍課	○家族の絆を大切にする「家庭の日」の普及啓発
非行防止に対する関係機関との連携強化や環境浄化活動の推進	多様性・女性若者活躍課	○“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開【再掲5-(3)-①】 ○「大人が変わればこどもも変わる」県民運動の展開
	警察本部人身安全少年課	○継続補導、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進
学校・家庭・地域との連携・強化	教育政策課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 生涯教育・学習振興課	○「やまがた教育の日」の周知・普及等の社会全体で教育活動を支援する取組みの推進 ○学校運営協議会制度の導入の促進 ○地域学校協働活動の推進

◆事業展開② 幼児教育の推進

人間としての基礎を培う重要な時期である幼児期に、自主性と他を思いやる心、人とかかわる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現力など、人間力の基礎を育む教育を充実するための取組みを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
就学前施設における運営の支援	子ども成育支援課	○就学前施設の運営支援 ○業務改善のためのD Xの促進
幼児教育推進体制を活用した幼保小連携の促進や幼児教育の質の向上	子ども成育支援課 義務教育課	○幼児教育センターを設置・活用し、架け橋 期プログラムの策定等による幼保小の連携を促進 ○幼児教育センターを設置・活用し、幼児教育アドバイザーを育成し、保育・幼児教育施設へ派遣することで、幼児教育の質の向上を促進【再掲3-(4)-②】
「人やモノ、自然とのかかわり」を大切にしたい親子の体験活動の推進【再掲 1-(4)-②】	産業技術イノベーション課	○公民館、PTA、子ども会などによる親子の体験型科学教室の開催に対するサイエンスインストラクターの派遣及び青少年のための科学の祭典in山形の開催 ○山形県産業科学館における、自然科学の原理やものづくりの楽しさを学べるような展示物の整備
	生涯教育・学習振興課	○地域の人やモノ、自然とのかかわりや体験を重視した「幼児共育ふれあい広場」等親子講座の実施
研修の充実による保育・幼児教育を行う人材の育成【再掲3-(4)-②】	子ども成育支援課 義務教育課	○経験に応じたキャリアアップ研修等の研修受講による技能の向上支援 ○公開保育等の実施や県内外の専門家をスーパーバイザーとした保育士等への個別指導の実施による質の向上 ○教育センターや教育事務所による保育士や幼稚園教諭等への研修の実施

◆事業展開③ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進

家庭、学校、地域の連携機関が連携することにより、社会全体でこども・若者を支援し、こども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
住民主体の地域づくり活動の促進	移住定住・地域活力創生課	○「地域運営組織」の形成に向け、地域づくりに係る専門的な知見を持つアドバイザーを派遣
関係機関の連携による県民の防犯意識の醸成	消費生活・地域安全課	○関係機関、団体と連携を図りながら、県民の防犯意識の高揚、自主的な防犯活動及び犯罪の防止に配慮した生活環境整備を推進するとともに、こどもの安全確保に向けた活動を促進
若年者の消費者被害・トラブル未然防止に向けた啓発の実施	消費生活・地域安全課	○若年者に対する消費者啓発・教育の強化のための出前講座やイベントの実施等により、消費者被害・トラブル未然防止を図るとともに、大学生等による若年者への啓発を実施
県全体の交通マナーの向上に向けた取り組み	消費生活・地域安全課 警察本部交通企画課	○県民一人ひとりが、最も基本的な「交通ルールの遵守」を常に意識することによる通学路等における交通安全の確保 ○「交通安全ありがとう運動」の実践等によるこどもや高齢者の交通安全啓発及び自転車の安全適正利用に関する取り組みを促進
児童の健全育成と仕事と家庭の両立の支援	子ども成育支援課	○昼間保護者がいない家庭の小学生の授業終了後や長期休暇等に、遊びや生活の場を提供し、健全育成活動を行う放課後児童クラブに対し運営費等を助成
こどもたちを育てる健全な社会環境づくりの推進	多様性・女性若者活躍課	○山形県青少年育成県民会議による県民総ぐるみでの青少年育成推進体制の構築
地域住民が積極的にこどもの教育や子育てにかかわる環境づくりの推進	生涯教育・学習振興課	○学校における多様な学習活動の展開及び地域コミュニティの活性化を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進
地域や関係機関が連携し、地域ぐるみでこどもの安全を守る体制の整備	学校体育保健課	○昨今の不審者からの声かけ事案や交通事故の発生等、登下校時におけるこどもの安全を守るため、地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を配置
学校における安全管理・安全指導の充実	学校体育保健課	○災害時における児童生徒の危険回避能力を育成するため、市町村に「学校防災アドバイザー」を派遣し、専門的見地から防災講話や避難訓練等を行い、学校・教

		育委員会、関係機関、地域が連携した推進体制を構築
		○「こどものいのちを守る」学校安全指導者研修会を開催し、交通安全・生活安全・災害安全の3領域について、講演や伝達・実践発表等を行い、各学校における安全管理、安全指導の充実を図る
通学路における安全対策の実施	道路整備課 学校体育保健課 警察本部交通規制課	○通学路の安全を確保するため、学校関係者、道路管理者、警察が連携し、通学路の合同点検の実施状況を共有し、安全対策の検討を実施
学校と連携した少年の非行防止や児童等の安全確保対策の実施	警察本部人身安全少年課	○スクールサポーターを配置し、学校と連携して地域における少年非行の防止とこどもの安全確保を図る
地域自殺対策の強化 【再掲 4-(5)-③】	地域福祉推進課	○こども・若者、若年女性、働き盛り世代、生活困窮者に重点を置いた自殺対策を推進するとともに、SNS等による相談支援、自殺対策に関する県民への普及啓発、自殺対策を支える人材の育成、児童生徒を対象としたSOSの出し方等教育の推進等を実施

◆事業展開④ こども・若者の健全育成に向けた社会環境の整備

非行・薬物乱用の防止、いじめ・暴力行為への対策のための有害環境対策の推進及びインターネットの安全・安心な利用を促進します。

事業構成	担当課	事業概要
いじめ・非行を許さない・見逃さない社会づくりの推進	多様性・女性若者活躍課	○“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開【再掲5-(3)-①】
青少年の健全な育成に資する良好な環境の整備	多様性・女性若者活躍課	○青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある興行や図書類の有害指定、立入調査の実施 ○青少年に関係する業界団体と連携した良好な社会環境づくりの推進
危険な薬物を撲滅するための取組みの実施	健康福祉企画課	○主に高校生を対象とした主要駅における薬物乱用防止街頭キャンペーンや主に大学生を対象とした大学学園祭における啓発活動等を実施
	学校体育保健課	○小・中・高等学校における講演等への講師派遣の案内や啓発資材の配布等を実施
児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深めるための研修会等の実施	学校体育保健課	○医師を学校に派遣し、児童生徒や保護者等に対し講演や研修会を実施 ○こどもの健康課題の解決のため専門家等による指導者研修会を実施
学校や警察による相談体制の強化	教育政策課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課	○多様な専門スタッフの配置や関係機関との連携により、チーム学校による児童生徒の問題行動や家庭環境等に関する相談体制の充実強化
	警察本部人身安全少年課	○少年や保護者等から非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受付
非行少年を生まない社会づくりの推進	警察本部人身安全少年課	○支援を必要としている問題を抱えた少年に対して手を差し伸べ、少年の規範意識の向上や社会との絆の強化を図るため少年を見守る社会気運を醸成 ○少年非行・被害防止のため、街頭補導活動、少年相談活動、非行少年・被害少年等に対する継続的なサポート活動、薬物乱用防止活動、広報啓発活動、情報提供活動等を展開 ○警察、少年警察ボランティア、学校等が協働して少年非行・被害防止のための活動を行い、活動を情報発信して県民啓発を推進

サイバー空間の健全化のためのサイバー犯罪抑止の推進	警察本部サイバー犯罪対策課	○県内の大学等に在籍し、インターネットに関する知識を有する大学生等を「山形県警察大学生等サイバーパトローラー」として委嘱し、サイバーパトロールや広報啓発活動等を実施
---------------------------	---------------	--

推進方策(5) こども・若者、子育て当事者が安全・安心に生活できる環境づくり

対応の方向

安全で快適な子育て環境づくりのため、親子の遊び場の整備や通学路における安全・安心な歩行空間の整備を促進するとともに、インターネットトラブルを含む犯罪被害や自然災害から身を守るための安全学習・安全指導を推進します。

◆事業展開① 子育てにやさしいまちづくり

安全・安心なゆとりある環境を整備し、子育て中の親子が安心して外出できるように、バリアフリー化の促進や、通学路の歩道整備、地域住民でこどもの安全を見守る体制の充実、良好な住環境の整備など、子育てにやさしい街づくりを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
安全で安心なまちづくりの推進	消費生活・地域安全課	○「山形県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」に基づく各種施策の総合的な推進
交通安全県民運動の推進	消費生活・地域安全課	○関係機関・団体と連携した交通安全県民運動の推進 ○交通安全に関する各種広報啓発活動の実施
こどもと一緒に安心して外出ができる環境づくり	しあわせ子育て政策課	○やまがた子育て応援パスポートによる社会全体で子育てを応援する環境づくりの推進 ○赤ちゃんほっと♥ステーション応援企業寄附制度による社会全体で子育てを応援する環境づくりの推進 ○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信 ○外出先で安心して授乳・おむつ替えができる「赤ちゃんほっとステーション」の設置促進
	地域福祉推進課	○妊産婦と一歳未満のこどもを連れた親を対象とした身体障がい者等用駐車施設利用証の交付
通学路や未就学児が集団移動する経路における総合的な安全対策の推進	子ども成育支援課 道路整備課 学校体育保健課	○学校関係者・警察・道路管理者の連携による通学路等の合同点検及び安全対策の実施
	警察本部交通規制課	○把握した要対策箇所の交通規制等の対策
通学路における安全な歩行空間の整備推進	道路整備課	○こどもたちが安心して通学できる歩行空間の整備

見守り隊等のこどもの安全・安心確保に向けた地域住民の積極的なボランティア活動の促進	多様性・女性若者活躍課	○「大人が変わればこどもも変わる県民運動」の展開【再掲5-(4)-①】
	学校体育保健課	○学校安全ボランティア養成講習会の開催によるこどもを地域で見守る体制の強化
	警察本部生活安全企画課	○学校等と連携した「こども110番連絡所」設置の普及拡大 ○青色回転灯等装備車の更なる登録拡大と当該車両を有効活用した自主防犯活動の推進
	警察本部人身安全少年課	○学校と連携したいじめ事案を含む非行等を繰り返す児童生徒の立ち直り支援活動及び登下校時の犯罪被害から児童を守る活動の推進
地域ぐるみの学校安全体制整備及び県と市町村の連携による学校安全体制の整備推進	学校体育保健課	○地域学校安全指導員の配置及び市町村教育委員会学校安全担当者との連絡協議会の開催による学校安全体制の整備
安全・安心な遊び場の適正な管理	都市計画課	○遊具の定期点検等の適正な実施、老朽化した公園施設の修繕・更新による、安全・安心な遊び場の提供
遊び場情報の発信	しあわせ子育て政策課	○ホームページ（やまがた子育て応援サイト）等を活用した積極的な情報発信
子育て世帯等の多様なニーズに合わせた居住環境づくりの推進	建築住宅課	○住宅リフォーム工事に対する支援（補助）【再掲2-(5)-②】 ○中古住宅の購入に対する支援（補助）【再掲2-(5)-②】 ○移住者等の住宅確保要配慮者向けセーフティネット住宅として登録する空き家などの改修工事に対する支援
子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給促進【再掲3-(4)-④】	建築住宅課	○子育て世帯（ひとり親家庭を含む。）、新婚世帯、移住者などの入居を拒まない「セーフティネット住宅」の供給促進
地域自殺対策の強化【再掲4-(5)-③】	地域福祉推進課	○こども・若者、若年女性、働き盛り世代、生活困窮者に重点を置いた自殺対策を推進するとともに、SNS等による相談支援、自殺対策に関する県民への普及啓発、自殺対策を支える人材の育成、児童生徒を対象としたSOSの出し方等教育の推進等を実施

◆事業展開② 安全教育の推進

こどもの交通事故やインターネットトラブルを含む犯罪被害、自然災害から身を守るためのこどもの危険予測、回避能力を高める安全学習、安全指導を推進するとともに、こども自身の意識を高める教育などを推進します。

事業構成	担当課	事業概要
交通安全教育・活動の推進	消費生活・地域安全課	○幼児・児童・生徒に対する交通安全教室の開催などによる交通安全教育の強化
	学校体育保健課	○山形県高等学校交通安全教育指導者研修会の開催及び高等学校による自転車安全教室モデル事業の実施 ○高等学校生徒指導連絡協議会との連携による取組み（高校生マナーアップ運動の実施） ○警察本部との連携による取組み（高校生に対する自転車マナーアップ指導） ○「交通安全県民運動」との連携による取組み
	警察本部交通企画課	○登下校時の交通事故防止や自転車乗車時のルール・マナー教育・ヘルメット着用の推進 ○チャイルドシート及び後部座席ベルトを含めた全席シートベルト着用率向上のための広報啓発活動要請等の取組み
ライフステージに合わせた消費者教育の推進及び地域や家庭での取組み支援	消費生活・地域安全課	○消費生活出前講座の実施
災害・感染症等危機管理対応能力の育成	防災危機管理課	○親子で学ぶ防災出前教室や防災ミニ出前講座等の実施 ○災害を実感できる防災教育の充実強化
	健康福祉企画課	○感染症の予防と発生時の対応に関する啓発の推進
危険予測・危険回避能力の育成と自他の命を尊重する安全教育の推進	学校体育保健課	○「学校安全強化旬間」の実施 ○「こどものいのちを守る」学校安全指導者研修会の実施
	警察本部生活安全企画課	○実践的な防犯講話や訓練指導によるこどもや教職員の有事対応能力向上・ ○県警メール配信システム「やまがた110ネットワーク」による防犯力向上に資するタイムリーかつ有益な情報発信

若年層に対する性や喫煙・危険ドラッグ等に対する正しい理解の促進	多様性・女性若者活躍課	○関係機関と連携した20歳未満の者の喫煙防止キャンペーンの実施
	がん対策・健康長寿日本一推進課	○高校、大学等への出前講座の実施など、若年者に対する喫煙に関する知識の普及啓発の推進
	健康福祉企画課	○若者への啓発資材の配布など、薬物乱用防止啓発の推進 ○薬物乱用防止教室等の開催による児童・生徒に対する違法薬物等に対する正しい理解の促進
	学校体育保健課	○非行防止教室及び薬物乱用防止教室等による児童・生徒に対する違法薬物等に対する正しい理解の促進 ○学校・家庭・地域の連携による学校教育活動全体を通じた健康教育の充実
	警察本部人身安全少年課	○非行防止教室及び薬物乱用防止教室等による児童・生徒に対する違法薬物等に対する正しい理解の促進
インターネットの適切・安全・安心な利用に関する知識の普及啓発・環境整備	多様性・女性若者活躍課	○青少年に係る業界団体と連携した良好な社会環境づくりの推進【再掲5-(4)-④】 ○青少年育成関係機関、団体を対象にしたインターネット安全利用の知識習得を図る研修会の実施
	義務教育課 高校教育課	○学校における生徒指導の推進 ○非行防止教室等によるインターネットやSNSの使い方についての正しい理解の促進
	警察本部人身安全少年課	○非行防止教室の実施や少年警察ボランティア等と協働した各種活動によるSNS起因の犯罪被害防止
未就学児の安全確保の取組みの強化	子ども成育支援課	○非常災害時等における計画策定と避難訓練等備えの徹底 ○感染症予防対策の徹底 ○未就学児に対する性犯罪防止や安全対策の取組みに対する支援

◆事業展開③ こども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応

こども・若者の福祉を害する犯罪被害への対応のため、被害を受けたこども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談支援体制の充実を図ります。

事業構成	担当課	事業概要
犯罪被害者等に対する相談支援の充実強化	消費生活・地域安全課	○「やまがた性暴力被害者サポートセンター」の運営により、被害者への相談対応や関係機関と連携した必要な支援を実施
	警察本部広報相談課	○広報相談課犯罪被害者支援室に被害者支援カウンセラーを配置し、カウンセリング等により犯罪被害者等の精神的被害を軽減
犯罪被害者等に対する経済的支援の充実強化	警察本部広報相談課	○性犯罪被害者の初診料、検査費用、緊急避妊費用を公費で支出し、経済的負担を軽減 ○犯罪被害者等の精神科医等による診療・カウンセリングの経費を公費で支出し、経済的負担を軽減

VI

数値目標

計画に掲げる個々の施策を検証する数値目標について、以下のとおり設定します。

指 標 等		現 状	数値目標	到達年度
基本の柱1 郷土愛を持ち 健やかに成長するために				
(1) こども・若者の意見・権利の尊重				
1	若者委員を1名以上登用している県審議会等の割合	97.7% (R5)	100%	R11
2	「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小6: 84.0% 中3: 84.4%	小: 86.5% 中: 86.9%	R11
3	「自分と違う意見について考えるのは楽しい」と思う割合	小6: 74.9% 中3: 78.0%	小: 80% 中: 80.5%	R11
(2) 郷土への愛着と誇りの涵養				
4	「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と考える児童生徒の割合	小6: 85.4% 中3: 80.8%	小: 87.9% 中: 83.3%	R11
(3) こども・若者の自立に向けた支援				
5	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小: 81.8% 中: 68.4%	小: 85% 中: 70%	R11
6	職場見学・職場体験等を行っている小学校・中学校・高等学校の割合	小: 90.1% 中: 97.9% 高: 98.1%	小: 100% 中: 100% 高: 100%	R11
(4) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり				
7	こども食堂等こどもの居場所実施市町村数	27市町村 (R6_12)	35市町村	R11
8	こども食堂等こどもの居場所実施箇所数	93箇所 (R6_12)	112箇所	R11
9	困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている割合	小6: 66.7% 中3: 65.7%	小: 80% 中: 80%	R11
基本の柱2 若者が山形で夢と希望を叶えるために				
(1) 若者の所得向上				
10	就職支援サイトのアクセス件数	113,426件 (R5)	116,500件	R11
11	産業界における従業員のリスクリングに取り組む企業の割合	—	25%	R11
(2) 若者の活躍促進				
12	山形若者交流ネットワークサイトへのアクセス数	114,392件 (R5)	145,000件	R11
13	県内新規高卒者の県内就職割合	80% (R5)	82%	R11
(3) 家族観の醸成				
14	ライフデザインセミナーの受講者数	—	1,600人	R11
(4) 結婚支援の推進				
15	婚姻率(20歳～44歳の人口千人当たり)	12.48 (R5)	上昇	R11
16	「やまがたハッピーサポートセンター」及び「やまがた縁結びたい」における成婚組数	58組 (R5)	80組	R11
(5) 若い世代の移住・定住促進				
17	移住・交流ポータルサイトトップページのアクセス件数	253,459件	330,000件	R11
18	15～24歳(日本人)の社会増減数(県外からの転入者数－県外への転出者数)	△3,215人	△2,700人	R11
19	県の移住支援を受けた県外からの移住者数	630人 (速報値)	1,000人	R11
基本の柱3 安心して山形でこどもを生き育てるために				
(1) 妊娠・出産の希望実現				
20	県民の理想とするこどもの数	2.38人 (R5)	上昇	R11
21	不妊専門相談センターの利用者数	28人 (R5)	65人	R11
22	NICU病床数(人口10万対)	2.8床(R5)	2.8床以上	R11
(2) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援				
23	総合支庁における思春期・性教育関係のセミナー受講者数(延人数)	601人	800人	R11
24	「産後ケア事業」を利用した子育て世帯の割合	9.1% (R4)	33.3%	R11
25	産後1カ月時点での産後うつハイリスク者の割合	12.40%	9.0%	R11
(3) 多様な保育サービスの充実				
26	県内保育士養成校卒業生の保育士資格保有者の県内保育施設就職率	81.8%	84.0%	R11
27	放課後児童クラブの待機児童数	97人	0人	R11
(4) 子育てや教育に係る経済的負担の軽減				
28	経済的理由で理想のこどもの数を持たない割合	35.10%	減少	R11

指 標 等		現 状	数値目標	到達年度
基本の柱４ 困難を有する子ども・若者とその家庭が未来を切り拓くために				
(１)	こどもの貧困対策の推進			
29	こどもの貧困対策推進計画を策定する市町村数	6市町村 (R6)	全35市町村	R11
30	生活困窮者自立支援・任意事業（就労準備・子ども学習・家計改善）実施地域	県（市町村部） +11市	県（市町村部） +13市	R11
(２)	ひとり親家庭への支援			
31	ひとり親家庭センターにおける相談件数	943件	950件	R11
32	ひとり親家庭等就業・自立支援センター利用による就業件数	163件	170件	R11
(３)	こどもへの虐待防止			
33	こども家庭センターの設置市町村数	27市町村 (R6.4.1)	35市町村	R11
34	こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得者数【累計】	—	30人	R11
(４)	社会的養護等を必要とするこどもへの支援			
35	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの割合	—	100%	R11
36	里親等委託率	20.9% (R5末)	39.0%	R11
37	特別支援教育に係る校内研修を実施している小中高等学校の割合	小：74.7% 中：58.3% 高：47.0%	小：100% 中：100% 高：70%	R11
(５)	社会参加に困難を有する子ども・若者とその家族への支援			
38	ひきこもり相談窓口での相談件数	899件	1000件	R11
39	不登校児童生徒のうち学校や学校外の機関等とのつながりを持っている児童生徒の割合	—	100%	R11
40	SOSの出し方等に関する教育の実施市町村及び実施校数の割合	小学校：11市町村 中学校：13市町村 (R5)	全ての公立小学校、中学校、高等学校で実施	R11
基本の柱５ 子ども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために				
(１)	共働き・子育ての支援			
41	男性の育児休業取得率	35.2%	78%	R11
42	やまがたスマイル企業認定数【累計】	221社	620社	R11
(２)	女性の就労・活躍支援			
	やまがたスマイル企業認定数【累計】【再掲】	221社	620社	R11
43	企業における女性の管理職登用割合	16.0%	18.5%	R11
44	県審議会等委員に占める女性の割合	52.1% (R5)	50%程度を維持	R11
(３)	地域で支える子育て支援の充実			
45	やまがた子育て応援パスポート事業の満足度	77%	90%	R11
46	赤ちゃんぽっと♥ステーション応援寄附制度の寄附企業数	8社	20社	R11
47	「安心して子どもを産み育てられる環境」に関する満足度	—	上昇	R11
48	県と連携し、地域の強みや課題の分析に基づいた少子化対策の取り組みを行う市町村数【累計】	—	10市町村	R11
(４)	学校・地域・家庭の連携による教育の展開			
49	コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まった」と回答した学校の割合	小6：87.9% 中3：67.7%	小：90.4% 中：85%	R11
(５)	子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり			
50	赤ちゃんぽっと♥ステーションの登録施設数	72施設 (R5)	192施設	R11
51	こども見守り活動実施率	100%	100%	R11

Ⅶ

保育サービス等の提供

各市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を作成し、県は、当該計画を基に、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう計画的に提供体制を確保するほか、市町村の区域を超えた広域的な調整、保育人材の確保及び質の向上に係る方策並びに保護を要するこどもの養育環境の整備等の専門的な知識及び技術を要する支援を実施してまいります。

計画の作成に当たっては、就学前児童数の推移や、幼稚園・保育所等の現在の利用状況と今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施し、今後必要とされる教育や保育等の量の見込みを算出し、これに対応するため、令和7年度から5年間の間に実施する教育・保育等の提供体制の確保内容及びその実施時期を次のとおりとします。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めるに当たり、その単位となる区域を定めることとなっています。

県は、県内の市町村間の広域利用の状況や、定められた区域が幼稚園や保育所等の教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、この区域を県全域で1区域と設定します。

2 保育サービス等の提供に係る取組方針

県は、保育サービス等の提供に当たり、本計画が目指す社会の実現に向けて、重視する視点にある「切れ目ない支援により笑顔で子育てできる環境を整備 ～ライフステージに応じた多様な支援により、安心して子育てができるように～」を柱とし、需要に応じた保育サービス等の量の確保とともに、質の向上を図るため、次の項目に重点的に取組めます。

また、就学前児童数の減少を考慮した、保育サービスの提供体制のあり方について検討を行います。

- 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目ない支援
- 多様な保育ニーズに応えることができるサービスの充実と提供体制の整備
- 保育・幼児教育を担う人材の確保や質の向上への支援
- 子育てや教育に係る経済的負担の軽減に対する支援

3 教育・保育施設及び地域型保育事業

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）や地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）等について、下表のとおり計画します。

県は、この計画に基づいて、市町村からの意見をお聞きして、教育・保育施設の認可・認定を判断します。

また、市町村間の情報共有や広域的な調整について、市町村計画の策定状況を踏まえ、必要に応じて調整を行います。

注）「精査中」：市町村子ども・子育て会議付議後の確定数に基づき算定するため精査中としているもの

○教育・保育の量の見込みと確保方策

（人）

		令和7年度			令和8年度		
		3～5歳 (1号認定)	3～5歳 (2号認定)	0～2歳 (3号認定)	3～5歳 (1号認定)	3～5歳 (2号認定)	0～2歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)							
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)						
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園(※1)	精査中					
	企業主導型保育事業						
	届出保育施設等 (※2)						
	特定地域型 保育事業所						
②－①							

		令和9年度			令和10年度		
		3～5歳 (1号認定)	3～5歳 (2号認定)	0～2歳 (3号認定)	3～5歳 (1号認定)	3～5歳 (2号認定)	0～2歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)							
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)						
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園(※1)	精査中					
	企業主導型保育事業						
	届出保育施設等						
	特定地域型 保育事業所						
②－①							

		令和 11 年度		
		3～5 歳 (1号認定)	3～5 歳 (2号認定)	0～2 歳 (3号認定)
①量の見込み (必要利用定員総数)				
②確保 方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼 稚園・保育所)			
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園(※1)	精査中		
	企業主導型保育事業			
	届出保育施設等			
	特定地域型 保育事業所			
②－①				

※ 1 特定教育・保育施設以外の幼稚園・・・「一時預かり事業」を行う幼稚園等を含む

※ 2 届出保育施設等・・・市町村又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

○参考：令和 6 年 4 月 1 日実績

(人)

		令和 6 年度		
		3～5 歳 (1号認定)	3～5 歳 (2号認定)	0～2 歳 (3号認定)
量の見込み (計画値)		3, 534	15, 658	12, 640
量の見込みに対する実績値 (R6 年 4 月 1 日利用者数)		3, 383	15, 000	10, 359
確保 方策 (計画値)	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼 稚園・保育所)	6, 647	16, 651	12, 050
	特定教育・保育施設 以外の幼稚園	1, 362	1, 008	37
	企業主導型保育事業		78	266
	届出保育施設等		276	333
	特定地域型 保育事業所			1, 035
	計	8, 009	18, 113	13, 721
確保方策に対する実績値 (R6 年 4 月 1 日現在の利用定員数)		5, 114	16, 190	12, 187

※ 計画値・・・第 2 期計画における計画値

4 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業は、就労の有無や家庭の状況に関わらず、子育ての負担感や孤独感、不安などを解消することを目的としています。

市町村は、教育・保育の提供体制の確保と同様に事業ごとに需要量を適切に見込み、その需要に応えられるよう、計画的に提供体制を整備することとなります。

県は、市町村が、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、各事業を地域の実情に応じて円滑に運営できるよう、必要な支援を行うこととします。

なお、「地域子ども・子育て支援事業」は、以下の20事業について法で定められており、市町村は地域の実情を踏まえ、事業の全部もしくは一部を実施します。

(1) 利用者支援事業

令和6年4月1日現在、県内28市町38か所で実施しています。

子ども・子育て支援新制度の目的である「教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進」を進めるためにも重要な事業であるため、県内すべての市町村における積極的な実施を推進します。

<基本型>

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

<地域子育て相談機関>

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

<特定型>

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

<こども家庭センター型>

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

○参考：令和 5 年度実績（箇所）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	箇所数（実績値）
40	40	38

（２）地域子育て支援拠点事業

令和 6 年 5 月 1 日現在、県内 35 市町村 112 箇所で実施しております。今後も円滑な実施を推進します。

（①②人回、③箇所）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
③ //					

○参考：令和 5 年度実績（箇所）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	施設数（実績値）
645, 575 人	103 箇所	112 箇所

（３）妊婦健康診査

令和 6 年 4 月 1 日現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

（人回）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

○参考：令和 5 年度実績

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	妊娠届出件数
67, 798 人回	-	4, 787 件（※）

※妊娠届出をした妊婦に 1 4 回分の妊婦健康診査券を配布

（４）乳児家庭全戸訪問事業

令和 6 年 4 月 1 日現在、県内すべての市町村が実施しており、引き続き円滑な実施を推進します。

（人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

○参考：令和 5 年度実績（人）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	実績値
5, 374 人	-	4, 528 人

(5) 養育支援訪問事業

令和6年11月1日現在、県内25市町が実施しており、市町村が需要に応じて対応ができるよう、実施を推進します。

	(人)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

(6) 子育て短期支援事業

〔短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）〕

令和6年11月1日現在、県内25市町村が実施（施設と契約）しています。

市町村が需要に応じて対応ができるよう、実施を推進します。

<短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）>

(①②人日、③箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
③ "					
②-①					

<夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）>

(①②人日、③箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
③ "					
②-①					

○参考：令和5年度実績（人日）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	利用者数（実績値）
380	1,120	235

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

令和6年4月1日現在、県内24市町23箇所（共同実施あり）で実施しています。

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の対象事業となっており、今後も地域に偏らず需要が見込まれる事業です。

単独市町村での実施のみでなく、広域的な対応も視野に一層の整備を図ります。

	(人日)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

○参考：令和5年度実績（人日）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	利用者数（実績値）
7,023	7,226	6,581

(8) 一時預かり事業

令和6年4月1日現在、県内30市町298箇所で実施しています。地域子ども・子育て支援事業では、幼稚園で行っている在園児対象の預かり保育も含めて、一時預かり事業として実施します。幼児教育・保育の無償化の対象事業となっており、今後の需要も見込まれます。

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とするものの預かり保育の利用希望に対応できるようにします。

① 量の見込み

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号による利用					
2号による利用	精査中				
計					

② 確保方策

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)					
上記以外	精査中				
計					
②-①					

(9) 延長保育事業

令和6年4月1日現在、県内すべての市町村が285施設で実施しています。今後も多様な働き方に対応できるよう必要な支援を行います。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

(10) 病児保育事業

令和6年4月1日現在、県内20市町88箇所で実施しており、保護者が就労等により家庭で保育ができない場合に一時的に預かります。

実施されている地域に偏りがあり、お住まいの近くでの事業実施などの要望も多いので、単独市町村での実施のみでなく広域的な対応も視野に整備を図ります。

幼児教育・保育の無償化の対象事業になっています。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策 計					
病児・病後児対応	精査中				
体調不良時対応					

	ファミリー・サポート・センター事業					
②—①						

○参考 令和5年度実績（人日）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	利用者数（実績値）
19,094	17,042	17,724

（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

令和6年5月1日現在、県内34市町村418箇所で実施しており、他の1町が放課後子供教室で対応しています。利用児童数は年々増加しており、今後の需要も見込まれます。

引き続き、必要な整備を行うとともに、放課後児童支援員等に対する研修や処遇改善を図ります。

		(人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 計						
	1年生					
	2年生					
	3年生	精査中				
	4年生					
	5年生					
	6年生					
② 確保方策						
②—①						

○参考：令和6年度実績（人）

量の見込み（計画値）	確保方策（計画値）	利用者数（実績値）
16,638	17,042	17,131

（12）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

令和6年4月1日現在で、県内9市町で実施しております。

要保護児童対策地域協議会調整機関の職員への研修や、支援活動の周知を図る取り組み等を行う事業です。

		(人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み						
② 確保方策		精査中				
②—①						

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保護者の負担軽減）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や副食費等を助成する事業です。市町村が本事業に取り組む場合に、県として必要な支援を行います。

(人)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②—①					

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入に対する支援を行います。市町村が本事業に取り組む場合に、県として必要な支援を行います。

<新規参入施設等への巡回支援>

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②—①					

<認定こども園特別支援教育・保育経費>

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②—①					

(15) 子育て世帯訪問支援事業

令和6年11月1日現在、県内13市町で実施しております。

この事業は、家事や育児等に不安や負担を抱える家庭に対し、家庭訪問等による家事支援や育児支援等を行う事業です。

(人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②—①					

(16) 児童育成支援拠点事業

令和6年11月1日現在、県内1市で実施しております。

この事業は、養育環境に問題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、居場所及び食事等の提供、生活習慣の形成等を行う事業です。

(人日)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

(17) 親子関係形成支援事業

令和6年11月1日現在、県内5市町で実施しております。

この事業は、児童との関わり方や子育てに不安等を抱えている保護者に対するペアレント・トレーニング等を行う事業です。

(人日)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策	精査中				
②-①					

(18) 妊婦等包括相談支援事業

令和6年4月1日現在、県内35市町村で実施しています。この事業は、妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うものです。

(回)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み					
② 確保方策 計					
子ども家庭センター	精査中				
子ども家庭センター以外					
②-①					

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

この事業は、保護者が月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に通園を利用できるよう、受入体制を構築する事業です。

令和8年度からは、通園給付に移行し、全市町村で実施します。

		(人日)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	① 量の見込み					
	② 確保方策					
	②-①					
1歳児	① 量の見込み	精査中				
	② 確保方策					
	②-①					
2歳児	① 量の見込み					
	② 確保方策					
	②-①					

(20) 産後ケア事業

令和6年4月1日現在、県内35市町村で実施しています。この事業は、退院直後の母子に対し、短期入所、通所又は居宅訪問の形態により、助産師等が心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施するものです。必要に応じて、都道府県で市町村の区域を超えた広域的な調整を行い、需要に応じた提供体制の確保を行います。

		(人日)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 計						
	短期入所（ショートステイ）型					
	通所（ディサービス）型					
	居宅訪問（アウトリーチ）型					
② 確保方策 計		精査中				
	短期入所（ショートステイ）型					
	通所（ディサービス）型					
	居宅訪問（アウトリーチ）型					
②-①						
	短期入所（ショートステイ）型					
	通所（ディサービス）型					
	居宅訪問（アウトリーチ）型					

5 人材の確保と質の向上について

質の高い教育・保育を行うためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士などの教育・保育に従事する者の確保及び質の向上が必要です。

また、働き方の多様化に伴う保育ニーズの多様化に対応するため、地域における保育者の育成等、幅広い人材の確保や質の向上が必要となります。

そのため、県は、研修の実施などにより、必要な人材の確保を図るとともに、離職を防止するための労働環境の整備や処遇の改善を行います。

○県内保育士養成校卒業生の保育士資格保有者の県内保育施設就職率 (％)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県内就職率	82.5	82.9	83.2	83.6	84.0

○子育て支援員研修修了累計数 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修了者数	1,993	2,180	2,367	2,554	2,741

○放課後児童支援員研修修了者累計数 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
修了者数	2,100	2,236	2,372	2,508	2,644

6 認定こども園への移行について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟にこどもを受け入れられる施設であるとともに、地域における子育て支援の提供施設としての役割を担います。

県では、幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対して、市町村と連携し、施設整備などについて必要な支援を行い、認可・認定に係る基準や手続きに関する情報提供や相談支援を行います。

○認定こども園の設置計画及び設置時期 (施設数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
設置計画数 (県全体)	133	135	135	135	135

